

土地改良（土木）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後		現 行	
土地改良（土木）工事施工管理基準		土地改良（土木）工事施工管理基準	
第1 目 的	この土地改良（土木）工事施工管理基準(以下、「管理基準」という。)は、茨城県が行う県営土地改良事業に係わる工事について、<u>その施工に当たっての</u>工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、<u>受注者が実施する</u>施工管理の基準を定めたものである。 第2 適 用 この管理基準は、茨城県農林水産部農地局が実施する土地改良（土木）工事を請負により施工する場合に適用するもので、<u>この管理基準によりがたい場合又はこの管理基準と特別仕様書が一致しない</u>条項は特別仕様書が優先する。 本管理基準に定めるJIS規格及び各種協会規格が、最新のこれらの規格と異なる場合には、当該最新の規格を適用するものとする。	1 目 的 この <u>施工管理基準</u>(以下、「管理基準」という。)は、茨城県が行う県営土地改良事業に係わる工事について、<u>工事の工程管理</u>、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、<u>請負人が実施する</u>施工管理の基準を定め <u>る</u>。 2 適 用 この管理基準は、茨城県農林水産部農地局が実施する土地改良（土木）工事を請負により施工する場合に適用するもので、<u>この管理基準によりがたい場合又はこの管理基準と特別仕様書が一致しない</u>条項は特別仕様書が優先する。 【新設】 3 施工管理の基本構成 施工管理の基本構成は次のとおりとする。 工程管理 直接測定による出来形管理 出来形管理 品質管理 撮影記録による出来形管理 (1) 工程管理とは、工期、資材入手等を考慮し、工事 <u>達成に必要な作業手順及び日程を定め</u> <u>工程計画</u>を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討 <u>し</u>、必要な処置をとることをいう。	
		第3 施工管理の基本構成	
		施工管理の基本構成は次のとおりとする。	
		工程管理(進度管理) 直接測定による出来形管理 出来形管理 品質管理 撮影記録による出来形管理	
		1 工程管理	契約工期 及び日程を定めて、<u>工程内容に応じた方式</u>(ネットワーク方式、バーチャート方式等)により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

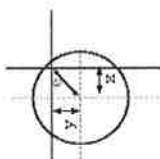
改 正 後	現 行
2 直接測定による出来形管理 工事の出来形を把握するため、<u>工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定（以下、「出来形測定」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。</u>	(2) 直接測定による出来形管理とは、<u>工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、凸凹、勾配、基準高等を施工の順序にしたがい直接測定（以下、「出来形測定」という。）し、その都度、結果を管理図表又は結果一覧表に記録し、常に的確な管理を行うことを行う。</u>
3 撮影記録による出来形管理 出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階（区切り）及び施工の進行過程が確認できるよう、撮影基準等に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。	(3) 撮影記録による出来形管理とは、<u>出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階及び施工の進行過程を確認するため、必要に応じて撮影記録（以下「撮影等」という。）を行うことを行う。</u>
4 品質管理 資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下、「試験等」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。	(4) 品質管理とは、<u>資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下「試験等」という。）し、その都度、結果を管理図表又は結果一覧表に記録し、適格な管理を行うことを行う。</u>
4 施工管理の実施 1 施工管理責任者 受注者は、土地改良工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 第1節後則 1-1-1-10 主任技術者等の資格に規定する技術者等と同等以上の資格を有する者を、施工管理責任者に定めなければならない。	4 施工管理の実施 (1) 施工管理責任者は、<u>当該工事の施工管理を掌握し、この管理基準に従い適正な管理を実施しなければならない。</u>
2 施工管理項目 施工管理は、別表第1「直接測定による出来形管理」、別表第2「撮影記録による出来形管理」、別表第3「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特別仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督員と協議するものとする。	(2) 施工管理は、別表に示す「直接測定による出来形管理」「撮影記録による出来形管理」及び「品質管理」の方法により行うものとする。なお、この管理基準又は特別仕様書に明示されていない事項については、監督員の指示によるものとする。
3 施工管理の実施と提出内容 施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	(3) 施工管理は、<u>工事の進行にともなう、速やかに実施し、その結果を随時監督員に提出報告し、施設を受けるものとする。</u>

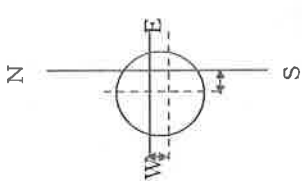
改 正 後	現 行
なお、提出様式は別添第4「施工管理記録様式」を参考に適正な方式を決定するものとするが、道路工の様式については、土木部様式を使用するものとする。 【削除】	【新設】 (4) 理図表（X-R S-R m管理図、記号X-R管理図、工程能力図等）は構造物種類、工事の規模、管理項目等を検討のうえ、適正な方式を決定する。
4. 施工管理上の留意点	【新設】
(1) 完成後に明視できない部分又は完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定・撮影記録に特に留意するものとする。	(5) 施工管理にあたっては、完成後に明視出来ない部分又は完成後に測定困難な部分については、特に留意するものとする。
(2) 完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることができるものとする。	(6) 出来形管理の出来形測定は、監督員と打ち合わせのうえ型枠建込時の測定値によることができる。
(3) 管理方式が構造図に朱記、併記するものにあつては、規格値を合わせて記載するものとする。	【新設】
(4) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。	(7) 測定基準にかかわらず、施工管理の初期等、必要に応じて測定頻度などを増加するものとする。
(5) 出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求め正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。	(8) 出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向する場所バラツキが大きい場合は、その原因を正し、つねに所定の品質規格が得られるよう努力しなければならない。
5. 検査（完成・既済部分）時の提出内容 受注者は、完成検査、既済部分検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。	(9) 完成検査、既済部分検査にあたり施工管理状況を整備し提出するものとする。
6. その他 (1) 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上限を超えても構造及び機能上、支障ない場合はこの限りでない。 (2) 施工管理の記録は、電子納品対象物である。 (3) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。	【新設】
第5 用語の定義 規格値……規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内になければならない。 【削除】	(10) 用語の定義 規格値……規格値は、設計値と出来形測定値の差の限界値であり、測定値は全て規格値の範囲内にならない。 (11) この管理基準は平成21年4月1日以降工事から適用する。

改 正 後				現 行			
別表第1 直接測定による出来形管理 1 共通工事				別表第1 直接測定による出来形管理 1 共通工事			
工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
1 共 通 工 事	1. 掘削	①基準高(V)	【略】	1 共 通 工 事	①基準高(V)	【略】	【略】
		②幅(W)	【略】		②幅(W)	【略】	
		③法長(L)	【略】		③法長(L)	【略】	
		④施工延長	【略】		④施工延長	【略】	
	2. 盛土	①基準高(V)	【略】		①基準高(V)	【略】	上記と同じ
		②幅(W)	【略】		②幅(W)	【略】	
		③法長(L)	【略】		③法長(L)	【略】	
		④施工延長	【略】		④施工延長	【略】	

管 理 方 式				測 定 箇 所 標 準 図			摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記, 併記するもの					
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

改正後				現行			
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	工種	項目	規格値(mm)	測定基準
1 共通工事	石積み	【略】	【略】	1 共通工事	①基準高(V)	【略】	【略】
	コンクリートブロック積み	【略】	【略】		②厚さ(T ₁) (T ₂)	【略】	【略】
	石張工	【略】	【略】		③法長(L)	【略】	【略】
	コンクリートブロック張り	【略】	【略】		④施工延長	【略】	【略】
	【河川護岸は除く】	【略】	【略】		⑤凹凸	【略】	【略】
1 共通工事	基礎杭打工	⊕ 75 ⊖ 45	【略】	1 共通工事	①基準高(V)	⊕ 75 ⊖ 45	【略】
	木杭	場所打杭 ⊕ 45 深礎杭 ⊕ 45	【略】		②偏心(e)	別表ア参照 鋼管杭 深礎杭 150	【略】
	プレキャストコンクリート杭	別表ア参照	【略】				
	鋼管杭	場所打杭	【略】				

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図 に朱記, 併記するもの		
【略】	【略】	【略】	【略】	基礎コンクリートはコンクリート基礎を適用する。法長の1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。
【略】	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したものは、杭打ち成績表(様式4)による	【略】	【略】  $e = \sqrt{x^2 + y^2}$	場所打ち杭とは、オーラルケーシング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記, 併 記するもの		
【略】	【略】	【略】	【略】	基礎コンクリートは4コンクリート構造物(基礎)を適用する。法長の1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。
【略】	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したものは、杭打ち成績表により作成する。	【略】	【略】 	現場打ち杭とは、オーラルケーシング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。

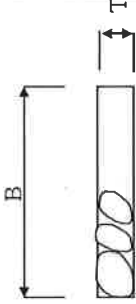
改正後					現行				
工 種	項目	規格値(mm)	測定基準		工 種	項目	規格値(mm)	測定基準	
1 共通工事	7. 矢板打ち工 (矢板護岸を含む)	① 基準高 (V)	± 45	【略】	1 共通工事	① 基準高 (V)	± 45	【略】	構造図の寸法標示箇所を測定する。 壁厚、幅、長さについては1ロットごとに測定する。
		② 中心線のズレ (e)	± 100			② 中心線のズレ (e)	± 100		
		③ 施工延長		【略】		③ 施工延長	【略】		
	10. オープンケーソン	① 基準高 (V)		【略】		① 基準高 (V)		【略】	
		③ 幅 (B)		【略】		③ 幅 (B)		【略】	
		② 厚さ (T)		【略】		② 厚さ (T)		【略】	
		④ 高さ (H)		【略】		④ 高さ (H)		【略】	
	⑤ 長さ (L)		【略】	⑤ 長さ (L)			【略】		
	⑥ 偏位 (e)		【略】	⑥ 偏位 (e)			【略】		

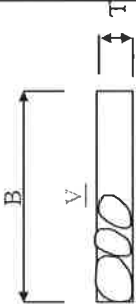
改 正 後				現 行			
管 理 方 式		管 理 方 式		管 理 方 式		管 理 方 式	
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併 記するもの	測定箇所標準図	摘要	管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併 記するもの
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	基準高、 幅、厚さ、 高さ、長さ、 偏位	【略】	【略】	【略】	基準高、 厚さ、 幅、高さ、 長さ、偏位	【略】

工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
1	5. 栗石基礎 ・砂基礎 ・均しコン ・クリー ト	±65 (±45)	【略】
共 通	①基礎高 (V)	【略】	【略】
	③幅(B)	【略】	【略】
	②厚さ(T)	⊖ 50	【略】
工 事	④施工延 長	【略】	【略】

改正後

現行

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
【略】	【略】	【略】		幅(B)の()は砂基礎及び均しコンクリートの場合。 厚さ(T)の()は、均しコンクリートの場合であり、管路の基礎は「7 管水路工事の管体基礎工(砂基礎等)」による。

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
【略】	【略】	【略】		()は砂基礎、均しコンクリートの場合。 厚さの項目は均しコンクリートに適用しない。 管路の砂基礎は 9 管水路(砂基礎)による。

改正後				現行			
工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
1 共 通 工 事	コンクリート付帯構造物	【略】	【略】	4.コンクリート	①基準高(V)	【略】	【略】
	コンクリート基礎	【略】		・側溝	③幅(B)	【略】	
	コンクリート側溝	【略】		・管渠	②厚さ(T)	【略】	
	コンクリート横断構造物	【略】		・横断	④高さ(H)	【略】	
	コンクリート擁壁	○ 0.1%, ただし延長 2m未満 ○ 30 10m〃 ○ 50 50m〃 ○ 100 200m〃 ○ 200		・擁壁	⑤施工延長 (又は長さ)	○ 0.1%, ただし延長 2m未満 ○ 30 10m未満 ○ 50 50m未満 ○ 100 200m未満 ○ 200	
	その他上記に準ずるもの			・その他上記に準ずるもの			

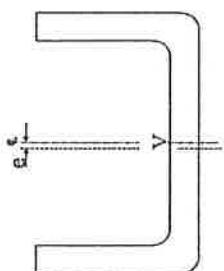
改 正 後					現 行				
管 理 方 式					管 理 方 式				
管理図表 によるもの		結果一覧 表によるもの		構造図に 朱記、併 記するもの	測定箇所標準図			摘 要	
基準高， 幅，厚さ， 高さで20 点以上の もの		【略】		箇所単位 の構造物 について、基準 高，幅， 厚さ，高 さ【略】	【略】				

工 種					工 種				
1		4-1. コン クリート 構造物 (精度を要 するもの の分土工 計量部・ゲ ート戸当 部・橋台脊 部)		項目	規格値(mm)		測定基準		
共 通 工 事		①基準高 (V)		± 20	【略】				
		③幅(B)		± 10					
		②厚さ(T)		± 20					
		④高さ(H)		± 10					
		⑤長さ(L)		± 10					

改 正 後				現 行				
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併 記するもの						
【略】	【略】	基準高， 幅，厚さ， 高さ，長 さ	【略】	【略】	基準高， 厚さ，幅， 高さ，長 さ	【略】		

改正後

現行

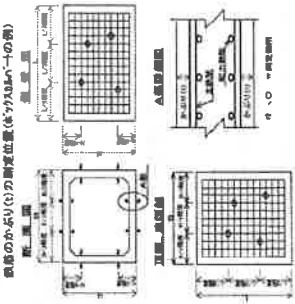
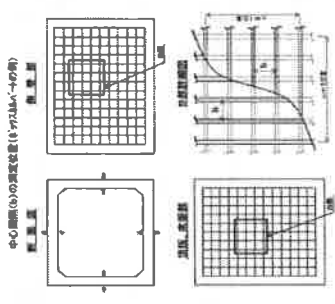
管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のうち ① 20点未満のもの及び ② 施工延長	二		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	

工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
1 共通工事	① 土水路	指定したとき 100	上記と同一
	② 基準高 (V)	75	
	③ 幅 (B)	75	
	④ 高さ (H)	指定したとき 75	
	⑤ 施工延長	0.2%, ただし 200m未満 400	

工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
1 共通工事	① 土水路	指定したとき 100	施工延長とおおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。
	② 基準高 (V)	75	
	③ 幅 (B)	75	
	④ 高さ (H)	指定したとき 75	
	⑤ 施工延長	0.2%, ただし 200m未満 400	

改 正 後				現 行			
管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図		管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併 記するもの		管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併 記するもの	
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
工 種		規 格 値 (mm)		工 種		規 格 値 (mm)	
1	共 通 工 事	鉄筋組立 かぶり (t) 以上 ϕ : 鉄筋径		1	共 通 工 事	【新設】 【新設】 【新設】	
		測定基準 測定箇所標準図による 1 スパン (1 打設ブ ロック) 毎に測定する。					
工 種		規 格 値 (mm)		工 種		規 格 値 (mm)	
1	共 通 工 事	鉄筋組立 中心間隔 (b) ϕ : 鉄筋径		1	共 通 工 事	【新設】 【新設】 【新設】	

改 正 後			現 行		
管 理 方 式			管 理 方 式		
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併 記するもの	管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併 記するもの
測 定 箇 所 標 準 図			測 定 箇 所 標 準 図		
摘 要			摘 要		
1 面当たり 4 箇所程度 測定する。 同一鉄筋上 での測定は 行わない。			1 面当たり 鉄筋 10 本 程度の間隔 を測定する。 測定箇所は、 スパン毎に 同じ位置と ならないよ うに測定す る。		
					
【新設】			【新設】		
【新設】			【新設】		
【新設】			【新設】		

改 正 後					現 行				
2 ほ 場 整 備 工 事	表土投 い	項目	規格値(mm)	測定基準	工 種	項目	規格値(mm)	測定基準	
									厚さ(T)
	基礎造 成	基準高 (V)	指定したとき 150	全耕区について行 う。 10a 当たり概ね 5 点 以上。 (標高測定する)		①基準高 (V)	指定したとき ±150	全耕区について行 う。 10a 当たり概ね 5 点 以上。 (標高測定する)	
									均平度 (◇)
	表土整地					③幅(B)	【略】	【略】	
	畦畔復 旧					④高さ(H)	【略】	【略】	

管 理 方 式				測定箇所標準図	摘 要
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併 記するもの			
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
幅、高さ で 20 点 以上のもの	【略】	【略】	【略】	【略】	

改正後				現行			
2 ほ場整備工事	工種 小用水路及びコンクリート二次製品水路	項目 基準高(V)	規格値(mm) 指定したとき ±65 土水路 ±30 二次製品水路	測定基準 【略】	項目 ①基準高(V) ②高さ(H) ③幅(B) ④施工延長	規格値(mm) 指定したとき ±65 土水路 ±30 二次製品水路 【略】 【略】 【略】	測定基準 【略】
		高さ(H)	【略】				
		幅(B)	【略】				
		施工延長	【略】				
7 ほ場整備工事	工種 小用水路及びコンクリート二次製品水路	項目 基準高(V)	規格値(mm) 指定したとき ±65 土水路 ±30 二次製品水路	測定基準 【略】	項目 ①基準高(V) ②高さ(H) ③幅(B) ④施工延長	規格値(mm) 指定したとき ±65 土水路 ±30 二次製品水路 【略】 【略】 【略】	測定基準 【略】
		高さ(H)	【略】				
		幅(B)	【略】				
		施工延長	【略】				

改 正 後					現 行					
2 ほ 場 整 備 工 事	工 種 排水路 (土水路及 びコンクリ ート二次製 品水路)	項目 基準高 (V)	規格値(mm)	測定基準	工 種	項目 ①基準高 (V)	規格値(mm)	測定基準		
			指定したとき	【略】			指定したとき	【略】		
			±65 土水路				±65 土水路			
			(ただし、柵渠底				(ただし、柵渠底			
			版ライニング、排				版ライニング、排			
2 ほ 場 整 備 工 事	工 種 排水路 (土水路及 びコンクリ ート二次製 品水路)	項目 基準高 (V)	水フリームは±		工 種	②高さ (H)	水フリームは±			
			50)				50)			
			【略】				【略】			
			【略】				【略】			
2 ほ 場 整 備 工 事	工 種 排水路 (土水路及 びコンクリ ート二次製 品水路)	項目 基準高 (V)	【略】		工 種	③幅 (B)	【略】			
			【略】				【略】			
			【略】				【略】			
【略】				【略】						
2 ほ 場 整 備 工 事	工 種 排水路 (土水路及 びコンクリ ート二次製 品水路)	項目 基準高 (V)	【略】		工 種	④施工延 長	【略】			
			【略】				【略】			
			【略】				【略】			
			【略】				【略】			
管 理 方 式					管 理 方 式					
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併 記するもの	測定箇所標準図	測定箇所標準図	摘要	管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併 記するもの	測定箇所標準図	摘要

改 正 後				現 行				
2. ぼ 場 整 備 工 事	工 種 道路工 (砂利道以下)	項目	規格値(mm)	測定基準	工 種 道路工 (砂利道以下)	項目	規格値(mm)	測定基準
		基準高 (V)	指定したとき ±150	幹線道路は、施工延長50m に1箇所割合で測定する。		①基準高 (V)	指定したとき ±150	幹線道路は、施工延長50m に1箇所割合で測定する。
		高さ(H)	【略】	支線道路はおおむね200m につき1箇所測定する。		②高さ(H)	【略】	支線道路はおおむね200m につき1箇所測定する。
		幅 (B)	【略】			③幅 (B)	【略】	
		敷砂利幅 (b)	【略】			④敷砂利幅 (b)	【略】	
		敷砂利厚 (t)	【略】			⑤敷砂利厚 (t)	【略】	
	付帯工	施工延長	【略】		⑥施工延長	【略】		
		【略】		⑦付帯工	【略】			

管 理 方 式			測定箇所標準図	摘 要
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併 記するもの		
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

改正後				現行				
3. 農用地造成工事	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	工種	項目	規格値(mm)	測定基準
	農用地造成工事	1. 耕起深 (T)	【略】	【略】	農用地造成工事	① 耕起深 (T)	【略】	【略】
		2. テラス (階段畑)	【略】	【略】		② 幅 (B ₁)	【略】	【略】
			【略】	【略】		③ 耕起幅 (B ₂)	【略】	【略】
			【略】	【略】		④ 側溝幅 (B ₃)	【略】	【略】
			【略】	【略】		⑤ 側溝高さ (H)	【略】	【略】
		法勾配 (S)	【略】			① 法勾配 (S)	【略】	

管理方式				測定箇所標準図		摘要	
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの					
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

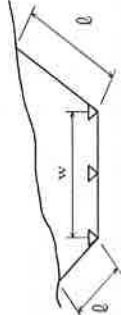
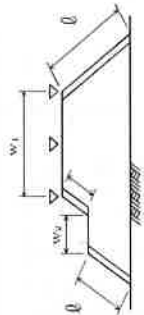
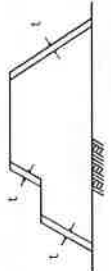
改 正 後				現 行			
工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
3. 農用地造成工事	道路工 (耕作道)	幅(B) ①	【略】	3. 道路工 (耕作道)	①幅(B) ①	【略】	【略】
		厚さ(T) ②	【略】		②厚さ(T) ②	【略】	【略】
		側溝幅 (b) ③	【略】		③側溝幅 (b) ③	【略】	
		側溝高さ (H) ④	【略】		④側溝高さ (H) ④	【略】	
		施工延長 ⑤	【略】		⑤施工延長 ⑤	【略】	
	土壌改良	p H測定 ⑥	【略】	4. 土壌改良	⑥p H測定 ⑥	±0.5	おおむね 50a 当たり 1 箇所(深さ 15 cm)改良材散布後 2 週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法 ※11 号参照)
改良山成	基準高 (V)	指定したとき ±300	【略】	5. 改良山成	①基準高 (V) ②法勾配 (S)	指定したとき ±300 指定したとき ±1分	【略】
	法勾配 (S)	指定したとき ±1分					

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併 記するもの		
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

【新設】

工 種		測定項目	規格値(mm)
1 農道工事	掘削工	基準 高 ∇	⑤50
		法長 $\square < 5\text{ m}$	⑤200
		$\square \geq 5\text{ m}$	法長⑤4%
		幅 w	⑤100
	路体盛土工 路床盛土工	基準 高 ∇	⑤50
法長 $\square < 5\text{ m}$		⑤100	
$\square$			
		$\square \geq 5\text{ m}$	法長⑤2%
		幅 w, w_1	⑤100
	厚 さ t		※⑤30

【新設】

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準箇所は、道路中心線及び端部で測定。		
施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以上のものは1施工箇所につき2箇所。 基準箇所は、道路中心線及び端部で測定。		
施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土留打ちのある場合には適用。		

改正後			現行		
工種	測定項目	規格値(mm)			工種
		個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X_p)	
4 農道工事	スファルト舗装工 (下層路盤工)	中規模 40	小規模 50	中規模 —	小規模 —
	基準高▽	40	50	—	—
	厚さ	45	45	15	15
	幅	50	50	—	—
農道工事	スファルト舗装工 (上層路盤工)	中規模 25	小規模 30	中規模 8	小規模 10
	厚さ	25	30	8	10
	幅	50	50	—	—
	粒度調整路盤工				
5 農道工事	スファルト舗装工 (下層路盤工)	中規模 40	小規模 50	中規模 —	小規模 —
	基準高▽	40	50	—	—
	厚さ	45	45	15	15
	幅	50	50	—	—
農道工事	スファルト舗装工 (上層路盤工)	中規模 25	小規模 30	中規模 8	小規模 10
	厚さ	25	30	8	10
	幅	50	50	—	—
	粒度調整路盤工				

測定基準	測定箇所	摘要
【略】	【新設】	
【略】		

測定基準	測定箇所	摘要
【略】	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理区等を勘定した上で管理が可能な工事であり、 細粒施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の 総使用量が、500t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施 行管理に反映できる規模の工事であり、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満または、個々の 層定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないこと である。10個の測定値の平均値(X_p)について満足しなかった場合は、 ただし、直きのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
【略】		

改正後			現行			
工 種	測定項目	規格値(mm)		規格値(mm)		
		個々の測定値 (X)	個々の測定値の平均 (X ₁₀)			
農道工事	アスファルト舗装工 (上層路盤工)	中規模	小規模	中規模	小規模	
		厚 さ	225	220	225	210
	セメント(石灰)安定処理工	幅	50	50	—	—
		厚 さ				
農道工事	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	中規模	小規模	中規模	小規模	
		厚 さ	15	20	15	11
	幅	50	50	—	—	
		厚 さ				
測定基準	測定箇所	概要				
【略】	工事種類の考案方 中規模の工事とは、管理図等を用いた上での管理が可能で、工事の、舗装工面積が 2,000 m ² 以上あるものは使用する基準および管理図等物の総使用量が、500t 以上の場合が該当する。 小規模の工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理図等を施行管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 未満または、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。					
【略】						

工 種	測定項目	規格値(mm)		規格値(mm)		
		個々の測定値 (X)	個々の測定値の平均 (X ₁₀)			
農道工事	アスファルト舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	25	25	8	
		幅	50	50	—	
	セメント(石灰)安定処理工	厚 さ				
		幅				
農道工事	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	15	15	5	
		幅	50	50	—	
	厚 さ					
		幅				
測定基準	測定箇所	概要				
【略】		測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、2,000 m ² 未満または、に 3 個 (X ₁₀) 2,000 m ² 以上さらに 4 個 (X ₁₀) 追加し、これが合格判定値の範囲にあればよい。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。				
【略】						

改正後

現行

工 種	測定項目	規格値(mm)	
		個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
4 農 道 工 事	アスファルト舗装工 (基層工)	中規模 小規模 小規模	中規模 小規模
		厚 さ 29 212 23	幅 24
	幅 25 25	— 2	
アスファルト舗装工 (表層工)	中規模 小規模 小規模	中規模 小規模 小規模	中規模 小規模
		厚 さ 7 29 22	幅 23
	幅 25 25	— 2	
	平坦 性		【略】

測定基準	測定箇所	摘要
【略】	工事現場の隅々方 中規模の工事とは、管理区等を境として管理可能な工事をさす。中規模工事面積は、2,000 m ² 以上と見做す使用する基礎工事の敷地面積の約半分以上、500 m ² 以上の場合は、500 m ² 以上と見做す使用する基礎工事の敷地面積の約半分以上、500 m ²	

改 正 後				現 行				
工 種		測定項目	規格値(mm)		工 種	測定項目	規格値(mm)	
			個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 ($\bar{X}_{10}$)			個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 ($\bar{X}_{10}$)
4 農 道 工 事	コンクリート舗 装工 (下層路盤工)	中規模	小規模	中規模	5 農 道 工 事	基準高▽	±40	—
		△40	△50	—		厚 さ	—45	—15
		△45	△50	—		幅	—50	—
	△50	△50	—	コンクリート舗 装工 (粒度調整路盤 工)	厚 さ	—25	—	
4 農 道 工 事	コンクリート舗 装工 (粒度調整路盤 工)	中規模	小規模		中規模	幅	—50	—
		△25	△30		—			
		△50	△50	—				

測定基準	測定箇所	摘要
【略】	測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、2,000 m ² 未満はさらに3個 ($\bar{X}_3$)、2,000 m ² 以上はさらに4個 ($\bar{X}_4$) 追加し、これが合格判定値の範囲にあれば良い。 【工事現場が考え方 中規模とは、1 層当たりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10 個以上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10 個の測定値の平均値($\bar{X}_{10}$)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 桶面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方 法によることが出来る。	測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、2,000 m ² 未満は さらに3個 ($\bar{X}_3$)、2,000 m ² 以上はさらに4個 ($\bar{X}_4$) 追加し、これ が合格判定値の範囲にあれば良い。 【解説】 コア採取について 桶面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来る。
【略】		

改 正 後				現 行			
工 種	測定項目	規格値 (mm)		工 種	測定項目	規格値 (mm)	
		個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 ($\bar{X}_{10}$)			①個々の測定値 (X)	②10 個の測定値の平均 ($\bar{X}_{10}$)
4 農 道 工 事	コンクリート舗 装工 (セメント (石 灰・瀝青) 安定処 理工)	厚 さ	中規模 25	コンクリート舗 装工 (セメント (石 灰・瀝青) 安定処 理工)	厚 さ	25	8
		幅	50		幅	50	—
	コンクリート舗 装工 (アスファルト中 間層)	厚 さ	中規模 9	コンクリート舗 装工 (アスファルト中 間層)	厚 さ	9	3
		幅	25		幅	25	—
測定基準	測定箇所	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	規格値 (mm)	
【略】	測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、2,000 m ² 未満はさらに 3 個 (X_0)、2,000 m ² 以上はさらに 4 個 (X_0) 追加し、これが合格判定値の範囲にあれば良い。 工事規模の考え方 中規模とは、1 層当たりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加断アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満である。中規模は 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。また、10 個の測定値の平均値 ($\bar{X}_{10}$) について満足しなければならない。 ただし、厚さのゲージ数が 10 個未満の場合に測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			【略】	測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、2,000 m ² 未満はさらに 3 個 (X_0)、2,000 m ² 以上はさらに 4 個 (X_0) 追加し、これが合格判定値の範囲にあれば良い。 【新設】 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		

改正後			現行				
工 種	測定項目	規格値(mm)		工 種	測定項目	規格値(mm)	
		個々の測定値 (X)	個々の測定値の平均 (X_{10})			個々の測定値 (X)	個々の測定値の平均 (X_{10})
生 農 道 工 事	コンクリート舗 装工 (コンクリート 舗装版工)	厚 さ	≧10	厚 さ	≧10	コンクリート舗 装工 (コンクリート 舗装版工)	≧3.5
		幅	≧25	幅	≧25		—
		平 坦 性	コンクリートの硬化後 3mプロファイルメーターにより機 械舗設の場合(σ)≧4mm 以下 人力舗設の場合(σ)3mm 以下	平 坦 性	—		コンクリートの硬化後 3mプロ ファイルメーターにより機械舗設 の場合(σ)2mm 以下 人力舗設の場合(σ)3mm 以下
	目地段差	≦2	【新設】	【新設】			

測定基準	測定箇所	摘要
【略】	【略】	測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、2,000㎡未満はさらに3 個(X_3)、2,000㎡以上さらに4個(X_4)追加し、これが合格判定値の範囲 にあればよい。
隣接する各 目地に対し て、道路中心 線及び端部 で測定。	【新設】	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。

改正後				現行			
4 農道工事	工種 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	測定項目 基準高▽ 厚さ 幅	規格値(mm)		①個々の測定値 (X)	②10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
			中規模	小規模			
			中規模	小規模			
			中規模	小規模			
	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ 幅	中規模 小規模	中規模 小規模	中規模 小規模	中規模 小規模	中規模 小規模
測定基準	測定箇所	概要					
【略】	【略】						
【略】	【略】						

改 正 後				現 行				
工 種	測定項目	規格値(mm)		工 種	測定項目	規格値(mm)		
		個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X ₁₀)			①個々の測定値 (X)	②10 個の測定値の平均 (X ₁₀)	
4 農 道 工 事	コンクリート舗装 工(転圧コンクリート版工)	中規模	小規模	5. 農 道 工 事	厚 さ	25	28	
		厚 さ	25			30	28	
	セメント(石灰・瀝青)安定処理工	幅	50	—	幅	50	—	
		幅	—	—		幅	—	—
	コンクリート舗装 工(転圧コンクリート版工)	中規模	小規模	コンクリート舗装 工(転圧コンクリート版工)	厚 さ	29	33	
		厚 さ	29			32	25	—
	アスファルト中間層	幅	25	—	アスファルト中間層	幅	25	—
		幅	—	—			幅	—

測定基準	測定箇所	概要
【略】	工部試験の考え方 中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000 m ² 以上とする 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満 厚さは、個々の測定値が10 個以上の割合で規格値を満足しなければならない ただし、厚さのばらつきが10 個未満の場合は測定値の平均値を適用しない	測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、2,000 m ² 未満はさらに3 個(X ₃)、2,000 m ² 以上はさらに4 個(X ₄)増加し、これが合格判定値の範囲内であればよい。
【略】	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 【解説】

改正後				現行			
工 種	測定項目	規格値(mm)		工 種	測定項目	規格値(mm)	
		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 ($\bar{X}_0$)			①個々の測定値 (X)	②10個の測定値の平均 ($\bar{X}_0$)
4 農道工事	厚さ	15	4.5	5. コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	15	4.5
	幅	35	—		幅	35	—
	平坦性		転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターによりロファイルメーターにより(σ) 3mm以下。		平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ) 3mm以下。	
	目地段差	2			【新設】	【新設】	

改正後				現行			
工 種	測定項目	規格値(mm)		工 種	測定項目	規格値(mm)	
		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 ($\bar{X}_{10}$)			個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 ($\bar{X}_{10}$)
生 農 道 工 事	薄層カラー舗装 工 (下層路盤工)	中規模	小規模	薄層カラー舗装 工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
		±40	±30		厚 さ	±45	±15
		±45	±15		幅	±50	—
		±50	—				
	薄層カラー舗装 工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	中規模	小規模	薄層カラー舗装 工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	±25	±8
	±25	±30		幅	±50	—	
	±50	—					

工 種	測定項目	規格値(mm)		工 種	測定項目	規格値(mm)	
		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 ($\bar{X}_{10}$)			個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 ($\bar{X}_{10}$)
生 農 道 工 事	薄層カラー舗装 工 (下層路盤工)	中規模	小規模	薄層カラー舗装 工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
		±40	±30		厚 さ	±45	±15
		±45	±15		幅	±50	—
		±50	—				
	薄層カラー舗装 工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	中規模	小規模	薄層カラー舗装 工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	±25	±8
	±25	±30		幅	±50	—	
	±50	—					

測定基準	測定箇所	測定箇所	摘要
【略】	工事規模の考え方 中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 幅は、延長80m毎に1箇所 の割とし、厚さは、各車線 200m毎に1箇所を掘り起 こして測定。	【略】	測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、2,000㎡未満はさらに3個($\bar{X}_3$)、2,000㎡以上はさらに4個($\bar{X}_4$)追加し、これが合格判定値の範囲にあれば良い。
幅は、延長40m毎に1箇所 の割とし、厚さは、延長40 m毎に1箇所を掘り起し、道 路中心線及び端部で測定。			

改 正 後				現 行			
工 種	測定項目	規格値(mm)		工 種	測定項目	規格値(mm)	
		個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 ($\bar{X}_{10}$)			個々の測定値 (X)	2210 個の測定値の平均 ($\bar{X}_{10}$)
全農道工事	薄層カラー舗装工 (上層路盤工)	中規模	中規模	薄層カラー舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	25	8
		小規模	小規模		幅	50	—
	セメント (石灰) 安定処理工	中規模	中規模	セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	15	5
		小規模	小規模		幅	50	—
全農道工事	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	中規模	中規模	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	9	3
		小規模	小規模		幅	25	—
	薄層カラー舗装工 (基層工)	中規模	中規模	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	9	3
		小規模	小規模		幅	25	—

測定基準	測定箇所	摘要
【略】	工事現場の検査方法 中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満である又は施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個(9個以上の場合は規格値を満了しなければなら ない)とすると、10個の測定値の平均値($\bar{X}_{10}$)について満了しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	測定値の平均が合格判定値の範囲外に当たった場合は、2,000㎡未満はさら に3個 ($\bar{X}_{10}$ 、2,000㎡以上はさらに4個 ($\bar{X}_{10}$)) 追加し、これが合格判定 値の総和に満たない限り、
【略】		
【略】	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の 方法によることが出来る。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。

改正後			現行			
① 農道工事	路床安定処理工	基準高▽	規格値(mm)	路床安定処理工	基準高▽	規格値(mm)
		施工厚さ t	±50		施工厚さ t	±50
		幅 w	±50		幅 w	±50
		延長 L	±100		延長 L	±100
	置換工	基準高▽	規格値(mm)	置換工 (路体入替工)	基準高▽	規格値(mm)
		置換厚さ t	±50		置換厚さ t	±50
		幅 w	±50		幅 w	±50
		延長 L	±200		延長 L	±200
	サンドマット工	施工厚さ t	規格値(mm)	表層安定処理工 (サンドマット工)	施工厚さ t	規格値(mm)
		幅 w	±50		幅 w	±50
		延長 L	±100		延長 L	±100
		延長 L	±200		延長 L	±200
	測定基準	測定箇所	概要	測定基準	測定箇所	概要
【略】	【略】		【略】	【略】		
【略】	【略】		【略】	【略】		
【略】	【略】		【略】	【略】		

改正後				現行			
工種	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	工種	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準
5 水路工事	① 現場打聞	① 基準高(V)	基準高、幅、厚さ、高さについて	3. 水路工事	① 基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについて
		② 幅(B)	では施工延長1スパンにつき1箇所		② 幅(B)	± 25	では施工延長1スパンにつき1箇所
		③ 厚さ(T)	の割合で測定する。		③ 厚さ(T)	± 20	の割合で測定する。
		④ 高さ(H)	中心線のズレ(直線部)について		④ 高さ(H)	± 25	中心線のズレ(直線部)について
		⑤ 中心線のズレ(e)	では施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。		⑤ 中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	では施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
水路工事	⑥ スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。	水路工事	⑥ スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
	⑦ 施工延長	± 0.1%, ただし延長150m未満	上記未満は2箇所測定する。		⑦ 施工延長	± 0.1%, ただし延長150m未満	上記未満は2箇所測定する。

改正後				現行			
工種	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	工種	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準
5 水路工事	① 現場打聞	① 基準高(V)	基準高、幅、厚さ、高さについて	3. 水路工事	① 基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについて
		② 幅(B)	では施工延長1スパンにつき1箇所		② 幅(B)	± 25	では施工延長1スパンにつき1箇所
		③ 厚さ(T)	の割合で測定する。		③ 厚さ(T)	± 20	の割合で測定する。
		④ 高さ(H)	中心線のズレ(直線部)について		④ 高さ(H)	± 25	中心線のズレ(直線部)について
		⑤ 中心線のズレ(e)	では施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。		⑤ 中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	では施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
水路工事	⑥ スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。	水路工事	⑥ スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
	⑦ 施工延長	± 0.1%, ただし延長150m未満	上記未満は2箇所測定する。		⑦ 施工延長	± 0.1%, ただし延長150m未満	上記未満は2箇所測定する。

改正後				現行			
管理方式	測定箇所標準図	摘要	管理方式	測定箇所標準図	摘要	管理方式	測定箇所標準図
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの	管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの	管理図表によるもの	結果一覧表によるもの
基準高、幅、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満の及び施工延長	スパン長の標準を9mとした場合。 【削除】	基準高、幅、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満の及び施工延長	スパン長の標準を9mとした場合。 【削除】	基準高、幅、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満の及び施工延長

改正後

現行

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
5 現場打設コンクリート	基準高(V)	± 50	上記と同
	幅(B)	± 20	
	厚さ(T)	± 20	
	高さ(H)	± 20	
	中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
	スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
水路工事	施工延長	± 0.1%, ただし延長 150m 未満	

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
2 サイボ	①基準高(V)	± 50	基準高、厚さ、幅、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。
	②幅(B)	± 20	
	③厚さ(T)	± 20	
	④高さ(H)	± 20	
	⑤中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおよそ 50m につき1箇所の割合で測定する。
	⑥スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
水路工事	施工延長	± 0.1%, ただし延長 150m 未満	上記範囲は2箇所測定する。

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記, 併記するもの	
基準高, 厚さ, 高さ, 中心線のズレ, スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長以上のもの	—	スパン長の標準を 9 m とした場合。【削除】

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記, 併記するもの	
基準高, 厚さ, 高さ, 中心線のズレ, スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長以上のもの	—	スパン長の標準を 9 m とした場合。コンクリート二次製品の寸法、厚さ、幅、高さは各々の規格値による。

改正後				現行						
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。				中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ(T)	± 20	スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。				スパン長(L)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		高さ(H)	± 20	施工延長				施工延長		
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150				0.1%、ただし延長 150 m未満 ± 150		
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30							
		施工延長	± 0.1%、ただし延長 150m未満 ± 150							
				上記未満は2箇所測定する。				上記未満は2箇所測定する。		
水路工事	現場打略量	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準		水路工事	項目	(参考)規格値(mm)	測定基準	
		基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。				基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。		
		幅(B)	± 20	中心線の						

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図		摘 要	
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの	構造図に朱記、併記するもの	管理図表によるもの	結果一覧表によるもの
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満の及び施工延長	—	—	スパン長の標準を9mとした場合。【略図】	—

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図		摘 要	
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの	構造図に朱記、併記するもの	管理図表によるもの	結果一覧表によるもの
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満の及び施工延長	—	—	スパン長の標準を9mとした場合。【略図】	—

改正後

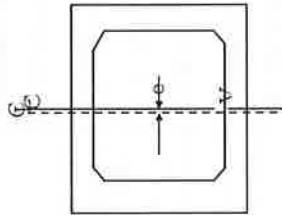
現行

工 種	項 目	(参考) 規格値 (mm)	測 定 基 準
5 水路工事	鉄筋コンクリート大型フレーム	① 基準高 (V)	基準高, 中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。
	② 幅 (B)	② 25	
	③ 厚さ (T)	③ 20	
	④ 中心線のズレ (e)	直線部 ④ 50 曲線部 ④ 100	中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
ト L 形水路	⑤ 施工延長	⑤ 0.1%, ただし延長 150 m 未満 ⑤ 150	⑤ 厚さについては施工延長 50 mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。

工 種	項 目	(参考) 規格 値 (mm)	測 定 基 準
3 水路工事	8-1 ライニング ① 基準高 (V)	① 30	基準高, 中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。
	② 幅 (B)	② 25	
	③ 厚さ (T)	③ 20	
	④ 中心線のズレ (e)	直線部 ④ 50 曲線部 ④ 100	中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 ⑤ 施工延長 50 mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に 朱記, 併記するもの	
基準高, 厚さ, 幅, 中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満の及び施工延長	—	幅, 厚さは L 型水路のみ測定する。
		【略】	【削除】

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に 朱記, 併記するもの	
基準高, 厚さ, 幅, 中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満の及び施工延長	—	コンクリート二次製品 鉄筋コンクリート大型フレーム ム水路 鉄筋コンクリート L 型水路
		【略】	幅 (B), 厚さ (T) は L 型水路のみ測定する。

改 正 後				現 行	
【新設】					
工 種		項 目	(参考)規格値 (mm)	測 定 基 準	
5 水 路 工 事	ボックスカルバート水路	基準高 (V)	φ 30	基準高, 中心線のズレ (直線部)	
		中心線のズレ (e)	直線部 φ 50 曲線部 φ 100	については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	
		施工延長	φ 0.1%, ただし延長150 m未満 φ 150	中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10 mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		【新設】			
管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図		摘 要	
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記, 併記するもの			
基準高, 幅厚さ, 中心線のズレで20点以上のもの	左記のものの20点未満の及び施工延長	二			

改正後

現行

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
6 河川及び排水路工事	コンクリート	④ 45	【略】
	法覆工	厚さ 10 cm未満⊖20	
	アスファルト	厚さ 10 cm以上⊖30	
	法覆工	法長 2m未満⊖50	
		法長 2m以上⊖100	
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
4 河川護岸工事	① 基準高 (V)	± 45	【略】
	② 厚さ (T)	厚さ 10 cm未満⊖20 厚さ 10 cm以上⊖30	
	③ 法長 (L)	法長 2m未満⊖50 法長 2m以上⊖100	
	④ 施工延長	⊖ 0.1%、ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの		
【略】	【略】	【略】	
	—		

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの		
【略】	【略】	【略】	
	—		

改正後

現行

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
6 河川 川 及 び 排水 水 路 工 事	コンクリート	⑤ 50	基準高, 中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。
	ブロック積み	⑤ 40	中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね 10 mに⑤ 1 箇所の割合で測定する。
	水路	⑤ 40	上記未满是 2 箇所測定する。
	② 中心線のズレ (e)	直線部 ⑤ 50 曲線部 ⑤ 100	幅, 高さについては施工延長 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。
	③ 施工延長	⑤ 0.1%, ただし延長 150m未満 ⑤ 150	上記未满是 2 箇所測定する。

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
3 水 路 工 事	① 基準高 (V)	± 50	基準高, 中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。
	③ 幅 (B)	④ 40	中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね 10 mに 1 箇所の割合で測定する。
	④ 高さ (H)	④ 40	上記未满是 2 箇所測定する。
	② 中心線のズレ (e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	幅, 高さについては施工延長 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。
	⑤ 施工延長	⑤ 0.1%, ただし延長 150m未満 ⑤ 150	上記未满是 2 箇所測定する。

管 理 方 式		摘 要
管理図表 によるもの	結果一 覧表に よるもの	構造図 に朱記、 併記するもの
基準高, 幅, 高さ, 中心線のズレで 20 点以上のもの	【略】	—

管 理 方 式		摘 要
管理図表 によるもの	結果一 覧表に よるもの	測定箇所標準図
基準高, 中心線のズレ, 幅, 高さで 20 点以上のもの	【略】	—

改正後					現行				
6. 河川及び排水路工事	工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測定基準					
				施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。					
				上記未満は 2 箇所測定する。					
	9. ライニング水路	① 基準高 (V)	± 75		測定基準				
9. ライニング水路	工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測定基準					
				施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。					
				上記未満は 2 箇所測定する。					
② 幅 (B)	± 75								
③ 法長 (L)	法長 2m未満±50 法長 2m以上±100								
④ 施工延長	± 0.1%, ただし延長 150m未満 ± 150								
管 理 方 式					管 理 方 式				
管理図表		結果一覧表		構造図	管理図表		結果一覧表		構造図
によるもの		表によるもの		に朱記、併記するもの	によるもの		表によるもの		に朱記、併記するもの
基準高、幅、法長で 20 点以上のもの		左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長		【略】	基準高、幅、法長で 20 点以上のもの		左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長		【略】
測定箇所標準図					測定箇所標準図				
摘 要					摘 要				
設置時の値である。					設置時の値である。				

改正後

現行

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
6 河川及び排水路工事	かまセット 法長	○100	施工延長40m (測点間隔25m)の場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所
	厚さ	○20.2t	
	延長	○200	
じゃかご	法長	□<3m○250 □≥3m○100	施工延長40m (測点間隔25m)の場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所
	厚さ	○50	
	【削除】	【削除】	
ふとんかご、かご枠	高さ	○100	施工延長40m (測点間隔25m)の場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所
	延長	○200	

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
4 河川護岸工事	【新設】	【新設】	【新設】
	①基礎高(V)	±50	施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。
	②法長	法長3m未満○50 法長3m以上○100	上記未満は2箇所測定する。
	③施工延長	50m未満○50 50m以上○200	
	【新設】	【新設】	【新設】

管 理 方 式	結果一覧表によるもの	構造図に 朱記、併記 するもの	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
法長、厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	二	【略】	
法長、厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	一	【略】	
高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長		【略】	

管 理 方 式	結果一覧表によるもの	構造図に 朱記、併記 するもの	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	
基礎高、法長等で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	一	【略】	
【新設】	【新設】		【新設】	

改 正 後				現 行							
工 種		項 目	(参 考) 規 格 値(mm)	測 定 基 準		工 種	項 目	(参 考) 規 格 値(mm)	測 定 基 準		
6 河 川 及 び 排 水 路 工 事	根固めブロッ ク工	基準高▽	層 積 $\phi 100$ 乱 積 $\phi t/2$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、 延長 40m (又は 50m) 以下の ものは 1 施工箇所につき 2 箇 所。	3. 根固めブロッ ク	① 基 準 高 (V)	± 100	施工延長 50m につき 1 箇所の 割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。			
									厚 さ t 幅 $\frac{W}{2}$	【新設】	【新設】
		延長 L_1 L_2	層 積 $\phi 20$ 乱 積 $\phi t/2$	幅 (B)	-50		② 延 長				
									1 施工箇所毎		
管 理 方 式		管 理 方 式		管 理 方 式		管 理 方 式		管 理 方 式			
管理図表に よるもの		結果一覧 表による もの		構造図に 朱記、併 記するもの		管理図表に よるもの		結果一覧 表による もの		構造図に 朱記、併 記するもの	
基準高、厚 さ、幅で 20 点以上のもの		左記のも ので 20 点未満の もの及び 施工延長		—		基準高、幅 等で 20 点 以上のもの		左記のも ので 20 点未満の もの		—	
【略】				【略】				【略】			

改正後				現行				
工 種		項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準				
6 河川及び排水路工事	橋門・橋管 側渠工 (本体工)	基準高 H	○30	型枠造橋門の場合は埋戻前 (根留前) に測定する。		S. 図型、植門、植 管、水門、開門、 機揚吸水槽	①基準高 (A) ②厚さ (T) ③幅 (B) 【新設】 ④高さ (h) ⑤施工延長 L	構造物の寸法表示箇所を適 宜測定する。
		厚さ T ～ t_2	○20	側渠寸法は、両端、施工継手 箇所及び図面の寸法表示箇所 所で測定。				
		幅 B W_1	○30	門柱、操作台等は、図面の寸 法表示箇所所で測定。				
		内空幅 B_1 W_2	○30	プレキャスト製品使用の場合 合は、製品寸法を規格証明書 で確認するものとし、『基準 高』と『延長』を測定。				
		内空高 h I	○30					
		延長 L	○200					
管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図		摘 要				
管理図表に よるもの	結果一覧 表による もの	構造図に 朱記、併 記するも の						
	—	—	【略】					

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図		摘 要	
管理図表に よるもの	結果一覧 表による もの	構造図に 朱記、併 記するも の			
	—	—	【略】		

改正後				現行			
5 河川及び排水路工事				3 水路工事			
工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
排水路 (土水路)	基準高 (V)	指定したとき ±65	施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未滿は 2 箇所測定する。	排水路 (土水路)	①基準高 (V)	指定したとき ±65	施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未滿は 2 箇所測定する。
	幅 (B)	⊕100 ⊖50			②幅 (B)	⊕100 ⊖50	
	高さ (H)	⊕150 ⊖50 指定したとき ⊕100 ⊖50			③高さ (H)	⊕150 ⊖50 指定したとき ⊕100 ⊖50	
	施工延長	⊖0.2%, ただし延長 200m未滿 ⊖400			④施工延長	⊖0.2%, ただし延長 200m未滿 ⊖400	
排水路 (コンクリート 2 次製品水路)	基準高 (V)	±50	施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未滿は 2 箇所測定する。	排水路 (コンクリート 2 次製品水路)	①基準高 (V)	±50	施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未滿は 2 箇所測定する。
	幅 (B)	⊕100 ⊖50			②幅 (B)	⊕100 ⊖50	
	高さ (H)	⊕150 ⊖50 (ただし堤塘H2は) ⊕100 ⊖35			③高さ (H)	⊕150 ⊖50 (ただし堤塘H2は) ⊕100 ⊖35	
	施工延長	⊖0.2%, ただし延長 200m未滿 ⊖400			④施工延長	⊖0.2%, ただし延長 200m未滿 ⊖400	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図		摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図		
【略】	【略】	—	【略】		
【略】	【略】	—	【略】		【略】

改正後				現行																			
<table><tr><td rowspan="2">7. 管水路工事</td><td rowspan="2">管体基礎工 (砂基礎等)</td><td>幅(B)</td><td>規格値(mm)</td><td rowspan="2">測定基準</td></tr><tr><td>高さ(H)</td><td>規格値(mm)</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>幅(B)</td><td>⊙100</td><td rowspan="2">施工延長おおむね 50m に つき 1 箇所の割合で測定す る。 上記未満は 2 箇所測定す る。</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>高さ(H)</td><td>±30</td></tr></table>				7. 管水路工事	管体基礎工 (砂基礎等)	幅(B)	規格値(mm)	測定基準	高さ(H)	規格値(mm)			幅(B)	⊙100	施工延長おおむね 50m に つき 1 箇所の割合で測定す る。 上記未満は 2 箇所測定す る。			高さ(H)	±30				
7. 管水路工事	管体基礎工 (砂基礎等)	幅(B)	規格値(mm)			測定基準																	
		高さ(H)	規格値(mm)																				
		幅(B)	⊙100	施工延長おおむね 50m に つき 1 箇所の割合で測定す る。 上記未満は 2 箇所測定す る。																			
		高さ(H)	±30																				
<table><tr><td rowspan="2">3. 水路工事</td><td rowspan="2">7. 管水路 (砂基礎)</td><td>幅(B)</td><td>規格値(mm)</td><td rowspan="2">測定基準</td></tr><tr><td>高さ(H)</td><td>規格値(mm)</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>幅(B)</td><td>⊙100</td><td rowspan="2">施工延長おおむね 50m に つき 1 箇所の割合で測定す る。 上記未満は 2 箇所測定す る。</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>高さ(H)</td><td>±30</td></tr></table>				3. 水路工事	7. 管水路 (砂基礎)	幅(B)	規格値(mm)	測定基準	高さ(H)	規格値(mm)			幅(B)	⊙100	施工延長おおむね 50m に つき 1 箇所の割合で測定す る。 上記未満は 2 箇所測定す る。			高さ(H)	±30				
3. 水路工事	7. 管水路 (砂基礎)	幅(B)	規格値(mm)			測定基準																	
		高さ(H)	規格値(mm)																				
		幅(B)	⊙100	施工延長おおむね 50m に つき 1 箇所の割合で測定す る。 上記未満は 2 箇所測定す る。																			
		高さ(H)	±30																				

<table><tr><th colspan="3">管理方式</th><th rowspan="2">測定箇所標準図</th><th rowspan="2">摘要</th></tr><tr><th>管理図表 によるもの</th><th>結果一覧 表によるもの</th><th>構造図 に朱記、併 記するもの</th></tr><tr><td>高さ、幅 で 20 点 以上のもの</td><td>左記のも ので 20 点 未満のもの</td><td>—</td><td>【略】</td><td>管径 600 mm 以上に 適用する。 600 mm 未満につい ては特記仕様書に よる。</td></tr></table>			管理方式			測定箇所標準図	摘要	管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図 に朱記、併 記するもの	高さ、幅 で 20 点 以上のもの	左記のも ので 20 点 未満のもの	—	【略】	管径 600 mm 以上に 適用する。 600 mm 未満につい ては特記仕様書に よる。			
管理方式			測定箇所標準図	摘要														
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図 に朱記、併 記するもの																
高さ、幅 で 20 点 以上のもの	左記のも ので 20 点 未満のもの	—	【略】	管径 600 mm 以上に 適用する。 600 mm 未満につい ては特記仕様書に よる。														

<table><tr><th colspan="3">管理方式</th><th rowspan="2">測定箇所標準図</th><th rowspan="2">摘要</th></tr><tr><th>管理図表 によるもの</th><th>結果一覧 表によるもの</th><th>構造図 に朱記、併 記するもの</th></tr><tr><td>幅、高さ で 20 点 以上のもの</td><td>左記のも ので 20 点 未満のもの</td><td>—</td><td>【略】</td><td>基礎材が異なる場 合は種別値に測定 する。高さ (H) の管理は、V_1, V_2 で算出するものと する。</td></tr></table>			管理方式			測定箇所標準図	摘要	管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図 に朱記、併 記するもの	幅、高さ で 20 点 以上のもの	左記のも ので 20 点 未満のもの	—	【略】	基礎材が異なる場 合は種別値に測定 する。高さ (H) の管理は、 V_1, V_2 で算出するものと する。			
管理方式			測定箇所標準図	摘要														
管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図 に朱記、併 記するもの																
幅、高さ で 20 点 以上のもの	左記のも ので 20 点 未満のもの	—	【略】	基礎材が異なる場 合は種別値に測定 する。高さ (H) の管理は、 V_1, V_2 で算出するものと する。														

改正後				現行			
工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
管 路 工 事	管水路 (<u>遠心力継ぎコ ングリート管</u>)	基準高(V)	±30 ただし被圧地下 水のある場合⊕ 50	管水路 (<u>コンクリート 二次製品</u>)	①基準高(V)	±30 ただし被圧地下水の ある場合⊕50	基準高、中心線のズレ（直線 部）については施工延長おおむ ね 50mにつき 1 箇所の割合で 測定する。
		中心線のズレ (e)	±100		②中心線のズ レ(e)	±100	
	RC管	ジョイント間隔 (z)	別表イ参照	ジョイント 間隔(z)	③ジョイント 間隔(z)	別表イ「管水路（コンク リート二次製品）のジ ョイント間隔管理基準値 を参照。（P59 参照）	中心線のズレ（曲線部）につい てはおおむね 10 mに 1 箇所 の割合で測定する。
		【削除】	【削除】		④ゴム輪位置 (y)	別表ウ「管水路（コンク リート二次製品）のゴム 輪位置管理基準値」を参 照。（P60 参照）	
				⑤施工延長 ⊖ 0.1%、ただし延長 200 m未満 ⊖ 200			

改正後				現行			
工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
管 路 工 事	管水路 (<u>遠心力継ぎコ ングリート管</u>)	基準高(V)	±30 ただし被圧地下 水のある場合⊕ 50	管水路 (<u>コンクリート 二次製品</u>)	①基準高(V)	±30 ただし被圧地下水の ある場合⊕50	基準高、中心線のズレ（直線 部）については施工延長おおむ ね 50mにつき 1 箇所の割合で 測定する。
		中心線のズレ (e)	±100		②中心線のズ レ(e)	±100	
	RC管	ジョイント間隔 (z)	別表イ参照	ジョイント 間隔(z)	③ジョイント 間隔(z)	別表イ「管水路（コンク リート二次製品）のジ ョイント間隔管理基準値 を参照。（P59 参照）	中心線のズレ（曲線部）につい てはおおむね 10 mに 1 箇所 の割合で測定する。
		【削除】	【削除】		④ゴム輪位置 (y)	別表ウ「管水路（コンク リート二次製品）のゴム 輪位置管理基準値」を参 照。（P60 参照）	
				⑤施工延長 ⊖ 0.1%、ただし延長 200 m未満 ⊖ 200			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
【略】	【略】	【略】		
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—	【略】	Vは管底（V ₁ ）を原則とし、測定時刻は埋戻完了とする。 ただし、φ1,350 mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂（V ₂ ）でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は、鋪設（表層、上層路床、下層路床）を敷いた埋戻完了時点とする。

改正後

現行

工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
Ⅰ 管 水 路 工 事 (ダクタイル鉄管)	基準高(V)	±30 ただし被圧地 下水のある場合 ± 50	基準高、中心線のズレ (直線 部)については施工延長お おむね 50mにつき 1 箇所の割 合で測定する。
	中心線のズレ (e)	±100	
	ジョイント間隔 (z)	別表ウ及び別表エ 参照	中心線のズレ(曲線部)につ いてはおおむね 10 mに 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
	施工延長	⊖ 0.1%、ただし延 長 200m未満 ⊕ 200	ジョイント間隔については 1 本毎に測定する。

工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
Ⅲ 本 路 工 事 (緑地帯・強化プラ スチック複合管)	①基準高(V)	±30 ただし被圧地 下水のある場合 ± 50	基準高、中心線のズレ (直線 部)については施工延長お おむね 50mにつき 1 箇所の割 合で測定する。
	②中心線のズレ (e)	±100	
	③ジョイント間隔 (z)	別表エ及びオ「管水 路ジョイント間隔 管理基準値」を参 照。(P61～63)	中心線のズレ(曲線部)につ いてはおおむね 10 mに 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
	④施工延長	⊖ 0.1%、ただし延 長 200 m未満 ⊕ 200	ジョイント間隔については 1 本毎に測定する。

管 理 方 式		測 定 箇 所	摘 要
【略】	【略】	標準図	
基準高、 中心線 のズレ、 ジョイ ント間 隔で 20 点以上 のもの	左記のも ので 20 点未満の もの及び 施工延長	【略】	Vの測定は管底(V ₁)を原則とし、測定時期 は埋戻完了とする。 ただし、φ1,350 mm以下又は管底での測定作 業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V ₂) でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とす る。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は 舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた 埋戻完了時点とする。

管 理 方 式		測 定 箇 所	摘 要
【略】	【略】	標準図	
基準高、 中心線 のズレ、 ジョイ ント間 隔で 20 点以上 のもの	左記のも ので 20 点未満の もの及び 施工延長	【略】	Vの測定は管底(V ₁)を原則とするが、φ1,350 mm以下又は、管底での測定作業が困難な場合 は、管頂(V ₂)でもよい。 又、測定時期は管底の場合は埋戻し後において 行うものとする。

改正後				現行				
7 管水路工事	工 種 管水路 (硬質塩化ビニル管)	項 目 基準高(V)	規格値(mm)	測定基準	工 種 管水路 (硬質塩化ビニル管)	項 目 ①基準高(V)	規格値(mm)	測定基準
		埋設深(H)	⊕50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。		②埋設深(H)	⊖50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。
		中心線のズレ(e)	⊕120			③中心線のズレ(e)	⊕120	
		施工延長	⊖ 0.1%, ただし延長 200m未満	中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所の割合で測定する。上記未満は 2 箇所測定する。		④施工延長	⊖ 0.1%, ただし延長 200m未満	中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所の割合で測定する。上記未満は 2 箇所測定する。
	管 理 方 式	【略】	【略】	【略】	管 理 方 式	【略】	【略】	【略】
測定箇所標準図				測定箇所標準図				
摘 要				摘 要				

改 正 後				現 行		
7 管 水 路 工 事	工 種 管水路 (鋼管)	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
		管種等の適用範囲は原則として下記による。				
		管 種	J I S G 3443-1 (水輸送用塗覆鋼管-第1部:直管)			
		W S P A-101-5005 (農業用プラスチック被覆鋼管)				
		寸 法	80A～3500A			
		塗覆装方法	管 外 面	プラスチック被覆		
		管 内 面		エポキシ樹脂塗装とする。		
		接 合 法	突き合わせ溶接継手とする。			
		工 法	通常の開削による布設工法とする。			
		管路の範囲			導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。	
【新設】						
管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準		摘 要		
【略】	【略】	【略】	図			
				通常の開削による布設工法とは、矢板土留・連立簡易土留を含むものとする。		

改 正 後				現 行	
				【新設】	
工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
7 管 水 路 工 事	管布設	基準高(V)	⊙ 30 ただし、被圧地下水のある場合⊙ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおよそ 50mにつき 1箇所の割合で測定する。	
		中心線のズレ(e)	⊙ 45		
		施工延長	⊙ 0.1%、ただし延長 200m未満 ⊙ 200	中心線のズレ(曲線部)についてはおおよそ 10 mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
				【新設】	
管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準		摘 要		
	【略】	【略】	【略】	Vの測定は管底(V ₁)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1,350 mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管直上で埋戻後の管頂(V ₂)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は鋪設(差層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。	

改 正 後				現 行	
				【新設】	
工 種	項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準		
Ⅶ 管 水 路 工 事	V型開先デュー付き直管 (片面溶接)	ルー トギヤップ (s) べべル 角度 (θ) ルー トフエイス (a)	0~3 Y, Y' : 30~35' X' : 35~15' X : 30~50' ≤2.4	デュー付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。 溶接箇所 10箇所につき 1箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。	
	V型開先 (片面溶接)	ルー トギヤップ (s)	1~4		
	べべル 角度 (θ) ルー トフエイス (a)	30~35' ≤2.4			
				【新設】	
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	
【略】	【略】	【略】	【略】		
ルー トギヤップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びべべル 角度、ルー トフエイス	二	【略】	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。	
ルー トギヤップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びべべル 角度、ルー トフエイス	二	【略】	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。	

改 正 後				現	行
				【新設】	
工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
Ⅶ 置 水 路 工 事	V型開先 (片面裏当溶接)	ルートギヤップ(s) 4以上	溶接箇所 10箇所につき1箇所 の割合で測定する。		
	バベル角度(θ)	22.5～27.5°	現場切り合わせの場合のみ 全溶接箇所を測定する。		
	ルートフエイス(a)	≤2.4			
	X型開先 (両面溶接)	ルートギヤップ(s) 0～3	溶接箇所 10箇所につき1箇所 の割合で測定する。		
	バベル角度21(θ ₁) mm(θ ₂)	30～35° 40～45°	現場切り合わせの場合のみ 全溶接箇所を測定する。		
	ルートフエイス (a)	2以下			
				【新設】	
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	
【略】	【略】	【略】	【略】		
ルートギヤップで 20点以上の ものの	左記のもので 20点未満のもの及びバベル 角度、ルー トフエイス	二	【略】	左記によらない場合は特別仕様書 によるものとする。	
ルートギヤップで 20点以上の ものの	左記のもので 20点未満のもの及びバベル 角度、ルー トフエイス	二	【略】	左記によらない場合は特別仕様書 によるものとする。	

工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
7	X型開先デューバ 付き直管 (両面溶接)	0~3	デューバ付き直管同 士の溶接箇所全数 を測定する。
管	バンプ角度	$\frac{(\theta_1)}{Y, Y' : 30 \sim 35}$ $\frac{(\theta_1)}{X' : 35 \sim 15}$ $\frac{(\theta_1)}{X : 30 \sim 50}$ $\frac{(\theta_2)}{Y, Y' : 40 \sim 45}$ $\frac{(\theta_2)}{X' : 40 \sim 60}$ $\frac{(\theta_2)}{X : 45 \sim 25}$	
水	ルート	2以下	
路	フエイス		
工	(a)		
事			

管理方式		測定箇所標準図	摘要
【略】	【略】		
ルートギ ヤンプで 20 点以 上のもの	左記のもので 20 点未満のもの の及びびべベル 角度、ルート フェイス	【略】	左記によらない場合は特別仕様書 によるものとする

改 正 後				現 行
7 管 水 路 工 事	工 種	項目	規格値(mm)	測定基準
	周継手溶接	余盛高(h)	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8	溶接箇所 10箇所につき 表 1 箇所の割合で測定する。
		アンダカット ト(h)	h ≥ 0.5 は不合格、0.3 < h ≤ 0.5 は、1 個の長さ 30 mm (内側) にあつては 50 mm) を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの 15% を越えるものは不合格。 h ≤ 0.3 は合格。	1 箇所毎に全円周を 目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
		ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	1 箇所毎に全円周を 目視により点検する。
		その他	溶接及びその付近は、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ピット、シグ跡などの欠陥があつてはならない。	
【新設】				【新設】

管 理 方 式		測定箇所標準図	摘 要
【略】	【略】	【略】	
二	二	二	

改 正 後				現 行
【新設】				
7 置 水 路 工 事	工 種 周継手溶接ア ーバ付き直管	項 目 目 違 い (a) 両面溶接	規 格 値 (mm) t : 板厚 $t \leq 6$ $e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20$ $e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38$ $e \leq 5.0$	測 定 基 準 ダーバ付き直管同士 の溶接箇所全数を測 定する。
		余盛置 (h) t : 板厚 $t \leq 12.7$ $h \leq 3.2$ $t > 12.7$ $h \leq 4.8$ ただし $h = (h_1 + h_2) / 2$		
	寸法内溶接	脚長 (T) 指定脚長を下回ってはなら ない。 ただし、1 溶接線の長さの 5 % 以下で -1.0 mm までは認める。		溶接線全長にわたっ て目視により点検 し、懸念のある部分 はゲージにより点検 する。
		のど厚 (L) 指定のど厚を下回ってはなら ない。 ただし、1 溶接線の長さの 5 % 以下で -0.5 mm までは認める。		
【新設】				
管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	
【略】	【略】	【略】		
二	二	○		

改 正 後				現 行		
				【新設】		
工 種	項目	規格値(mm)	測定基準			
7 管 水 路 工 事	アンダ カ ャ ト (h)	0.5<h<1.0 の時アンダカットの長さ が板厚よりも大きいものがあるてはな らない。	溶接線全長にわた って目視により点 検し、懸念のある 部分はゲージによ り点検する。			
		h≧1.0 のアンダカッとはあつてはな らない。				
		ピット	ピットの直径が1mm以下では溶接長さ 1mにつき3個までを許容する。 しかし直径が1mmを超えるものがあ つてはならない。			
		ビード外 観	ビード表面に極端な不揃い部分があつ てはならない。	溶接線全長にわた って目視により点 検する。		
		その他	溶接部及びその付近には、事柄し、ア クストライトの跡、有害と認められる 程度のオーバーラップ、シグ跡などの欠 陥があつてはならない。			
				【新設】		
管 理 方 式				測 定 箇 所 標 準 図		
【略】	【略】	【略】	【略】			
【略】	【略】	○	【略】			
				摘 要		

改 正 後					現 行
【新設】					
工 種	放射線透過試験	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
	7 管 水 路 工 事	別表オ参照	別表オの判定基準を参照	周継手溶接の場合、全溶接線長の5%を厳密にするものとする。 すみ肉溶接の場合は、特別仕様書による。 現場塗装全面を点検する。	
管 水 路 工 事	素地調整	外観	水分、錆、油等があるてはならない。		
【新設】					
管 理 方 式					
【略】	【略】	【略】	測定箇所標準図	摘 要	
—	—	○		全溶接線長とは、溶接箇所全での溶接線長の総計をいう。	
—	—	○			

改 正 後				現 行	
				【新設】	
工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
ジョイントコー ト	燃損	あつてはならない。	ジョイントコート全 数を点検する。		
	両端のめくれ	有害な欠陥となる大きなめ くれがあつてはならない。			
	ふくれ	ジョイントコートの両端か ら 50mm 以内にふくれがあ つてはならない。			
	工場被覆部と の重ね代(a)	片側 50 mm 以上			
	ピンホール	火花の発生するような欠陥 があつてはならない。		ジョイントコート全 数金面を点検する	
管 水 路 工 事	膜厚	1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後	ジョイントコート施 工箇所10箇所につき1 箇所測定するものと し、1 箇所につき 4 点測定する。		
				【新設】	

改 正 後				現 行			
				【新設】			

改 正 後				現 行	
【新設】					
7 道 水 路 工 事	シールド工事 (一次掘工)	基準高(V)	規格値(mm)	【新設】	
	コンクリートセ グメント	中心線のズレ (e)	⑤50 直線部⑥100 曲線部⑥150		
	鋼製セグメント	施工延長	⑤ 0.1%, ただし延長 150m未満 ⑥150		
		たわみ率	⑤5%		
				測定基準	
				基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	
				中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10 mに1箇所の割合で測定する。	
				上記未滿は2箇所測定する。	
【新設】					
管理方式				測定箇所標準図	
【略】	【略】	【略】	【略】	要 摘	
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のものの	左記のもので20点未滿のもの及び施工延長	二		Vの測定は管底(V ₁)を原則とし、測定時期は完了時とする。	

改 正 後				現	行
				【新設】	
工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
Ⅶ 管 水 路 工 事	基準高(V)	±30 (±50)	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長におおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。		
	中心線のズレ (c)	±100	中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10 mにつき 1箇所の割合で測定する。		
	ジョイント間隔 (Z)	別表イ、ウ及び別表オ参照			
	施工延長	± 0.1%, ただし延長 200m未満 ± 200			
	たわみ率	±5%	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所を測定する。 上記未滿は 2 箇所測定する。 測定時期は、管据付時、注入完了時とする。		
				【新設】	
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	
【略】	【略】	【略】			
基準高、中心線のズレ、たわみ率で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未滿のもの及び施工延長	二	【略】	Vの測定は管底 (V) を原則とし、測定時期は完工時とする。 10 基準高 (Vの) は推進工事の場合。	

改 正 後				現 行				
8.パイプライン工事	1.管布設	布設深(H)	○50	測定基準 施工延長100mにつき1箇所の割合で測定する。 通水試験は全線について行う。	項目	規格値 (mm)	測定基準 施工延長100mにつき1箇所の割合で測定する。	
		砂基礎(B)	○65		①布設深(H)	○50		
		砂基礎厚さ(T)	T ₁ =○30 T ₂ =○0		②砂基礎(B)	○65		
		通水試験	参考資料（1.管水路の通水試験P225～P230）による。		③砂基礎厚さ(T)	T ₁ =○30 T ₂ =○0		
		付帯工	各々の規格値による。		④通水試験	別表（品質管理基準P126～P127）による。		
					⑤付帯工	各々の規格値による。		
管 理 方 式				管 理 方 式				
【略】	20点以上のもの	【略】	【略】	20点以上のもの	20点未満のもの	【略】	圧力計は設計圧力の1.5～2倍程度の圧力計を用い、最少きざみ目盛りは0.2kg/cm ² 程度のものを用いる。	
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
20点以上のもの				20点以上のもの				
2								

改正後

現行

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
橋 梁 工 事	コンクリート桁	上幅 (B ₁) ⊕10 ⊕5 下幅 (B ₂ , B ₃) ⊕ 5	幅, 高さについては桁の両端部, 中央部の3箇所を全桁数測定する。
	高さ(H)	⊕10 ⊕5	
	桁長(L)	⊕ 15	桁長は各桁で, 横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 未満)
	横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 以上)	1.5L-6 10	桁長は各桁で, 横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 以上) 10 桁数測定する。
鉄筋コンクリート床版工	基準高(H)	⊕20	基準高は1径間当たり2箇所(支点付近)で測定する。
	幅(B)	⊕30	幅は1径間当たり3箇所測定する。
	厚さ(T)	⊕20 ⊕10	厚さは, 又は対称10 m ² に1箇所の割合で測定する。

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
橋 梁 工 事	コンクリート桁	上幅 (B ₁) ⊕10 ⊕5 下幅 (B ₂ , B ₃) ± 5	幅, 高さについては桁の両端部, 中央部の3箇所を全桁数測定する。
	高さ(H)	⊕10 ⊕5	
	桁長(L)	⊕ 15	桁長は各桁で, 横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 未満) 1.5L-6
	横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 以上)	10.5m 以上 10 mm	桁長は各桁で, 横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 以上) 10 mm 桁数測定する。
鉄筋コンクリート床版工	基準高(H)	⊕20	基準高は1径間当たり2箇所(支点付近)で測定する。
	幅(B)	⊕30	幅は1径間当たり3箇所測定する。
	厚さ(T)	⊕20 ⊕10	厚さは, 又は対称10 m ² に1箇所の割合で測定する。

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
【略】	【略】	【略】	
—	【略】	【略】	コンクリート橋に適用する。
—	【略】	【略】	

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
【略】	【略】	【略】	
—	【略】	【略】	
【新設】	【新設】	【新設】	

改 正 後				現 行
				【新設】

改正後

現行

工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
10 橋 梁 下 部 工 事	橋台工	Θ50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
	敷幅 (B)	Θ20	
	控壁の厚さ (T)	Θ50	
	高さ (H)	±50	
	中心線のズレ (e)	Θ50	
	天端長 (L ₁)	Θ50	
	敷長 (L ₂)	±30	
橋台基礎			同 左
「1 共通工事の 100 精度を要するもの」の項に定めるところによる			

工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
1 橋台工	敷幅 (B)	Θ50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
	控壁の厚さ (T)	Θ20	
	高さ (H)	Θ50	
	中心線のズレ (e)	±50	
	天端長 (L ₁)	Θ50	
	敷長 (L ₂)	Θ50	
	胸壁間距離 (L ₃)	±30	
【新設】			【新設】

管 理 方 式			摘 要
【略】	【略】	【略】	
—	構造図に朱記、併記すること が困難なもの	敷幅、控壁の厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、胸壁間距離	2 スパン以上の場合の胸壁間距離は「橋脚工」の橋脚中心間距離において管理する。
同左	同左	同左	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
【略】	【略】	【略】		
—	構造図に朱記、併記すること が困難なもの	天端長、敷長、敷幅、高さ、胸壁間距離、中心線のズレ	【略】	2 スパン以上の場合の胸壁間距離は 2 及び 3 橋脚工の橋脚中心間距離において管理する。
【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	

改正後					現行				
10 橋梁下部工事	工 種 橋脚工 張出式 重力式 半重力式	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	工 種 2. 橋脚工 (張出式、重力式、半重力式)	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
		基準高(V)	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。		①基準高(V)	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。	
		天端長(λ ₁)	±50	②天端長(λ ₁)		±50			
		敷長(λ ₂)	±50	③敷長(λ ₂)		±50			
		天端幅(B ₁)	±20	④天端幅(B ₁)		±20			
		敷幅(B ₂)	±50	⑤敷幅(B ₂)		±50			
		高さ(H)	±50	⑥高さ(H)		±50			
		橋脚中心間距離(L)	±30	⑦橋脚中心間距離(L)		±30			
		中心線のズレ(e)	±50	⑧中心線のズレ(e)		±50			
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図		管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	
【略】	【略】	【略】	【略】		【略】	【略】	【略】	【略】	
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ	【略】		—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ	【略】	

改正後				現行																										
<table><tr><th>工 種</th><th>項 目</th><th>(参 考) 規格値(mm)</th><th>測 定 基 準</th></tr><tr><td rowspan="10">10 橋 梁 工 事</td><td rowspan="10">橋脚工 (ラーメン式)</td><td>基準高(V)</td><td>±20</td></tr><tr><td>天 端 長(λ)</td><td>±20</td></tr><tr><td>天端幅 (B₁)</td><td>±20</td></tr><tr><td>中間幅(d)</td><td>±20</td></tr><tr><td>基礎幅 (B₂, b)</td><td>±50</td></tr><tr><td>高さ(H)</td><td>±50</td></tr><tr><td>厚さ(T)</td><td>±20</td></tr><tr><td>橋脚中心間 距離(L)</td><td>±30</td></tr><tr><td>中心線のズレ (e)</td><td>±50</td></tr></table>				工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	10 橋 梁 工 事	橋脚工 (ラーメン式)	基準高(V)	±20	天 端 長(λ)	±20	天端幅 (B ₁)	±20	中間幅(d)	±20	基礎幅 (B ₂ , b)	±50	高さ(H)	±50	厚さ(T)	±20	橋脚中心間 距離(L)	±30	中心線のズレ (e)	±50			
工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準																											
10 橋 梁 工 事	橋脚工 (ラーメン式)	基準高(V)	±20																											
		天 端 長(λ)	±20																											
		天端幅 (B ₁)	±20																											
		中間幅(d)	±20																											
		基礎幅 (B ₂ , b)	±50																											
		高さ(H)	±50																											
		厚さ(T)	±20																											
		橋脚中心間 距離(L)	±30																											
		中心線のズレ (e)	±50																											

10 橋 梁 工 事				3. 橋脚工 (ラーメン式)			
				①基準高(V)			
				②天 端 長 (λ)			
				③天端幅 (B ₁)			
				④中間幅(d)			
				⑤基礎幅 (B ₂ , b)			
				⑥高さ(H)			
				⑦厚さ(T)			
				⑧橋脚中心 間 距 離(L)			
				⑨中心線の ズレ(e)			

管 理 方 式				測 定 箇 所 標 準 図		摘 要	
【略】	【略】	【略】	【略】				
—	構造図に朱記、併記すること が困難なもの		基準高, 天端長, 天端幅, 中間幅, 基礎幅, 高さ, 厚さ, 橋脚中心 間距離, 中心線 のズレ	【略】			

改 正 後				現 行			
工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
11 の り 面 保 護 工 事	ラス張 植生シート 繊維ネット	施工面積≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。	1.金属張 工・植生ネット張工・むしろ張工	① 面積 (A)	施工面積≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	アンカー ピン数	ラス張 φ9 (D10) × L = 200mm 上 φ16 (D16) × L = 400mm 0.3本/m ² 以上	ラス張は 200 m ² に 1 箇所の割合で測定する。上記未滿は 2 箇所測定する。		② アンカー ピン数	施工本数を設計本数に設計値に対し 0.3 本/m ²	金属張工は 200 m ² に 1 箇所の割合で測定する。上記未滿は 2 箇所測定する。 植生ネット張工は 500 m ² に 1 箇所の割合で測定する。
	アンカー ピン及び 止め釘	植生マット及び繊維ネットは 500 m ² に 1 箇所の割合で測定する。 上記未滿は 2 箇所測定する。			(総)の重 ね合わせ 幅	金網 5cm 以上 植生ネット 5 cm 以上	金属張工は 200 m ² に 1 箇所の割合で測定する。上記未滿は 2 箇所測定する。 植生ネット張工は 500 m ² に 1 箇所の割合で測定する。
	【削除】	【削除】	【削除】		むしろ 3 cm 以上		上記未滿は 2 箇所測定する。
管 理 方 式				管 理 方 式			
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
—	—	展開図及び 測線長	Δ ₀ : 測線をいう。	—	—	展開図及び 測線長	Δ ₀ : 測線をいう。
—	測定値を 記入	—	(参考) 規格値に示す値は標準であることから工法により、標準本数が異なる場合は、別監督職員と協議する。	—	測定値を 記入	—	むしろ張工の標準重ね合わせ幅は Δ ₀ cm。
【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	—	—	—	—

改正後

現行

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
11 土 面 保 護 工 事	種子散布	施工面積 $\geq$ 設計面積 (A)	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	客土吹付	厚 さ (T)	施工面積 500 m ² に1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		面積 (A)	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
10 土 面 保 護 工 事	種子吹付工	施工面積 $\geq$ 設計面積 (A)	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	客土吹付工	厚 さ (T)	施工面積 500 m ² に1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		面積 (A)	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

管 理 方 式			摘 要
【略】	【略】	【略】	
—	—	展開図及び測線長	L_{20} : 測線をいう。
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	【略】 1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。 3 設計吹付厚さ5 cm以上には適用しない。
—	—	展開図及び測線長	L_{20} : 測線をいう。

管 理 方 式			摘 要
【略】	【略】	【略】	
—	—	展開図及び測線長	L_{20} : 測線をいう。
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	【略】 1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。 3 設計吹付厚さ5 cm以上には適用しない。
—	—	展開図及び測線長	L_{20} : 測線をいう。

改 正 後					現 行				
工 種		項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	工 種		項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
11. 植生基材吹付 法 面 保 護 工 事		厚さ(T)	平均厚さ≧設計厚さ 測定値は 設計厚 5 cm未満 ⊖ 10% 〃 5 cm以上 ⊖ 20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の 50%以上とする。	施工面積 200 m ² に 1 箇所の割合で測定する。上記未満は 2 箇所測定する。	10. の り 面 保 護 工 事	4. 中・厚層基材吹付工	厚さ(T)	平均厚さ≧設計厚さ 測定値は 設計厚 5 cm未満 ⊖ 10% 設計厚 5 cm以上 ⊖ 20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の 50%以上とする。	施工面積 200 m ² に 1 箇所の割合で測定する。上記未満は 2 箇所測定する。
		面積(A)	施工面積≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。			面積(A)	施工面積≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
管 理 方 式					管 理 方 式				
【略】	【略】	【略】	【略】		【略】	【略】	【略】	【略】	
厚さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—	【略】	1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。	厚さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—	【略】	1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。
—	—	展開図及び測線長	【略】	△ ₀ ：測線をいう。	—	—	展開図及び測線長	【略】	△ ₀ ：測線をいう。

改正後

現行

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
11 塗装面保護工事	吹付枠	施工延長≧設計延長	全施工延長について展開図により測定する。
	梁延長	± L/10	施工面積 200 m ² に1箇所割合で測定する。
	梁間隔 (L)	± L/10	施工面積 200 m ² に1箇所割合で測定する。
	梁断面 (H) (B)	⊖ 20	施工面積 200 m ² に1箇所割合で測定する。

工 種	項 目	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
10 のり面保護工事	吹付枠	施工延長≧設計延長	全施工延長について展開図により測定する。
	梁延長	± L/10	施工面積 200 m ² に1箇所割合で測定する。
	梁間隔 (L)	± L/10	施工面積 200 m ² に1箇所割合で測定する。
	梁断面 (H) (B)	⊖ 20	施工面積 200 m ² に1箇所割合で測定する。

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
【略】	【略】	展開図に朱記, 併記する	
間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	【略】	
断面で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	【略】	

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
【略】	【略】	展開図に朱記, 併記する	
間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	【略】	
断面で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	【略】	

改正後				現行				
11 法面保護工事	工 種 コンクリート吹付モルタル吹付工	項 目 吹付厚さ (T)	(参考) 規格値(mm) 設計厚 5 cm未満 ○ 10 設計厚 5 cm以上 ○ 20 (ただし、吹付面に凹凸がある場合は最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上)	測定基準 施工面積おおむね 100 m ² につき 1 箇所の割合でコア採取又は削孔などとして測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。	工 種 コンクリート類吹付モルタル吹付工	項 目 (1)吹付厚さ (T)	(参考) 規格値(mm) 設計厚 5 cm未満 ○10 $\Sigma_{10} = \bigcirc 3$ 設計厚 5 cm以上 ○20 $\Sigma_{20} = \bigcirc 5$	測定基準 施工面積おおむね 100 m ² につき 1 箇所の割合でコア採取又は削孔などとして測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
管 理 方 式				測定箇所				
厚さで 20 点以上のもの	【略】	【略】	【略】	【略】	標準図			
					【略】			
要 摘				要 摘				
施工端部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。				凸凹の最少吹付厚は設計の 50%、平均厚は設計以上。 施工端部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。				

改正後				現行			
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	工種	項目	規格値(mm)	測定基準
12 暗渠排水工事	1. 吸水渠	75	全吸水渠について測定する。測定は上下流端及び中央の3箇所測定する。ただし、1本の長さが50m未満の場合は上下流端とする。勾配についてはレベル測定とする。	S. 暗渠排水工事	①布設深(渠底又は管頂)	75	全吸水渠について測定する。測定は上下流端及び中央の3箇所測定する。ただし、1本の長さが50m未満の場合は上下流端とする。勾配についてはレベル測定とする。
	2. 勾配	高差(H)=130(下限値) $V_1 \sim V_2 = 65$ (下限値) $V_2 \sim V_3 = 65$ (下限値) 標準値 92m(又は90m) 高差 0.2m 1/460(1/450)の場合である。 H=0.13mの場合のIは1/720となる。 なお、本基準の場合と設計勾配が異なる場合は特記仕様書による。 コルゲートパイプ使用の場合の規格値は特記仕様書による。 勾配管理は渠底又は管頂管理とする。			②勾配	高差(H)=130(下限値) $V_1 \sim V_2 = 65$ (下限値) $V_2 \sim V_3 = 65$ (下限値) 標準値 92m(又は90m) 高差 0.2m 1/460(1/450)の場合である。 H=0.13mの場合のIは1/720となる。 なお、本基準の場合と設計勾配が異なる場合は特記仕様書による。 コルゲートパイプ使用の場合の規格値は特記仕様書による。 勾配管理は渠底又は管頂管理とする。	
	3. 間隔	750			③間隔	±750	
	4. 施工延長	0.2%, ただし100m未満 200			④施工延長	0.2%, ただし100m未満 200	
5. 疎水材(被覆材)幅, 厚	6. 疎水材(被覆材)幅, 厚	幅 30 厚 50		S. 暗渠排水工事	⑤疎水材(被覆材)幅, 厚	幅 30 厚 50	
	7. 疎水材(被覆材)幅, 厚	幅 30 厚 50			⑥疎水材(被覆材)幅, 厚	幅 30 厚 50	

管理方式		測定箇所 標準図	摘要
【略】	【略】		
	データシートに記入	【略】	疎水材に粗朶、ワラ等の場合は渠毎に仮置きした数量はデータシートに記入のこと。

管理方式		測定箇所 標準図	摘要
【略】	【略】		
	データシートに記入	【略】	疎水材に粗朶、ワラ等の場合は渠毎に仮置きした数量はデータシートに記入のこと。

改 正 後				現 行																															
<table><tr><th>工種</th><th>項目</th><th>規格値(mm)</th><th>測定基準</th></tr><tr><td>1. 集水渠</td><td>勾配</td><td>$V_3' \sim V_3''$ 及び $V_3'' \sim V_3'''$ の間の高低差 H は吸水渠間隔 10.0m の場合 $H \geq 20$ (下限値) V_3' , V_3'' , V_3''' の値は吸水渠 V_3 の値による。 ただし、設計高低差が 50m の場合で設計高低が上記と異なる場合は特別仕様書による。</td><td rowspan="2">全路線について測定する。</td></tr><tr><td>2. 暗渠排水工事</td><td></td><td></td></tr></table>				工種	項目	規格値(mm)	測定基準	1. 集水渠	勾配	$V_3' \sim V_3''$ 及び $V_3'' \sim V_3'''$ の間の高低差 H は吸水渠間隔 10.0m の場合 $H \geq 20$ (下限値) V_3' , V_3'' , V_3''' の値は吸水渠 V_3 の値による。 ただし、設計高低差が 50m の場合で設計高低が上記と異なる場合は特別仕様書による。	全路線について測定する。	2. 暗渠排水工事			<table><tr><th>工種</th><th>項目</th><th>規格値(mm)</th><th>測定基準</th></tr><tr><td>8. 集水渠</td><td>①勾配</td><td>$V_3' \sim V_3''$ 及び $V_3'' \sim V_3'''$ の間の高低差 H は吸水渠間隔 10.0m の場合 $H \geq 20$ (下限値) V_3' , V_3'' , V_3''' の値は吸水渠 V_3 の値による。 ただし、設計高低差が 50m の場合で設計高低が上記と異なる場合は特別仕様書による。</td><td rowspan="2">全路線について測定する。</td></tr><tr><td>9. 暗渠排水工事</td><td></td><td></td></tr></table>				工種	項目	規格値(mm)	測定基準	8. 集水渠	①勾配	$V_3' \sim V_3''$ 及び $V_3'' \sim V_3'''$ の間の高低差 H は吸水渠間隔 10.0m の場合 $H \geq 20$ (下限値) V_3' , V_3'' , V_3''' の値は吸水渠 V_3 の値による。 ただし、設計高低差が 50m の場合で設計高低が上記と異なる場合は特別仕様書による。	全路線について測定する。	9. 暗渠排水工事								
工種	項目	規格値(mm)	測定基準																																
1. 集水渠	勾配	$V_3' \sim V_3''$ 及び $V_3'' \sim V_3'''$ の間の高低差 H は吸水渠間隔 10.0m の場合 $H \geq 20$ (下限値) V_3' , V_3'' , V_3''' の値は吸水渠 V_3 の値による。 ただし、設計高低差が 50m の場合で設計高低が上記と異なる場合は特別仕様書による。	全路線について測定する。																																
2. 暗渠排水工事																																			
工種	項目	規格値(mm)	測定基準																																
8. 集水渠	①勾配	$V_3' \sim V_3''$ 及び $V_3'' \sim V_3'''$ の間の高低差 H は吸水渠間隔 10.0m の場合 $H \geq 20$ (下限値) V_3' , V_3'' , V_3''' の値は吸水渠 V_3 の値による。 ただし、設計高低差が 50m の場合で設計高低が上記と異なる場合は特別仕様書による。	全路線について測定する。																																
9. 暗渠排水工事																																			
<table><tr><th colspan="2">管 理 方 式</th><th>測 定 箇 所</th><th rowspan="2">摘 要</th></tr><tr><th>【略】</th><th>【略】</th><th>標 準 図</th></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td><td>データシートに記入</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td><td>データシートに記入</td></tr></table>				管 理 方 式		測 定 箇 所	摘 要	【略】	【略】	標 準 図	【略】	【略】	データシートに記入		【略】	【略】	データシートに記入	<table><tr><th colspan="2">管 理 方 式</th><th>測 定 箇 所</th><th rowspan="2">摘 要</th></tr><tr><th>【略】</th><th>【略】</th><th>標 準 図</th></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td><td>データシートに記入</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td><td>データシートに記入</td></tr></table>				管 理 方 式		測 定 箇 所	摘 要	【略】	【略】	標 準 図	【略】	【略】	データシートに記入		【略】	【略】	データシートに記入
管 理 方 式		測 定 箇 所	摘 要																																
【略】	【略】	標 準 図																																	
【略】	【略】	データシートに記入																																	
【略】	【略】	データシートに記入																																	
管 理 方 式		測 定 箇 所	摘 要																																
【略】	【略】	標 準 図																																	
【略】	【略】	データシートに記入																																	
【略】	【略】	データシートに記入																																	

改正後

現行

工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
13 ため池改修工事	__堤体工	⊕100	綽的なものについては
	__堤幅(W)	⊕100	施工延長おおむね 20
	__法長(L)	⊕100	mにつき 1 箇所の割合
	__施工延長	⊕200	で測定する。
			上記未満は 2 箇所測定する。
__洪水吐工	__基準高(V)	⊕30	基準高、 <u>幅</u> 、 <u>厚さ</u> 、 <u>高</u>
	__幅(B)	⊕30	さ、中心線のズレにつ
	__厚さ(T)	⊕20	いては施工延長 1 スパ
	__高さ(H)	⊕30	ンにつき 1 箇所の割合
	__中心線のズレ(e)	直線部 ⊕50 曲線部 ⊕100	で測定する。
	__スパン長(L)	直線部 ⊕20 曲線部 ⊕30	箇所単位のものについ
	__施工延長(又は長さ)	⊕150	ては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。

工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
11 ため池改修工事	①基準高(V)	⊕100	綽的なものについては
	②堤幅(W)	⊕100	施工延長おおむね 20
	③法長(L)	⊕100	mにつき 1 箇所の割合
	④施工延長	⊕200	で測定する。
			上記未満は 2 箇所測定する。
2 洪水吐工	①基準高(V)	⊕30	基準高、 <u>幅</u> 、 <u>厚さ</u> 、 <u>高</u>
	③幅(B)	⊕30	さ、中心線のズレにつ
	②厚さ(T)	⊕20	いては施工延長 1 スパ
	④高さ(H)	⊕30	ンにつき 1 箇所の割合
	⑤中心線のズレ(e)	直線部 ⊕50 曲線部 ⊕100	で測定する。
	⑦スパン長(L)	直線部 ⊕20 曲線部 ⊕30	箇所単位のものについ
	⑥施工延長(又は長さ)	⊕150	ては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。

管 理 方 式		測定箇所標準図	摘要
【略】	【略】	【略】	
基準高、 <u>堤幅</u> 、 <u>法</u> 長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び <u>施工延長</u>	【略】	【略】
基準高、 <u>幅</u> 、 <u>厚さ</u> 、 <u>中心線</u> のズレ、 <u>スパン長</u> で 20 点以上のもの	【略】	【略】	【略】

管 理 方 式		測定箇所標準図	摘 要
【略】	【略】	【略】	
基準高、 <u>幅</u> 、 <u>法</u> 長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	【略】	【略】
基準高、 <u>厚さ</u> 、 <u>幅</u> 、 <u>中心線</u> のズレで 20 点以上のもの	【略】	【略】	【略】

改 正 後				現 行			
工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
13 ため池改修工事	樋管工 同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	基準高 (V)	基準高、幅、厚さ、高さは中心線のズレについては施工延長 10mにつき1箇所割合で測定する。ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。	3 樋管工 同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	① 基準高 (V)	Φ30	基準高、幅、厚さ、高さは中心線のズレについては施工延長 10mにつき1箇所割合で測定する。ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
		幅 (B)			Φ20		
		厚 さ (T)			Φ20		
		高 さ (H)			Φ20		
		中心線のズレ (e)			直線部 Φ50 曲線部 Φ100		
		施工延長			Φ150		
11. ため池工事					① 基準高 (V)	Φ30	基準高、幅、厚さ、高さは中心線のズレについては施工延長 10mにつき1箇所割合で測定する。ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
					② 幅 (B)	Φ20	
					② 厚さ (T)	Φ20	
					④ 高さ (H)	Φ20	
					⑤ 中心線のズレ (e)	直線部 Φ50 曲線部 Φ100	
					⑥ 施工延長	Φ150	

管理方式			測定箇所標準図	摘 要
【略】	【略】	【略】		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、ジョイント間隔で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満の及び施工延長	箇所単位のもので 20 点未満の、基準高、幅、厚さ、高さ	【略】	1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 プレキャストコンクリート製品使用の場合である。 【削除】
				3 斜樋等付帯構造物は <u>土地改良(土砂)工事</u> <u>施工管理基準 1 共通</u> 工事のコンクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。

管理方式			測定箇所標準図	摘 要
【略】	【略】	【略】		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、ジョイント間隔で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満の	箇所単位のもので 20 点未満の、基準高、幅、厚さ、高さ	【略】	1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合、土木工事施工管理基準 20 水路トンネル工事の 40 水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帯構造物は <u>土木工事施工管理基準</u> 10 共通工事の 90 コンクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。

改 正 後										現 行				
別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値 (単位：mm)										別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値 (単位：mm)				
杭径	木 杭		プレキャストコンクリート杭		鋼管杭		場 所 打 杭			木	杭	コンクリート杭	鋼管杭	場所打杭
	管理基準値	(参考)規格値	管理基準値	(参考)規格値	管理基準値	(参考)規格値	管理基準値	(参考)規格値						
60	60	225								60	225			
90	90	225								90	225			
120	120	225								120	225			
150	150	225								150	225			
180	180	225								180	225			
210	210	225								210	225			
200	33			50						200	50			
250	41			62						250	62			
300	50			75						300	75			
350	58			87						350	87			
400	65			100	65	100				400	100	100		
450	65			100	65	100				450	100	100	100	
500	66			100	66	100				500	100	100	100	
550	—			—	66	100				550	—	—	100	
600	66			100	66	100				600	100	100	100	

改 正 後					現 行				
別表イ 管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) のジョイント間隔管理基準値 (単位: mm)					別表イ 管水路 (コンクリート二次製品) のジョイント間隔管理基準値 (単位: mm)				
700				100	700			100	100
800				100	800			100	—
900				100	900			100	100
1,000				100	1,000			100	100
1,200				100	1,200			100	100
1,500				100	1,500				100
1,800				100	1,800				100
2,000				100	2,000				100
2,500				100	2,500				100
3,000				100	3,000				100
J I S A 5372 RC管 (B形管) (NB形管)					J I S A 5372 RC管 (B形管)				
呼び径 (mm)	管理基準値	(参考) 規格値		管理基準値	(参考) 規格値	呼び径 (mm)	管理基準値	規格値	
		S 管水路工事 良 質 地 盤	S 管水路工事 軟 弱 地 盤					水 路 工 事 良 質 地 盤	水 路 工 事 軟 弱 地 盤
150	+13 0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0	150	+2 -6	+10 -6	+5 -6
200	+13 0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0	200	+2 -6	+10 -6	+5 -6
250	+13 0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0	250	+2 -6	+10 -6	+5 -6
300	+12 0	+18 0	+10 0	+15 0	+23 0	300	+2 -6	+9 -6	+4 -6
350	+12 0	+18 0	+10 0	+15 0	+23 0	350	+2 -6	+9 -6	+4 -6
J I S A 5303 RC管 (スベ一サー用ゴムを添付)					J I S A 5303 RC管 (スベ一サー用ゴムを添付)				

改 正 後										現 行									
400	<u>+14</u>	<u>0</u>	<u>+21</u>	<u>0</u>	<u>+11</u>	<u>0</u>	<u>+19</u>	<u>0</u>	<u>+29</u>	<u>0</u>	400	<u>8</u>	<u>+2</u>	<u>-8</u>	<u>-8</u>	<u>+3</u>	<u>-8</u>	<u>+2</u>	<u>-3</u>
450	<u>+14</u>	<u>0</u>	<u>+21</u>	<u>0</u>	<u>+11</u>	<u>0</u>	<u>+19</u>	<u>0</u>	<u>+29</u>	<u>0</u>	450	<u>8</u>	<u>+2</u>	<u>-8</u>	<u>-8</u>	<u>+3</u>	<u>-8</u>	<u>+2</u>	<u>-3</u>
500	<u>+14</u>	<u>0</u>	<u>+21</u>	<u>0</u>	<u>+11</u>	<u>0</u>	<u>+19</u>	<u>0</u>	<u>+29</u>	<u>0</u>	500	<u>8</u>	<u>+2</u>	<u>-8</u>	<u>-8</u>	<u>+3</u>	<u>-8</u>	<u>+2</u>	<u>-3</u>
600	<u>+15</u>	<u>0</u>	<u>+23</u>	<u>0</u>	<u>+13</u>	<u>0</u>	<u>+19</u>	<u>0</u>	<u>+29</u>	<u>0</u>	600	<u>8</u>	<u>+3</u>	<u>-8</u>	<u>-8</u>	<u>+5</u>	<u>-8</u>	<u>+3</u>	<u>-3</u>
700	<u>+14</u>	<u>0</u>	<u>+21</u>	<u>0</u>	<u>+12</u>	<u>0</u>	<u>+19</u>	<u>0</u>	<u>+29</u>	<u>0</u>	700	<u>8</u>	<u>+3</u>	<u>-8</u>	<u>-8</u>	<u>+4</u>	<u>-8</u>	<u>+3</u>	<u>-3</u>
800	<u>+15</u>	<u>0</u>	<u>+24</u>	<u>0</u>	<u>+13</u>	<u>0</u>	<u>+19</u>	<u>0</u>	<u>+29</u>	<u>0</u>	800	<u>8</u>	<u>+3</u>	<u>-8</u>	<u>-8</u>	<u>+5</u>	<u>-8</u>	<u>+3</u>	<u>-3</u>
900	<u>+17</u>	<u>0</u>	<u>+26</u>	<u>0</u>	<u>+15</u>	<u>0</u>	<u>+19</u>	<u>0</u>	<u>+29</u>	<u>0</u>	900	<u>8</u>	<u>+3</u>	<u>-8</u>	<u>-8</u>	<u>+7</u>	<u>-8</u>	<u>+3</u>	<u>-3</u>
1,000	<u>+21</u>	<u>0</u>	<u>+32</u>	<u>0</u>	<u>+18</u>	<u>0</u>					1,000	<u>10</u>	<u>+4</u>	<u>-10</u>	<u>-10</u>	<u>+8</u>	<u>-10</u>	<u>+4</u>	<u>-5</u>
1,100	<u>+22</u>	<u>0</u>	<u>+33</u>	<u>0</u>	<u>+19</u>	<u>0</u>					1,100	<u>10</u>	<u>+4</u>	<u>-10</u>	<u>-10</u>	<u>+9</u>	<u>-10</u>	<u>+4</u>	<u>-5</u>
1,200	<u>+23</u>	<u>0</u>	<u>+35</u>	<u>0</u>	<u>+21</u>	<u>0</u>					1,200	<u>10</u>	<u>+4</u>	<u>-10</u>	<u>-10</u>	<u>+11</u>	<u>-10</u>	<u>+4</u>	<u>-5</u>
1,350	<u>+24</u>	<u>0</u>	<u>+37</u>	<u>-0</u>	<u>+22</u>	<u>0</u>					1,350	<u>10</u>	<u>+4</u>	<u>-10</u>	<u>-10</u>	<u>+12</u>	<u>-10</u>	<u>+4</u>	<u>-5</u>
1,500											1,500	<u>8</u>	<u>+4</u>	<u>-8</u>	<u>-8</u>	<u>+7</u>	<u>-8</u>		
1,650											1,650	<u>8</u>	<u>+4</u>	<u>-8</u>	<u>-8</u>	<u>+7</u>	<u>-8</u>		
1,800											1,800	<u>8</u>	<u>+4</u>	<u>-8</u>	<u>-8</u>	<u>+7</u>	<u>-8</u>		
2,000											2,000	<u>8</u>	<u>+4</u>	<u>-8</u>	<u>-8</u>	<u>+7</u>	<u>-8</u>		
2,200											2,200	<u>8</u>	<u>+4</u>	<u>-8</u>	<u>-8</u>	<u>+7</u>	<u>-8</u>		
2,400											2,400	<u>10</u>	<u>+4</u>	<u>-10</u>	<u>-10</u>	<u>+7</u>	<u>-10</u>		
2,600											2,600	<u>10</u>	<u>+4</u>	<u>-10</u>	<u>-10</u>	<u>+7</u>	<u>-10</u>		
2,800											2,800	<u>10</u>	<u>+4</u>	<u>-10</u>	<u>-10</u>	<u>+7</u>	<u>-10</u>		
3,000											3,000	<u>10</u>	<u>+4</u>	<u>-10</u>	<u>-10</u>	<u>+7</u>	<u>-10</u>		

JIS A 5372 RC管(NC形管)				JIS A 5303 RC管 (スリット用を添付)				JIS A 5333 RC管				
呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	規格値		標準値	管理基準値	規格値				
				水路工事								
				良質地盤	軟質地盤							
400				+9	-5	+3	-5	8	+8	-3	+16	-6
450				+12	-5	+5	-5	10	+9	-5	+18	-7
500				+10	-5	+4	-5	10	+9	-5	+18	-7
600				+12	-5	+5	-5	10	+9	-5	+18	-7
700				+10	-5	+4	-5	10	+9	-5	+18	-7
800				+12	-5	+5	-5	10	+9	-5	+18	-7
900				+15	-5	+7	-5	10	+9	-5	+18	-7
1,000				+18	-7	+8	-7	12	+10	-7	+21	-9
1,100				+19	-7	+9	-7	12	+10	-7	+21	-9
1,200				+21	-7	+11	-7	12	+10	-7	+21	-9
1,350				+23	-7	+12	-7	12	+10	-7	+21	-9
1,500								14	+12	-9	+24	-11
1,650								14	+12	-9	+24	-11
1,800								14	+12	-9	+24	-11
2,000								14	+12	-9	+24	-11

JIS A 5372 RC管(NC形管)				
呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	規格値
1,500	5	+24	+33	+5
1,650	5	+24	+33	+5
1,800	5	+24	+33	+5
2,000	5	+24	+33	+5
2,200	5	+24	+33	+5
2,400	5	+27	+38	+5
2,600	5	+27	+38	+5
2,800	5	+27	+38	+5
3,000	5	+27	+38	+5

改正後	現行
注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。 2. (参考) 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。 3. 接合時の測定は、原則として管の内側から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm 以下の場合は、管の外側から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 700 mm 以下の測定は必要ない。 なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻し時点とする。 4. 標準値は自地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。 規格値及び管理基準値は下図に示す位置を測定するものとする。 5. 管の外側から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す a'、b'、c'、d' とする。 (参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。 (1) 内側から計測する場合 【略】 (2) 外側から計測する場合 【略】 【削除】	注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。 2. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。 3. 接合時の測定は、原則として管の内側から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm 以下の場合は、管の外側から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として 700 mm 以下の測定は必要ない。なお、「埋戻し後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻し完了時点とする。 【新設】 別表ウ 管水路（コンクリート二次製品）のゴム輪位置管理基準値 【略】

改 正 後				現 行			
別表 立	管水路 (ダクタイル鋳鉄管) ジョイント間隔管理基準値 (単位: mm)	J I S G 5526・5527 及び J D P A G 1027		別表 工	管水路 (ダクタイル鋳鉄管) ジョイント間隔管理基準値 (単位: mm)	J I S G 5526 及び J D P A G 1027	
規格	規格	管理基準値	規格値	規格	規格	管理基準値	規格値
呼び径 (mm)	呼び径 (mm)	管理基準値	規格値	呼び径	呼び径	管理基準値	規格値
75	75	+14	0	75	75	+14	0
100	100	+14	0	100	100	+14	0
150	150	+14	0	150	150	+14	0
200	200	+14	0	200	200	+14	0
250	250	+14	0	250	250	+14	0
300	300	+14	0	300	300	+14	0
350	350	+22	0	350	350	+22	0
400	400	+22	0	400	400	+22	0
450	450	+22	0	450	450	+22	0
500	500	+22	0	500	500	+22	0
600	600	+22	0	600	600	+22	0
700	700	+22	0	700	700	+22	0
800	800	+22	0	800	800	+22	0
900	900	+22	0	900	900	+22	0
1,000	1,000	+25	0	1,000	1,000	+25	0
1,100	1,100	+25	0	1,100	1,100	+25	0
1,200	1,200	+25	0	1,200	1,200	+25	0
1,350	1,350	+25	0	1,350	1,350	+25	0
1,500	1,500	+25	0	1,500	1,500	+25	0
1,600	1,600	+25	0	1,600	1,600	+25	0

改 正 後				現 行			
1, 650	<u>+25</u>	<u>0</u>	<u>+45</u>	<u>0</u>	<u>+25</u>	<u>0</u>	<u>+45</u>
1, 800	<u>+25</u>	<u>0</u>	<u>+45</u>	<u>0</u>	<u>+25</u>	<u>0</u>	<u>+45</u>
2, 000	<u>+25</u>	<u>0</u>	<u>+50</u>	<u>0</u>	<u>+25</u>	<u>0</u>	<u>+50</u>
2, 100	<u>+25</u>	<u>0</u>	<u>+55</u>	<u>0</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>+55</u>
2, 200	<u>+25</u>	<u>0</u>	<u>+55</u>	<u>0</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>+55</u>
2, 400	<u>+25</u>	<u>0</u>	<u>+60</u>	<u>0</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>+60</u>
2, 600	<u>+25</u>	<u>0</u>	<u>+70</u>	<u>0</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>+70</u>

1, 650	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>0</u>	<u>+45</u>	<u>0</u>
1, 800					
2, 000					
2, 100					
2, 200					
2, 400	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>0</u>	<u>+60</u>	<u>0</u>
2, 600					

注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所平均値とする。
2. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内側から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下の場合は、管の外側から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 700 mm以下の測定は必要ない。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻し完了時点とする。
4. ダクタイル鋳鉄管のうち「形」の標準値は図の y 寸法である。

【略】

【略】

改 正 後										現 行			
規格	J I S G5526・5527 及び J D P A G1027・1029				J I S G5526・5527 及び J D P A G1029				J I S G5526 及び J D P A G1027				
	8 管水路工事 T 形 (異形管)		S 管水路工事 U 形		8 管水路工事 T 形 (異形管)		S 管水路工事 U 形		水路工事 163U 形		水路工事 164T 形		
呼 び 径 (mm)	管理基準値	(参考)規格値	標準値	管理基準値	(参考)規格値	管理基準値	(参考)規格値	標準値	管理基準値	規格値	管理基準値	規格値	
75	+11 0	+16 0	—	—	—	—	—	—	—	—	+11 0	+13 0	
100	+11 0	+17 0	—	—	—	—	—	—	—	—	+11 0	+19 0	
150	+11 0	+18 0	—	—	—	—	—	—	—	—	+11 0	+19 0	
200	+10 0	+16 0	—	—	—	—	—	—	—	—	+11 0	+19 0	
250	+10 0	+14 0	—	—	—	—	—	—	—	—	+11 0	+19 0	
300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+22 0	+19 0	
350	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+22 0	+31 0	
400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+22 0	+31 0	
450	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+22 0	+31 0	
500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+22 0	+31 0	
600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+22 0	+31 0	
700	—	—	105	+23 -5	+32 -5	105	+23 -5	+32 -5	+23 -5	+35 -5	+22 0	+31 0	
800	—	—	105	+23 -5	+32 -5	105	+23 -5	+32 -5	+23 -5	+35 -5	+22 0	+31 0	
900	—	—	105	+23 -5	+32 -5	105	+23 -5	+32 -5	+23 -5	+35 -5	+22 0	+31 0	
1,000	—	—	105	+23 -5	+33 -5	105	+23 -5	+33 -5	+23 -5	+35 -5	+25 0	+36 0	
1,100	—	—	105	+23 -5	+33 -5	105	+23 -5	+33 -5	+23 -5	+35 -5	+25 0	+36 0	
1,200	—	—	105	+23 -5	+33 -5	105	+23 -5	+33 -5	+23 -5	+35 -5	+25 0	+36 0	
1,350	—	—	105	+23 -5	+35 -5	105	+23 -5	+35 -5	+23 -5	+35 -5	+25 0	+36 0	
1,500	—	—	105	+23 -5	+35 -5	105	+23 -5	+35 -5	+23 -5	+35 -5	+25 0	+36 0	
1,600	—	—	115	+24 -5	+33 -5	115	+24 -5	+33 -5	+24 -5	+36 -5	+25 0	+40 0	

改 正 後				現 行								
1, 650	—	—	—	115	+24	—5	+36	—5	+25	0	+45	0
1, 800	—	—	—	115	+24	—5	+36	—5	+25	0	+45	0
2, 000	—	—	—	115	+24	—5	+36	—5	+25	0	+50	0
2, 100	—	—	—	115	+24	—5	+36	—5	+25	0	+55	0
2, 200	—	—	—	115	+24	—5	+36	—5	+25	0	+55	0
2, 400	—	—	—	115	+24	—5	+36	—5	+25	0	+60	0
2, 600	—	—	—	130	+24	—5	+36	—5	+25	0	+70	0

【新設】

注) 6. J D P A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。
・ T形及びT形用継ぎ輪 : 300～2,000、K形 300～2,600
J D P A G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。
・ T形 : 250～700、U形 : 800～2,600
J D P A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、
J I S G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) のK形に準じる。
7. J I S G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) のK形、U形のジョイント間隔は、J I S G 5526
(ダクタイル鋳鉄管) のK形、U形に準じる。
8. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準
値は標準値に対する値を示している。

【略】

改正後

現行

規格	J I S A 5350			
	C 形			
呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	(参 考) 規 格	値
			良 質 地 盤	軟 弱 地 盤
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

規格	J I S A 5350			
	C 形			
呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	(参 考) 規 格	値
			良 質 地 盤	軟 弱 地 盤
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

【略】

【略】

規格	J I S A 5350				
	D 形 (S60)				
呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	(参 考) 規 格		値
			良 質 地 盤	軟 弱 地 盤	
200	0	+5	+25 - 3	+15 - 3	
250	0	+5	+25 - 3	+15 - 3	
300	0	+5	+25 - 3	+15 - 3	
350	0	+5	+25 - 3	+15 - 3	
400	0	+5	+35 - 3	+25 - 3	
450	0	+5	+35 - 3	+25 - 3	
500	0	+15	+35 - 3	+25 - 3	
600	0	+15	+35 - 3	+25 - 3	
700	0	+15	+35 - 3	+25 - 3	
800	0	+20	+40 - 5	+30 - 5	

規格	J I S A 5350				
	D 形				
呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	(参 考) 規 格		値
			良 質 地 盤	軟 弱 地 盤	
200	0	+5	+25 0	+15 - 3	
250	0	+5	+25 0	+15 - 3	
300	0	+5	+25 0	+15 - 3	
350	0	+5	+25 0	+15 - 3	
400	0	+5	+35 0	+25 - 3	
450	0	+5	+35 0	+25 - 3	
500	0	+15	+35 0	+25 - 3	
600	0	+15	+35 0	+25 - 3	
700	0	+15	+35 0	+25 - 3	
800	0	+20	+40 0	+30 - 5	

改 正 後								現 行							
900	0	+20	0	+40	-5	+30	-5	900	0	+20	0	+40	0	+30	-5
1,000	0	+20	0	+40	-5	+30	-5	1,000	0	+20	0	+40	0	+30	-5
1,100	0	+20	0	+40	-5	+30	-5	1,100	0	+20	0	+40	0	+30	-5
1,200	0	+20	0	+40	-5	+30	-5	1,200	0	+20	0	+40	0	+30	-5
1,350	0	+20	0	+40	-5	+30	-5	1,350	0	+20	0	+40	0	+30	-5
1,500	0	+25	0	+45	-5	+35	-5	1,500	0	+25	0	+45	0	+35	-5
1,650	0	+25	0	+45	-5	+35	-5	1,650	0	+25	0	+45	0	+35	-5
1,800	0	+25	0	+45	-5	+35	-5	1,800	0	+25	0	+45	0	+35	-5
2,000	0	+25	0	+45	-5	+35	-5	2,000	0	+25	0	+45	0	+35	-5
2,200	0	+30	0	+50	-5	+40	-5	2,200	0	+30	0	+50	0	+40	-5
2,400	0	+30	0	+50	-5	+40	-5	2,400	0	+30	0	+50	0	+40	-5

【略】

別表オ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

(J I S Z 3050 A基準 参照)

項 目	判 定 基 準
1. ルートの溶込み不良	目視しない部分の溶込み不良は、1 個の長さ 20 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 25 mm以下を合格とする。
2. 目視による溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1 個の長さ 40 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長 70 mm以下を合格とする。
3. 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する凹み部分の写真濃度を超えない。場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には 14 の溶落ちと同様に取り扱う。

【新設】

【略】

別表オ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

(JIS Z 3050 A基準 参照)

項 目	判 定 基 準
1. ルーットの溶込み不良	目遣いのない部分の溶込み下良は、1個の長さ20 mm以下、連続した溶接長300 mm当たり合計長さ25 mm以下を合格とする。
2. 目遣いによる溶込み下良	ルーットの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ40 mm以下、連続した溶接長300 mm当たり合計長さ70 mm以下を合格とする。
3. 内面へこみ	内面へこみは、その部分の厚さ測定がこれに接する母材部分の写真適度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には14 の溶接と同等に取り扱う。

改 正 後		現 行
4. 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20 mm以下、連続した溶接長300 mm当たり合計長さ25 mm以下を合格とする。溶接バスの間の融合不良は、1個の長さ20 mm以下、連続した溶接長300 mm当たり合計長さ30 mm以下を合格とする。	
5. 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6 mm又は管の肉厚の1/4 whichever is smallerの方を超えなく、連続した溶接長300 mm当たり最大寸法の合計長さ12 mm以下を合格とする。	
6. 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20 mm以下、幅1.5 mm以下、連続した溶接長300 mm当たり合計長さ30 mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1 mmを超えてはいずれもそれぞれ独立したきずとみなす。	
7. 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6 mm以下、幅3 mm以下、連続した溶接長300 mm当たり合計長さ12 mm以下を合格とする。	
8. タングステン巻込み	タングステン巻込みは、JIS Z 3104 付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。	
9. プロローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	プロローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、JIS Z 3104 付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。	
10. 虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、JIS Z 3104 付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。	
11. 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ10 mm以下、連続した溶接長300 mm当たり合計長さ50 mm以下で、長さ6 mmを超えるものは、50 mm以上離れていなければならぬ。	
12. 割れ	割れは、すべて不合格とする。	
13. きずの集積	10 から 19 までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300 mm当たり50 mm以下を合格とする。ただし11に掲げるきずを除く。	

改 正 後		現 行
14. <u>アンダカット</u>	内面のアンダカットは、1個の長さは50 mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。	
15. <u>きずの写真濃度</u>	(a) <u>透過写真上の大きさで合格するきずでも、写真濃度が材料部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。</u> (b) <u>内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、下合格とする。</u>	

【新設】

別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ

種 別	塗 覆 装 方 式	最小厚さ (mm)
直管 デューバ付き直管異形管	【内面塗装】 「水輸送用溶融被覆鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装（JIS G3443-4）」 溶剤系エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 （「農業用プラスチック被覆鋼管（WSPA-101-2009）」による）
	【外面塗装】 「水輸送用溶融被覆鋼管—第3部：外面プラスチック被覆（JIS G3443-3）」	2.0 mm以上

改 正 後		現 行
現場溶接部 【内面塗装】 「水輸送用塗膜装設管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装（JIS G3443-4）」 【外面塗装】 「水道用塗膜装設管ジョイントコート（WSP 012—2010）」 0.5mm以上 （「農業用プラスチック被覆鋼管（WSP A—101—2003）」による） プラスチック系の場合 基 材：1.5mm以上 粘着剤：1.0mm以上		
備考1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。 なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。 ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用被状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。 2. 継手部の外面塗覆装は、「水道用塗膜装設管ジョイントコート（WSP 012）」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等を得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mmとする。		

改正後				現行			
別表第2 撮影記録による出来形管理				撮影記録による出来形管理			
工	種	撮影基準	撮影箇所	工	種	撮影基準	撮影箇所
1	1. 一般	1. 工事着手前及び完成後の全景（できるだけ同一位置から撮影する。） 2. 施工状況、施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工等で埋設される部分、完成後明視できない部分などについては、特に留意して撮影する。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。		1	1. 一般	① 工事着手前及び完成後の全景（できるだけ同一位置から撮影する。） ② 施工状況、施工法について適宜撮影する。 ③ 仮設関係について適宜撮影する。 ④ 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 ⑤ 品質管理実施状況について適宜撮影する。 ⑥ 工場製作状況について適宜撮影する。 ⑦ 基礎工関係埋設される部分、完成後明視できない部分、完成後明視が困難な部分について特に留意して撮影する。 ⑧ その他必要に応じて適宜撮影する。	
共通工事	2. 掘削	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。	2.	掘削	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	掘削幅員、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を各1枚程度撮影する。
	3. 盛土	上記と同一。	盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。	3.	盛土	上記と同一。	盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を各1枚程度撮影する。

改正後			現行		
1	4.石積み (張) ブロック積み (張)	施工延長おおむね 40～80mにつ き 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	床掘、基礎関係、裏込、その 他必要箇所を撮影する。	施工延長おおむね 40～80mにつ き 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	4.石積み (張) ブロック積 (張)
	5.基礎杭打ち	20 本に 1 箇所の割合で撮影する。	偏心量、リバウンド量、その 他必要箇所を撮影する。	基礎杭は 20 本に 1 箇所の割合で 撮影する。	5.基礎杭打ち 矢板打ち
	6.矢板打ち	施工延長おおむね 40～80m につ き 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	偏心量、その他必要箇所を撮 影する。		【新設】
	7.オーブンケー ソン	構造図の寸法標示箇所を 1 ロット 毎に撮影する。	幅、高さ、長さ、配筋、その 他必要箇所を撮影する。	構造図の寸法標示箇所を 1 ロット ごとに撮影する。	6.オーブンケー ソン
	【削除】	【削除】	【削除】		7.コンクリー ト吹付工 モルタル吹 付工
	8.栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンクリート	施工延長おおむね 50～100mにつ き 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	幅、厚さ、転圧、粒径、その 他必要箇所を撮影する。	施工面積おおむね 200～400 m ² につき 1 箇所の割合で撮影す る。 上記未満は 2 箇所撮影する。	8.栗石基礎・ 砕石基礎・ 砂基礎・ 均しコンクリート

改正後

現行

撮 影 方 法	撮 影 方 法	管理方法
1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。 2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1) 工事名 (2) 工種及び種別 (3) 作業内容 (4) 測点 (5) 設計数量・寸法 (6) 実測数量・寸法 (7) 略図 3. 写真はカラー撮影とする。なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標（百万画素以上）とする。 表示板記入例 写真例（基礎の高さ）	①撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。 ②撮影箇所には次の事項を記入した表示板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1) 工種及び種別 (2) 測定点 (3) 設計寸法 (4) 実測寸法 ③写真は原則としてカラー撮影とし大きさは、11.5 cm×8 cmを標準とする。 表示板記入例 【略】 写真例（基礎の高さ） 【略】	①写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、アルバムに添付する。 ②完成検査及び既済部分検査の際は上記アルバムを検査員に提出し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。

改正後			現行		
工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
1 共通工事	9.コンクリート付帯構造物コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構造物、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	床掘、基礎、幅、高さ、配筋、高さを、その他必要箇所を撮影する。	1 共通工事	9.コンクリート付帯構造物コンクリート基礎・横側溝・暗渠・横断構造物・RC橋・コンクリート擁壁・その他上記に準ずるもの	床掘、基礎、幅、高さ、配筋、高さ、その他必要箇所を1枚程度撮影する。
10. 精度を要するもの 分水土計量部 ゲート戸当部 橋台脊部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、高さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。	10. 精度を要するもの (分水土計量部・ゲート戸当部・橋台脊部)	線的な構造物については施工延長おおむね 40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	幅、高さ、高さ、配筋、その他必要箇所を1枚程度撮影する。
11. U字溝 U字フリス ムバンチ アリーム	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。	【新設】	【新設】	【新設】
12. 土水路	施工延長おおむね 200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は、1～2耕区につき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、高さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。	11. 土水路	施工延長おおむね 200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 施工延長を示さない場合は、1～2耕区につき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、高さ、法勾配、その他必要箇所を各1枚程度撮影する。
13. 鉄筋組立	1. スパン（1打設ブロック）ごとに撮影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇所を撮影する。	【新設】	【新設】	【新設】

改正後		現行	
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	1. 表土扱い	表土厚を1枚程度撮影する。
	2. 基盤造成表土 整地 基盤整地	2. 基盤整地 田面影地	基盤面、表土埋戻後を、各1 回程度撮影する。
	3. 畦畔復旧	3. 畦畔工	施工延長おおむね 200～400mに つき1箇所割合で撮影する。 上記未滿は2箇所撮影する。
	4. 道路工 (砂利道)	4. 道路工 (砂利道)	幹線道路は 50～100mにつき1箇所 割合で、支線道路は 200～400 mにつき1箇所割合で撮影す る。
			まき出し厚さ、転圧、厚さ、 幅、その他必要箇所を各1枚 程度撮影する。
撮 影 方 法		管 理 方 法	
①基礎等が土砂又は水面に埋設する場合、 法長の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく1mとか2mのように整 数値とする。 写真例 【略】		①基礎等が土砂又は水面に埋設する場合法長 の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく1mとか2mのように整 数値とする。 【略】	

改正後				現行			
農 用 地 造 成 工 事	工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
	3 1. 耕起深排	おおむね1ha 当たり2～3箇所 撮影するほか、つぼ掘りは2ha 当 たり1箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを撮影する。	3 1. 耕起深排	おおむね1ha 当たり2～3箇所 撮影するほか、つぼ掘りは2ha 当 たり1箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを各1枚程 度撮影する。	
	2. テラス (階段畑)	テラス延長 100～200mにつき1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、耕起幅、法勾配、その他 必要箇所を撮影する。	2. テラス (階段畑)	テラス延長 100～200mにつき1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法勾配、幅員、耕起幅員、そ の他必要箇所を各1枚程度撮 影する。	
	3. 道路工 (耕作道)	施工延長おおむね 100～200mに つき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、法勾配、側溝幅を 撮影する。	3. 道路工 (耕作道)	施工延長おおむね 100～200mに つき1箇所の割合で撮影する。	法勾配、幅員、厚さ、側溝幅 員各1枚程度を撮影する。	
	4. 土壌改良	おおむね2ha 当たり1箇所の割 合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の 箇所、その他必要箇所を撮影 する。	4. 土壌改良	おおむね2ha 当たり1箇所の割 合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の 箇所、その他必要箇所を各1 枚程度撮影する。	
	5. 改良山成	測定点2～3箇所につき1箇所の 割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要 箇所を撮影する。	5. 改良山成	測定点2～3箇所につき1箇所の 割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要 箇所を各1枚程度撮影する。	
撮 影 方 法			撮 影 方 法		撮 影 方 法		

改正後										現行				
工種	写真管理項目			デジタル 工事写真 による提 出頻度	摘要	工種	写真管理項目		デジタル 工事写真 による提 出頻度	摘要				
	撮影項目	撮影頻度（時期）	撮影項目				撮影頻度（時期）							
4 農道工事	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】		5 農道工事	着手前～既設路盤工	【略】	【略】	【略】				
下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 【試験実施中】	不要	不要	不要	下層路盤工	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 【試験実施中】	不要	不要				
							ブルフローリング	路盤毎に1回 【試験実施中】						
							平板載荷試験	各種路盤毎に1回 【試験実施中】						
							骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 【試験実施中】						
							土の液性限界・塑性限界試験							
上層路盤 (粒調路盤)	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 【試験実施中】	不要	不要	不要	粒盤調整路盤 再生粒調整路盤	【新設】		不要					
							粒度							
							平板載荷試験							
							土の液性限界・塑性限界試験							
							倉水比試験							
アスファルト安定処理路盤 (水硬性粒調スラグ路盤)	アスファルト舗装に準拠	アスファルト舗装に準拠	不要	不要	不要	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		不要	【新設】				
							上層路盤に準拠							
							【新設】							
							【新設】							
							【新設】							

改正後

現行

工種	写真管理項目		デジタル 工事写真 による提 出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）		
4 農道工事	路盤工（歩道・路肩部）	上層路盤に準拠	不要	
	セメント安定処理路盤（施工）	粒度 現場密度の測定 含水比試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中] 視察により異常が認められた場合 [試験実施中]	不要
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
5 農道工事	アスファルト舗装（プラント）	粒度 アスファルト量抽出粒度分析試験 温度測定 水浸ポットラックセンサ試験 ポータブルポテンダ試験 ラベリング試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要

工種	写真管理項目		デジタル 工事写真 による提 出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）		
5 農道工事	【新設】		【新設】	
	配筋試験 混合物の粒度試験 締固め密度測定 含水比試験 セメント量試験	各種路盤毎、配合毎に1回 [試験実施中] 各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
アスファルト舗装（プラント）	配筋試験 混合物の A s 量 抽出粒度分析試験 温度測定 ポットビンの骨材の合成粒度試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	

改正後

現行

工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）		
4 農道工事	アスファルト舗装（舗設現場）	現場密度の測定 温度測定 外観検査 すべり抵抗試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要
	アスファルト舗装・表層・基層（再生合材）	アスファルト舗装に準拠		不要
	舗装工（集道・路肩部・橋面舗装）	アスファルト舗装に準拠		不要
	転圧コンクリート（施工）	コンパス・スパン・VC試験 マーシャル突き固め試験 ハンマー突き固め試験 コンクリートの曲げ強度試験 温度測定（コンクリート）	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要
品質管理写真撮影箇所一覧表			コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
			コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
			コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
			コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	

工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）		
5 農道工事	アスファルト舗装（舗設現場）	温度測定 密度測定 抜き取りコアAs 量注出粒度分析試験 すべり抵抗試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要
	【新設】	【新設】		【新設】
	【新設】	【新設】		【新設】
	転圧コンクリート（施工）	コンパス・スパン・VC試験 マーシャル突き固め試験 ハンマー突き固め試験 曲げ強度試験 コンクリート温度測定 締固め密度測定 コア供試体の密度測定 細骨材表面水率	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要

改正後					現行				
工種	写真管理項目		デジタル工 事写真によ る提出頻度	摘要	工種	写真管理項目		デジタル工 事写真によ る提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）				撮影項目	撮影頻度（時期）		
4 農道工事	ガスAs舗装 (ﾌﾞﾗｯﾄ)	貫入試験 40℃	不要		5 農道工事	貫入試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		リュエル流動性試験 240℃				リュエル流動性試験			
		ポータリティゲージ試験							
		曲げ試験							
		粒度							
路床安定処理 工		ガスAs舗装抽出粒度 分析試験			路床安定処理 工		路床毎に1回 [試験実施中]	不要	
		温度測定							
		現場密度の測定				配合試験			
		ブルーフローリン ゲ							
		平板載荷試験							
		現場CBR試験	降雨後又は含水比の 変化が認められた場 合				降雨後又は含水比の 変化が認められた場 合	降雨後又は含水比の 変化が認められた場 合	
		含水比試験							
		たわみ量	不良個 所について実施 [試験実施中]				不良個 所について実施 [試験実施中]		

改正後					現行				
工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要	工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）				撮影項目	撮影頻度（時期）		
4 農道工事品質管理写真撮影箇所一覧表	表層安定処理工（表層混合処理）	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	5 農道工事	含水比試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中]			改良材の量と混合程度			
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]			現場密度又は飽和度の測定			
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]			粉砕量			
		現場CBR試験	材質毎に1回 [試験実施中]			混合土の軸圧縮・変状土CBR試験			
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所に ついて実施 [試験実施中]			R試験			
						ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
						グ			
						平板載荷又は現場CBR	材質毎に1回 [試験実施中]		
						コーン偏入試験			

改正後

現行

工種	写真管理項目	撮影頻度（時期）	デジタル工事写真による提出頻度	摘要
4 農道工事	【削除】	【削除】	【削除】	
道路土工（施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 【試験実施中】	不要	
	ブルーフローリング	工種毎に1回 【試験実施中】		
	平板載荷試験	土質毎に1回 【試験実施中】		
	現場CBR試験	【試験実施中】		
	含水比試験	降雨後又は含水比の 変化が認められた場合 【試験実施中】		
	コーン指数の測定	トラスファイバースペイが 悪い場合 【試験実施中】		
【削除】	たわみ量	ブルーフローリングの不良個 所について実施 【試験実施中】		
	【削除】	【削除】	【削除】	
	路床入替	ブルーフローリング 工種毎に1回 【試験実施中】	不要	
	現場密度の測定	試験毎に1回 【試験実施中】		

工種	写真管理項目	撮影頻度（時期）	デジタル工事写真による提出頻度	摘要
5 農道工事	【略】	【略】	【略】	
道路土工（施工）	現場密度の測定又は 飽和度の測定	土質毎に1回 【試験実施中】	不要	
	ブルーフローリング	工種毎に1回 【試験実施中】		
	現場CBR試験	土質毎に1回 【試験実施中】		
	平板載荷試験	【試験実施中】		
	土の含水率試験			
	コーン指数の測定			
捨て工	【略】	【略】	【略】	
	【新設】	【新設】	【新設】	

改正後					現行				
工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要	工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度 (時期)				撮影項目	撮影頻度 (時期)		
4 農道工事	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	5 農道工事	路上再生路盤工 (材料)	含水量	材料毎に1回 [試験実施中]	不要
		土の粒度試験					粒度		
		土の含水比試験					液性限界		
		土の液性限界・塑性限界試験					塑性限界		
		現場密度の測定					CBR試験		
品質管理写真撮影箇所一覧表	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		品質管理写真撮影箇所一覧表	路上再生路盤工 (施工)	配合試験	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験					アスファルト乳剤及びセメント量		
		CAEの一軸圧縮試験					量		
		含水量試験					密度		
							含水量		
品質管理写真撮影箇所一覧表	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	品質管理写真撮影箇所一覧表	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	不要
		旧アスファルトの軟化点					密度		
		現場密度の測定					再生用添加剤		
		温度測定					粒度		
		かさぼぐし深さ					再生アスファルト量		
品質管理写真撮影箇所一覧表	路上表層再生工 (施工)	アスファルト抽出粒度分析試験	材料毎に1回 [試験実施中]		品質管理写真撮影箇所一覧表	路上表層再生工 (施工)	アスファルト抽出粒度分析試験	材料毎に1回 [試験実施中]	

改正後					現行				
工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要	工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度(時期)				撮影項目	撮影頻度(時期)		
4 農道工事	粒度 アスファルト量抽出 粒度分析試験 温度測定 水浸透試験 コーレスティング試験 ラバリング試験 カンタプロ試験 温度測定 現場透水試験 現場密度の測定 外観検査	全材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		5 農道工事	【新設】 【新設】 【新設】	【新設】 【新設】 【新設】	【新設】 【新設】 【新設】	
排水性舗装工(アタメント)									
排水性舗装工(舗設現場)									
簡易舗装工									
	粒度 アスファルト量抽出 粒度分析試験 プールポーリング 温度測定 倉水比試験	全材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要						

品質管理写真撮影箇所一覧表

改正後						現行					
工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要		工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要	
	撮影項目	撮影頻度（時期）					撮影項目	撮影頻度（時期）			
4 農道工事	【削除】	【削除】	【削除】			5 農道工事	【略】	【略】	【略】		
アスファルト舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ	各層毎 400m に 1 回	代表箇所 各 1 枚			アスファルト舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎 500m に 1 回	代表箇所 各 1 枚		
	転圧状況	【施工中】					転圧状況	【施工中】			
	整正状況	各層毎 400m に 1 回					整正状況	各層毎 500m に 1 回			
	厚さ	【整正後】					厚さ	【整正後】			
	幅	各層毎 40m に 1 回					幅	各層毎 40m に 1 回			
アスファルト舗装工（上層路盤工）	敷均し厚さ	各層毎 400m に 1 回	代表箇所 各 1 枚			上層路盤工 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎 500m に 1 回	代表箇所 各 1 枚		
	転圧状況	【施工中】					転圧状況	【施工中】			
	整正状況	各層毎 400m に 1 回					整正状況	各層毎 500m に 1 回			
	厚さ	【整正後】					厚さ	【整正後】			
	幅	各層毎 40m に 1 回					幅	各層毎 40m に 1 回			

改正後							現行			
工種	写真管理項目			工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要		
	撮影項目	撮影頻度（時期）	撮影項目		撮影頻度（時期）					
4 農道工事	アスファルト舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 400m に 1 回 [施工中]	上層路盤工セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 500m に 1 回 [施工中]	代表箇所 各 1 枚			
		転圧状況	各層毎 400m に 1 回 [整正後]		転圧状況	各層毎 500m に 1 回 [整正後]				
		厚さ	1,000 m に 1 回 [整正後]		厚さ	各層毎 40m に 1 回 [整正後]				
		幅	※コアを採取した場合 は写真不要 各層毎 40m に 1 回 [整正後]		幅	各層毎 40m に 1 回 [整正後]				
5 農道工事	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎 400m に 1 回 [施工中]	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 500m に 1 回 [施工中]	代表箇所 各 1 枚			
		転圧状況	各層毎 400m に 1 回 [整正後]		転圧状況	各層毎 500m に 1 回 [整正後]				
		厚さ	各層毎 40m に 1 回 [整正後]		厚さ	各層毎 40m に 1 回 [整正後]				
		幅	各層毎 40m に 1 回 [整正後]		幅	各層毎 40m に 1 回 [整正後]				
6 農道工事	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400m に 1 回 [整正後]	基層工	整正状況	200m に 1 回 [整正後]	代表箇所 各 1 枚			
		タックコート、 プライムコート	各層毎に 1 回 [散布時]		タックコート、 プライムコート	各層毎に 1 回 [散布時]				
		幅	各層毎 40m に 1 回 [整正後]		幅	各層毎 40m に 1 回 [整正後]				

出来形管理写真撮影箇所一覧表								
4 農道工事	アスファルト舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 400m に 1 回 [施工中]	上層路盤工 セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 500m に 1 回 [施工中]	代表箇所 各 1 枚	
		転圧状況	各層毎 400m に 1 回 [整正後]		転圧状況	各層毎 500m に 1 回 [整正後]		
		厚さ	1,000 m に 1 回 [整正後]		厚さ	各層毎 40m に 1 回 [整正後]		
		幅	※コアを採取した場合 は写真不要 各層毎 40m に 1 回 [整正後]		幅	各層毎 40m に 1 回 [整正後]		
5 農道工事	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎 400m に 1 回 [施工中]	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 500m に 1 回 [施工中]	代表箇所 各 1 枚	
		転圧状況	各層毎 400m に 1 回 [整正後]		転圧状況	各層毎 500m に 1 回 [整正後]		
		厚さ	各層毎 40m に 1 回 [整正後]		厚さ	各層毎 40m に 1 回 [整正後]		
		幅	各層毎 40m に 1 回 [整正後]		幅	各層毎 40m に 1 回 [整正後]		
6 農道工事	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400m に 1 回 [整正後]	基層工	整正状況	200m に 1 回 [整正後]	代表箇所 各 1 枚	
		タックコート、 プライムコート	各層毎に 1 回 [散布時]		タックコート、 プライムコート	各層毎に 1 回 [散布時]		
		幅	各層毎 40m に 1 回 [整正後]		幅	各層毎 40m に 1 回 [整正後]		

改正後

現行

工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）		
4 農道工事	アスファルト舗装工（表層工）	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
	タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
	平坦性	1工事1回〔実施中〕		
コンクリート舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
	転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
	厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
	幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
	転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
	厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
	幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

出来形管理写真撮影箇所一覧表

工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）		
5 農道工事	表層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚
		タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
		平坦性	1工事1回〔実施中〕	
	コンクリート舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚
		転圧状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
		厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕	
		幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕	
	粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚
		転圧状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
		厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕	
		幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕	

改正後						現行						
1 農道工事						写真管理項目		写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度		概要
						撮影項目	撮影頻度 (時期)	撮影項目	撮影頻度 (時期)	デジタル工事写真による提出頻度		
コンクリート舗装工(セメント・瀝青)安定処理工						敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 [施工中]	敷均し厚さ	各層毎 500mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚		
						転圧状況	各層毎 400mに1回 [整正後]	転圧状況	各層毎 500mに1回 [整正後]			
						整正状況	各層毎 400mに1回 [整正後]	整正状況	各層毎 500mに1回 [整正後]			
						厚さ	1,000 mmに1回 [整正後]	厚さ	各層毎 40mに1回 [整正後]			
コンクリート舗装工(アスファルト中間層)						※コアを採取した場合は写真不要		幅	各層毎 40mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚		
						幅	各層毎 40mに1回 [整正後]					
						整正状況	400mに1回 [整正後]	整正状況	200mに1回 [整正後]			
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]			
						幅	各層毎 40mに1回 [整正後]	幅	各層毎 40mに1回 [整正後]			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

出来形管理写真撮影箇所一覧表

改正後							現行			
工種	写真管理項目			デジタル工事写真による提出頻度	摘要	工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）	撮影項目				撮影頻度（時期）			
4 農道工事	コンクリート舗装工（コシクリート舗装工）	石粉、 アスファルト	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚		5 農道工事	【新設】	【新設】	【新設】	
		スリップバー、 タイバースト法、 位置	40mに1回 〔据付後〕				【新設】	【新設】		
		鉄網寸法 位置	40mに1回 〔据付後〕				【新設】	【新設】		
		平坦性	1工事1回〔実施中〕				【新設】	【新設】		
		厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕				【新設】	【新設】		
		目地段差	1工事に1回				【新設】	【新設】		
コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		【新設】	【新設】	【新設】			
	転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			【新設】	【新設】				
	整正状況	各層毎40mに1回 〔整正後〕			【新設】	【新設】				
	厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕			【新設】	【新設】				
	幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕			【新設】	【新設】				
出来形管理写真撮影箇所一覧表										

改正後					現行						
工種	写真管理項目		撮影頻度 (時期)	デジタル工事写真による提出頻度	摘要	工種	写真管理項目		撮影頻度 (時期)	デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影項目					撮影項目	撮影項目			
4 農道工事	コンクリート舗装工(転圧・版工)・粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		5 農道工事	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	
		転圧状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕				【新設】	【新設】			
		整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕				【新設】	【新設】			
		厚さ	各層毎 40mに1回 〔整正後〕				【新設】	【新設】			
		幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕				【新設】	【新設】			
出来形管理写真撮影箇所一覧表	コンクリート舗装工(転圧・版工)・セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	
		転圧状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕				【新設】	【新設】			
		整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕				【新設】	【新設】			
		厚さ	1,000 m ² に1回 〔整正後〕				【新設】	【新設】			
		※コアを採取した場合は写真不要	各層毎 40mに1回 〔整正後〕				【新設】	【新設】			
		幅									

改正後						現行					
工種	写真管理項目		撮影頻度 (時期)	デジタル工事写真による提出頻度	摘要	工種	写真管理項目		撮影頻度 (時期)	デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影状況					撮影項目	撮影状況			
4 農道工事	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	舗装状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		5 農道工事	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	舗装状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
	アスファルト中間層	転圧状況	各層毎に1回 〔散布時〕				アスファルト中間層	転圧状況	各層毎に1回 〔散布時〕		
	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	舗装状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	舗装状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	厚さ	各層毎400mに1回 〔型枠撤付後〕				コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	厚さ	各層毎400mに1回 〔型枠撤付後〕		
出来形管理写真撮影箇所一覧表	護層カラート舗装工(下層路盤工)	平均性	1工事1回 〔実施中〕			デジタル工事写真による提出頻度	護層カラート舗装工(下層路盤工)	平均性	1工事1回 〔実施中〕		
	護層カラート舗装工(下層路盤工)	転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			護層カラート舗装工(下層路盤工)	転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
	護層カラート舗装工(下層路盤工)	舗装状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				護層カラート舗装工(下層路盤工)	舗装状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
	護層カラート舗装工(下層路盤工)	厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕				護層カラート舗装工(下層路盤工)	厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
	護層カラート舗装工(下層路盤工)	幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕				護層カラート舗装工(下層路盤工)	幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕		

改正後					現行				
工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要	工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度(時期)				撮影項目	撮影頻度(時期)		
4 農道工事	表層カラー舗装工(上層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	
	路盤工	整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕						
	粒度調整路盤工	厚さ	各層毎 40mに1回 〔整正後〕						
		幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕						
	薄層カラー舗装工(上層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕						
出来形管理写真撮影箇所一覧表	セメント(石灰)安定処理工	整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	
		厚さ	1,000 m ² に1回 〔整正後〕						
		幅	コアを採取した場合 は写真不要 各層毎 40mに1回 〔整正後〕						

改正後					現行				
工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要	工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）				撮影項目			
4 農道工事	基層カラード舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	5 農道工事	【新設】	【新設】	【新設】	
		転正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕						
		幅	各層毎 40mに1回 〔修正後〕						
		400mに1回 〔修正後〕							
出来形管理写真撮影箇所一覧表	基層カラード舗装工(基層工)	転正状況	各層毎に1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	【新設】	【新設】	【新設】		
		タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕						
		厚さ	1,000 mに1回 〔修正後〕						
		幅	各層毎 40mに1回 〔修正後〕						
	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	【新設】	【新設】	【新設】		
		転正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕						
		厚さ	各層毎 40mに1回 〔修正後〕						
		幅	各層毎 40mに1回 〔修正後〕						

改正後					現行				
工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要	工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要
	撮影項目	撮影頻度 (時期)				撮影項目	撮影頻度 (時期)		
4 農道工事	ブロック舗装工(上層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	5 農道工事	【新設】	【新設】	【新設】	
	粒度調整路盤工	整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕						
		厚さ	各層毎 40mに1回 〔整正後〕						
		幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕						
	ブロック舗装工(上層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		【新設】	【新設】	【新設】	
	セメント(石灰)安定処理工	整正状況 厚さ	各層毎 400mに1回 〔整正後〕 各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ダンプを採取した場合は写真不要						
出来形管理写真撮影箇所一覧表									
		幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕						

改正後							現行				
工種	写真管理項目			デジタル工事写真による提出頻度	摘要	工種	写真管理項目		デジタル工事写真による提出頻度	摘要	
	撮影項目	撮影頻度（時期）	撮影項目				撮影頻度（時期）				
4 農道工事	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ	各層毎 400m に 1 回 〔施工中〕	代表箇所 各 1 枚		5 農道工事	【新設】	【新設】	【新設】		
		転圧状況	各層毎 400m に 1 回 〔整正後〕								
		整正状況	幅	各層毎 40m に 1 回 〔整正後〕							
		幅	400m に 1 回 〔整正後〕								
プロック舗装工（基層工）	整正状況	幅	各層毎に 1 回 〔散布時〕	代表箇所 各 1 枚		路床安定処理工	【新設】	【新設】	【新設】		
	タックコート、プライムコート										
	幅										
路床安定処理工	施工厚さ	幅	40m に 1 回〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚		置換工（路床入替工）	施工厚さ	幅	40m に 1 回〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
置換工	置換厚さ	幅	40m 又は 1 回〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚			置換工（路床入替工）	置換厚さ	幅	40m 又は 1 回〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚
	幅							幅			
置換工（路床入替工）	巻出し厚さ	幅	200m に 1 回〔施工中〕			置換工（路床入替工）	巻出し厚さ	幅	200m に 1 回〔施工中〕		
出来形管理写真撮影箇所一覧表											

改正後							現行						
工種	写真管理項目		概要	デジタル工事写真による提出頻度	撮影項目	撮影頻度（時期）	工種	写真管理項目		撮影項目	撮影頻度（時期）	デジタル工事写真による提出頻度	概要
	撮影項目	撮影頻度（時期）						撮影項目	撮影頻度（時期）				
4 農道工事	サンドマト工	【削除】	施工厚さ幅	40m又は1施工箇所 に1回	【削除】	【削除】	サンドマト	施工厚さ幅	40m又は1施工箇所 に1回	【略】	【略】	代表箇所 各1枚	
	【削除】	【削除】					サンドマト海上へ天端砂利工	【略】				【略】	
	掘削工		土質等の判別	地質が変わる毎に1回	【掘削中】		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に1回	【掘削中】		代表箇所 各1枚	
5 農道工事			法長	200m又は1施工箇所 に1回	【掘削後】			法長	40m又は1施工箇所 に1回	【掘削後】			
	路体盛土工 路床盛土工		巻出し厚	200mに1回	【巻出し時】		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回	【巻出し時】		代表箇所 各1枚	
			締固め状況	転圧機械又は地質が 変わる毎に1回	【締固め時】			締固め状況	転圧機械が変わる毎に 1回	【締固め時】			
6 農道工事			法長 幅	200m又は1施工箇所 に1回	【施工後】			法長 幅	200m又は1施工箇所 に1回	【施工後】			
	法面整形工 （盛土工）		仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回	【仕上げ時】		法面整形工 （盛土工）	仕上げ状況 厚さ	100m又は1施工箇所 に1回	【仕上げ時】		代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表													
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

改正後				現行			
工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所	工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
5 水路工事	1. 現場打開水路	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。	3. 水路工事	1. 開水路(現場打)	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を各1枚程度撮影する。
	2. 現場打サイホン	上記と同一。	上記と同一。		2. サイホン(現場打)	上記と同一。	上記と同一。
	3. 現場打暗渠	上記と同一。	上記と同一。		3. 暗渠	上記と同一。	上記と同一。
	4. 鉄筋コンクリート大型フリューム鉄筋コンクリートL形水路	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	鉄筋コンクリート大型フリュームについては、布設、その他必要箇所を、鉄筋コンクリートL形水路については、幅、高さ、厚さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。		4. 水路トンネル～9. コンクリート二次製品水路(コンクリートブロック積・鉄筋コンクリート組立柵梁)	【略】	【略】
	5. ボックスカルバート水路	上記と同一。	高さ、その他必要箇所を撮影する。		10. コンクリート二次製品水路(大型フリューム水路・L形水路)	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	組立水路については、アーム間隔、細板設置、その他必要箇所を各1枚程度、ブロック張水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を各1枚程度撮影する。
		【削除】	【削除】			【新設】	【新設】
		【削除】	【削除】			【略】	【略】

改正後

現行

工 種	撮影基準	撮影箇所
1. コンクリート 法覆工 アスファルト 法覆工	上記と同一。	幅、長さ、法長、法勾配、法長、その他必要箇所を撮影する。
2. コンクリート ブロック積み 水路鉄筋コン クリート柵渠	上記と同一。	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。
3. ライニング水路運 河ブロック張り コンクリートマ ット	上記と同一。	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。
4. かまやつ	120m 又は 1 施工箇所に 1 回 (施工後)	高さ、法長
5. じゃかこ	上記と同一。	法長、厚さ
6. ふとふかご、かご 枠	上記と同一。	高さ、厚さ
6. 根間めブロック 工	金数量 (製作後) 形状寸法を定める時に 1 回 (製作後)	数量 ブロックの形状寸法
7. 樋門、樋管、 柵渠工	1 施工箇所に 1 回 〔製作時外し後〕	厚さ、幅、内径幅、内径高
8. 排水路	施工延長おおむね 50 ～ 100 m に つき 1 箇所を割合で撮影する。 上記を調は 2 箇所撮影する。	コンクリート二次製品水路については、布設、その他必要箇所を撮影する。

工 種	撮影基準	撮影箇所
1. コンクリート法 覆工 アスファルト 法覆工	上記と同一。	厚さ、幅、法勾配、法長、その他必要箇所を各 1 枚撮影する。
9. コンクリート二 次製品水路 (コ ンクリート・ブ ロック・鉄筋 コンクリート 組立柵渠)	上記と同一。	組立水路については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を各 1 枚撮影、ブロック張り水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を各 1 枚程度撮影する。
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】

改正後			現行		
撮影方法		管理方法	撮影方法		管理方法
工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
1. 管体基礎工 砂基礎及び埋戻等	施工延長おおむね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未滿は 2 箇所撮影する。	基礎、埋戻等の厚さ、幅、まき出し、締固め状況等を撮影する。	8. 管水路 (砂基礎及び埋戻し)	施工延長おおむね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未滿は 2 箇所撮影する。	砂基礎の厚さ、幅、まき出し、締固め状況等を各 1 枚程度撮影する。
2. 管水路遮心力 鉄筋コンクリート 管	上記と同一。	管施設状況、外觀検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。	5. 管水路 (コンクリート 製品)	上記と同一。	パイプ布設、外觀検査、ジョイント関係、その他必要箇所を各 1 枚程度撮影する。
3. 管水路 強化プラスチック 複合管 ダクタイル鉄管	上記と同一。	上記と同一。	6. 管水路 (強化プラスチック 複合管・鉄鉄管)	上記と同一。	上記と同一。
4. 管水路 (硬質塩化ビニ ル管)	上記と同一。	上記と同一。	7. 管水路 (硬質塩化ビニ ル管)	上記と同一。	上記と同一。
5. 管水路 (鋼管)	上記と同一。	基出し部付寸状況、管接合部、管部状況、塗表、非破壊検査、ピンホール検査、壁厚検査、その他必要箇所を撮影する。	【新設】	【新設】	【新設】
撮影方法		管理方法	撮影方法		管理方法
壁厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済原料空カン等の撮影を行う。			【新設】		

改正後			現行		
工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
7. 管水路工事 （埋設と 性管）たわみ み	たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	マンキング関係、Dh及びDv寸法、その他必要な箇所について撮影する。	【新設】	【新設】	【新設】
7. シールド工事 （一次覆工）	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。上記カードは2箇所撮影する。 たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	セグメント股間状況、外視検査、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。	【新設】	【新設】	【新設】
8. シールド工事 （二次覆工）	上記と同一。	管布設状況、外視検査、ジョイント関係、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。	【新設】	【新設】	【新設】
9. 推進工事	上記と同一。	上記と同一。	【新設】	【新設】	【新設】
撮影方法			管理方法		
Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。			【新設】		
上記と同一。			【新設】		
上記と同一。			【新設】		
上記と同一。			【新設】		

改正後				現行			
工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所	工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
9 パイ プ ラ イ ン 工 事	1. 管布設	路線別に1路線1～2箇所撮影する。	埋設深を100mで1箇所程度撮影する。	1. スブリン クラー		路線別に1路線1～2箇所撮影する。	埋設深を100mで1箇所程度撮影する。
	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図の寸法標示箇所を桁毎に撮影する。	PC鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)		構造図の寸法標示箇所を桁ごとに撮影する。	PC鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を各1枚程度撮影する。
	2. 鉄筋コンクリート床版工	幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。厚さについては施工面積おおむね30～60㎡につき1箇所の割合で撮影する。上記未満は2箇所撮影する。	配筋、幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。	2. 鉄筋コンクリート床版工		幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。厚さについては施工面積おおむね30～60㎡につき1箇所の割合で撮影する。上記未満は2箇所撮影する。	配筋、幅、厚さ、その他必要箇所を各1枚程度撮影する。
9 橋 梁 工 事	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	上記と同一。	上記と同一。	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工		上記と同一。	上記と同一。
	撮 影 方 法		管理方法	撮 影 方 法		管理方法	

改正後				現行			
工	種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	工	種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
10 橋 梁 工 事	1. 橋台工	構造図の寸法標示箇所を1基毎に撮影する。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。	1. 橋台工		構造図の寸法標示箇所を1基ごとに撮影する。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を各1枚程度撮影する。なお、橋台各部については1 共通工事の 10. の項に定精度を要するもの、の項に定めるところによる。
	2. 橋脚工 張出式重 力式半 重力式	上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。	2. 橋脚工 (張出式、重 力式、半重力 式)		上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要箇所を各1枚程度撮影する。
	3. 橋脚工 ラーメン式	上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。	3. 橋脚工 (ラーメン式)		上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を各1枚程度撮影する。
撮 影 方 法				撮 影 方 法			
管理方法				管理方法			

改正後

現行

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
11 法 面 保 護 工 事	客土吹付、 <u>養生基材吹付工</u> 、 <u>コンクリート吹付</u> 、 <u>セメント吹付</u> は、 <u>施工面積</u> おおむね200～400㎡につき1箇所、その他は1,000㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未滿は2箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、 <u>法勾配</u> 、 <u>法長</u> 、 <u>厚さ</u> 、 <u>草生張</u> 、 <u>植生ネット張</u> 、 <u>むしろ張</u> 、 <u>アンカー打込み</u> 等必要箇所を撮影する。
12 暗 渠 排 水 工 事	1. 吸水渠	1 耕区当たり1～2箇所の割合で撮影する。
	2. 集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。
13 た め 池 改 修 工 事	1. 堤体工	施工延長おおむね 20m～40mにつき1箇所の割合で撮影する。
	2. 洪水吐工	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。
	3. 樋管工 同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	施工延長おおむね 10mにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
11. 法 面 保 護 工 事	客土吹付、 <u>有機基材吹付工</u> は <u>施工面積</u> おおむね 200～400 m ² に1箇所、その他は 1,000 m ² につき1箇所、の割合で撮影する。 上記未滿は2箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、 <u>厚さ</u> 、 <u>金網</u> 、 <u>植生ネット張</u> 、 <u>むしろ張</u> 、 <u>アンカー打込み</u> 等必要箇所を <u>各1枚程度</u> 撮影する。
13 暗 渠 排 水 工 事	1. 吸水渠	1 耕区当たり1～2箇所の割合で撮影する。
	2. 集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。
14 た め 池 改 修 工 事	1. 堤体工	施工延長おおむね 20m～40mにつき1箇所の割合で撮影する。
	2. 洪水吐工	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。
	3. 樋管工 同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	施工延長おおむね 10mにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。

改正後						現行					
品質管理						品質管理					
1 コンクリート関係						1 コンクリート関係					
工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準		工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準	
コンクリート	(1)	セメントの物理試験	【略】	【略】		コンクリート	(1)	10 セメントの物理試験	【略】	【略】	
	材料	骨材のふるい分け試験	【略】	【略】			材料	11 骨材のふるい分け試験	【略】	【略】	
		骨材の単位容積質量試験	【略】	【略】				12 骨材の単位容積質量試験	【略】	【略】	
		細骨材の密度及び吸水率試験	【略】					13 細骨材の密度及び吸水率試験	【略】		
		粗骨材の密度及び吸水率試験	【略】					14 粗骨材の密度及び吸水率試験	【略】		

改正後

現行

(参考) 規格 値	管 理 方 式	処 置
JIS R 5210～5213 参照	1. 記録の方法	1. 【略】
コンクリート標準示方書(施工編)による	【略】	2. 【略】
高炉スラグ粗骨材 1. 25kg/ℓ	(1) 骨材の比重及び吸水率試験、骨材のフルイ分け試験、骨材のアルカリシリカ反応性試験結果はそれぞれ所定の様式により取りまとめ、骨材試験成績書に記載する。	3. 【略】
粗骨材 1. 35kg/ℓ		4. レディミックスコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制剤が行われているものとし、その方法について受注者は監督職員に報告するものとする。
細骨材 1. 45kg/ℓ		なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。
純乾密度：2.5g/cm ³ 以上 吸水率：3.5%以下 ただし、砂砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ細骨材の規格値については、以下のJISを適用する。	(2) 【略】	(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制
JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砂)	2. 管 理	アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする
JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材)	(1) 【略】	(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用
JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材)	(2) 【略】	JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメントB種
JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材)	(3) 【略】	

(参考) 規格 値	管 理 方 式	処 置
JIS R 5210～5213 参照	1. 記録の方法	1. 【略】
コンクリート標準示方書(施工編)による	【略】	2. 【略】
高炉スラグ粗骨材 1. 25kg/ℓ	(1) 骨材の比重及び吸水率試験、骨材のフルイ分け試験、骨材のアルカリシリカ反応性試験結果はそれぞれ所定の様式により取りまとめ、骨材試験成績書に記載する。	3. 【略】
粗骨材 1. 35kg/ℓ		4. 骨材については、アルカリシリカ反応性試験において無値と判定された骨材以外の骨材及び試験値のない骨材を用いる場合は、監督職員との協議の上、種表のいずれかの方法によりアルカリシリカ骨材反応抑制対策を講じるものとする。
細骨材 1. 45kg/ℓ	(2) 【略】	(1) 安全と認められる骨材の使用による方法(化学法又はモルタルバー法で無害と判定された骨材とする。)
	(3) 【略】	(2) ポルトランドセメント(低アルカリ形)の使用による方法
	2. 管 理	(3) 高炉セメント(B種又はC種)の使用による方法、(B種は高炉スラグの使用量を50%以上とする。)
	(1) 【略】	
	(2) 【略】	
	(3) 【略】	

改正後			現行		
(参考) 規格値	管理方式	処 置	(参考) 規格値	管理方式	処 置
<u>J I S A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第 4 部：電気処理化スラグ骨材)</u> <u>J I S A 50121 (コンクリート用再生骨材 H)</u>		<u>(スラグ混合比 40%以上) 又は C 種、あるいは J I S R 5213 プライアイアシセメントに適合するプライアイアシセメント B 種 (プライアイアシセメント混合比 15% 以上) 又は C 種、若しくは強和相をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</u>			<u>(4) プライアイアシセメント (B 種又は C 種) の使用による方法、(B 種はプライアシシユの分量を 20% 以上とする。)</u> <u>(5) コンクリート中のアルカリ総量の規制による方法、(アルカリ総量、N a₂O 換算で 3.0 k g / m³ 以下とする。)</u> <u>なお、アルカリ骨材反応抑制方法に関する基礎資料を監督員に提出する。</u>
<u>絶対密度：2.5g/cm³以上</u> <u>吸水率：3.5%以下</u> <u>ただし、砕石、高炉スラグ粗骨材及び電気処理スラグ粗骨材の規格値については、以下の J I S を適用する。</u> <u>J I S A 5005 (コンクリート用砕石)</u> <u>J I S A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第 1 部：高炉スラグ骨材)</u> <u>J I S A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)</u>					

改正後					現行				
工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準	工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
コンクリート	(1) 材 料	粗骨材のすりへり試験	【略】		コンクリート	(1) 材 料	15 粗骨材のすりへり試験	【略】	
		骨材の微粒分量試験	【略】				16 骨材の洗い試験	【略】	
		粗骨材中の軟石量試験	【略】				17 粗骨材中の軟石量試験	【略】	
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137				18 骨材中の粘土塊量試験	【略】	
		細骨材の塩化物イオン含有量試験(細骨材に海砂を使用する場合)	JSCC-C502 または JSCC-C503				19 石炭・亜炭等と比重1.95の液体に浮くもの	JIS A 5308 付属書 2	
		砂の有機不純物量	【略】				20 砂の有機不純物量	【略】	
		骨材の安定性試験	【略】				21 骨材の安定性試験	【略】	
		骨材のアルカリシリカ反応性試験	JIS Aは 1145 又は 1146				22 骨材のアルカリシリカ反応性試験	JIS Aは 5308 付属書 7 又は 8	
		配合試験		生コンの場合は、工場の配合報告書による。			23 配合試験		生コンの場合は、工場の配合報告書による。
	(2) 施 工	塩化物含有量試験	JIS A 1144 もしくは信頼できる機関で評価を受けた試験方法	海砂を使用する場合2回/週 目、その他の場合1回/週		(2) 施 工	25 塩化物含有量試験	JIS A 5308 付属書 5	1日2回(午前、午後)

改正後					現行				
工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準	工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
コンクリート	(2) 施 工	単位水量測定	1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、上日当たりコンクリート種別毎の使用量が100 m³以上施工するコンクリート工を対象とする。 2. エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の制度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量測定方法を監督員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	100 m³以上の場合: 2 回/日 (午前1回、午後1回)、重要なコンクリート構造物の場合: 重要度に応じて 100~150 m³毎に1回、及び荷卸し時、品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※対象 (重要なコンクリート構造物) は、高さが 5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁 (ブレイキャスト製品は除く。) 内空断面が 25 m²以上の鉄筋コンクリートカルパスト類、橋梁上・下部工 (PCは除く)、トンネル及び高さが 3 m 以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。	10 コ	(2) 施 工	24 細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	1 日 1 回、又は降雨時により変動した場合

改正後

現行

(参考) 規格 値	管 理 方 式	処 置
40%以下		(3)安全と認められる骨材の使用
舗装コンクリート 35%以下		受注者の立会いのもと骨材
細骨材		を採取し、骨材のアルカリシ
砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用		リカ反応性試験 (化学法又は
を受ける場合は 5.0%以下)		モルタルバー法) を行い、そ
砕砂及びスラグ細骨材 (粘土、シルト		の結果が無害と確認された骨
等を含まない場合) 7.0%以下		材を使用する。
(ただし、すりへり作用を受ける場合		なら、化学法については工事
は 5.0%以下)		開始前、工事中 1 回 / 6 ヶ月
それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、		かつ産地がかわった場合に信
すりへり作用を受ける場合は 3.0%以		頼できる試験機関で試験を行
下)		うものとし、またモルタルバ
粗骨材		ー法は試験成績書により確認
砕石 3.0%以下 (ただし、軟弱判定実績		をすることと、J I S A
率が 58%以上の場合は 5.0%以下)		1804 コンクリート生産工程
スラグ粗骨材 5.0%以下		管理用試験法により骨材が無
それ以外 (砂利等) 1.0%以下		害であることを確認する。
舗装コンクリート 5%以下		ただし、次の場合はこの限りで
細骨材 1.0%以下		はない。
粗骨材 0.25%以下		1) 工事開始前
0.04%以下		コンクリート打設開始日の 1
標準色より薄いこと		ヶ月以内に、国営農業農村整備
細骨材 10%以下		事業等で発注した他工事の受注
粗骨材 12%以下		者の立会いによる試験結果があ
		る場合は、その試験結果を使用
		できる。

(参考) 規格 値	管 理 方 式	処 置
40%以下		
舗装コンクリート 35%以下		
細骨材		
無筋・鉄筋コンクリート		
コンクリート表面がすりへり作用を		
受ける場合 3%以下		
その他の場合 5%以下		
舗装コンクリート 3%以下		
粗骨材		
無筋・鉄筋コンクリート 1%以下		
舗装コンクリート 1%以下		
舗装コンクリート 5%以下		
細骨材 1.0%以下		
粗骨材 0.25%以下		
無筋・鉄筋コンクリート		
コンクリートの外観が重要な場合 0.5%		
以下 その他の場合 1.0%以下		
舗装コンクリート 0.5%以下		
スラグ骨材には適用しない。		
標準色より薄いこと		
細骨材 10%以下		
粗骨材 12%以下		

改正後			現行		
(参考) 規格値	管理方式	処 置	(参考) 規格値	管理方式	処 置
	工事開始前 工事期間中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合	2) 工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合 JISに基づき6ヶ月ごとに行う試験を化学法で行う場合は、試験に用いる骨材の採取に骨材生産者、生コンクリート生産者及び受注者が立会えば、JISに基づき試験結果が使用できる。		【新設】	
0.3kg/m ³ 以下		なお、この試験結果は1ヶ月以内であれば他工事でも使用できるが、この場合、受注者は同一の骨材生産場所から納入されていることを確認するものとする。	0.3kg/m ³ 以下 【新設】		
1. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。		【削除】			
2. 測定した単位水量が、配合設計±13kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運転車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで運転車の3台毎に1回単位水量の測定を行う。		【削除】			
3. 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。		【削除】			
い。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量測定を行う。		【削除】			
なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができ、再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。		【削除】			
ただし、赤方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は170kg/m ³ 、40mmの場合は195kg/m ³ を基本とする。		【削除】			

改正後

現行

工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
コンクリート	(2)	スランプ試験	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
	施	空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
	工	圧縮強度試験	JIS A 1108	1. 供試体の試料荷卸し場所にて採取する。 2. 試験基準 1 回/日または構造物の重要箇所と工事の規模に応じて 20～15(m3 毎)に 1 回とする。 テストピースは 1 回につき 6 個 (0.3×3 個、0.25×3 個) とする。 ※ 小規模工種で、1 規格あたりの総使用量が 20m3 未満の場合には 1 回以上、またはレディミクストコンクリート工場 (JIS 表準認証工場) において作成された品質証明書が提出のみとすることができ る。

工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
コンクリート	(2)	26 スランプ試験	JIS A 1101	1 日 2 回 (午前・午後)
	施	27 空気量試験	JIS A 1128 他	1 日 2 回 (午前・午後)
	工	28 圧縮強度試験	JIS A 1108	1. 供試体の試料荷卸し場所にて 採取する。 2. 試験基準 生コンクリートの種類ごとにより下記回数を標準とするが、 構造物の規模や工事における作業区間の大きさに応じて監督員と協議し決定する。 総量 10 m ³ 以下 管理データ " 10 m ³ ～50 m ³ 1 回 " 50 m ³ ～150 m ³ 2 回 " 150 m ³ ～300 m ³ 6 回 " 300 m ³ 以上 150 m ³ 増すごとに 1 回加算 ※1 工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができ る。

改正後			現行		
(参考)規格値	管理方式	処置	(参考)規格値	管理方式	処置
2.5 cm $\bigcirc \pm 1.0$ (cm) 5 cm及び6.5 cm $\bigcirc \pm 1.5$ 8 cm以上18 cm以下 ... $\bigcirc \pm 2.5$ 21 cm $\bigcirc \pm 1.5$			2.5 cm $\bigcirc \pm 1.0$ (cm) 5 cm及び6.5 cm $\bigcirc \pm 1.5$ 8 cm以上18 cm以下 ... $\bigcirc \pm 2.5$ 21 cm $\bigcirc \pm 1.5$		
指定値 $\bigcirc \pm 1.5\%$			指定値 $\bigcirc \pm 1.5\%$		
現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。 また、基準強度を1/4以上の確率で下回ってはならない。 レディーミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならぬ。 3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならぬ。 なお、1回の試験とは採取した試験料で作った3個の供試体の平均値で表したもの。			現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。 また、基準強度を1/4以上の確率で下回ってはならない。 レディーミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならぬ。 3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならぬ。 なお、1回の試験とは採取した試験料で作った3個の供試体の平均値で表したもの。		①供試験体は現場に到着した運搬車から採取する。 (1回3本) ②供試体は標準養生として28日強度で判定する但し「寸断強度を保証する材料」を指定した場合、指定した日数とする。 ③簡易な工事の場合は生コンクリート工場の管理データにより判定してよい。

改正後

現行

工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
コンクリート	(2) 施工	曲げ強度試験	JIS A 1106	1. 道路舗装用コンクリートにおいて試験する。 2. 供試体の試料は荷卸し場所にて採取する。 3. 試験基準 打設 1 日につき 2 回（午前・午後）の割合で行う。 テストピースは 1 回につき 3 個とする。 * 1 工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。

工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
コンクリート	(2) 施工	29 曲げ強度試験	JIS A 1106	1. 道路舗装用コンクリートにおいて試験する。 2. 供試体の試料は荷卸し場所にて採取する。 3. 試験基準 打設 1 日につき 2 回の割合で行う。 テストピースは 1 回につき 3 個とする。 * 1 工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。

(参考) 規格値	管理方式	処置
1 回の試験結果は、予備強度の 85% 以上でなければならぬ。 3 回の試験結果の平均値は予備強度以上でなければならぬ。 なお、1 回の意見とは採取した資料で作った 3 個の供試体の平均値で表したものを。		

(参考) 規格値	管理方式	処置
合格判定強度 X を下回らないこと。 $X = \sigma bk + k \cdot \sigma e$ σbk : 配合基準強度 k : 合格判定係数 σe : 下変分数の平方根 (セメントコンクリート調製要綱による) 試験回数が 7 回以下は設計曲げ強度を下回らないこと。		

改正後						現行					
2 土質関係						2 土質関係					
工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値	工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値
道路土工	材 料	必 須	土の締めめ試験	JIS A 1210	設計図書による。	26 道路土工	材 料	必 須	土の締めめ試験	JIS A 1210	設計図書による。
			CBR 試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。				CBR 試験	JIS A 1211	設計図書による。
			土粒子の密度試験 (粘性土)	JIS A 1202	設計図書による。				土粒子の密度試験 (粘性土)	JIS A 1202	設計図書による。
	そ の 他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	そ の 他		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。		
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。		
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。		
		土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。		
		土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。		
		土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。		
		土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。		
試験基準						試験基準					
当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。 (材料が岩砕の場合は除く)						当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。 (材料が岩砕の場合は除く)					
【削除】						【削除】					
当初及び土質の変化した時。 ・路体: 当初及び土質の変化した時。 ・路床: 含水比の変化が認められた時。						当初及び土質の変化した時。 ・路体: 当初及び土質の変化した時。 ・路床: 含水比の変化が認められた時。					
当初及び土質の変化した時。						当初及び土質の変化した時。					
【削除】						【削除】					
【削除】						【削除】					
【削除】						【削除】					
当初及び土質の変化した時。						当初及び土質の変化した時。					
当初及び土質の変化した時。						当初及び土質の変化した時。					

適用						適用					
試験基準						試験基準					
当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。 (材料が岩砕の場合は除く)						当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。 (材料が岩砕の場合は除く)					
【削除】						【削除】					
当初及び土質の変化した時。 ・路体: 当初及び土質の変化した時。 ・路床: 含水比の変化が認められた時。						当初及び土質の変化した時。 ・路体: 当初及び土質の変化した時。 ・路床: 含水比の変化が認められた時。					
当初及び土質の変化した時。						当初及び土質の変化した時。					
【削除】						【削除】					
【削除】						【削除】					
【削除】						【削除】					
当初及び土質の変化した時。						当初及び土質の変化した時。					
当初及び土質の変化した時。						当初及び土質の変化した時。					

改正後

現行

工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値
道路土工	施工	必須	現場密度の測定 (※右記試験方法(5.種別)のいずれかを実施する。)	最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53 mm: 鋪装調査・試験法便覧 [4]-1851	・路体: 最大乾燥密度の 85%以上。 ・路床: 最大乾燥密度の 90%以上。 その他、設計図書による。
				または、 「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	路体・路床とも 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 90%以上。又は、設計図書による。
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」 [TS編・GNSS編]による	施工範囲を小分けした管理ブロックの全てが締固回数だけ締め固められたことを確認する。
			現場密度の測定 (※路面上)	最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53 mm: 鋪装調査・試験法便覧 [4]-1851	飽和度 85%~95%(空気間空隙率 10%~2%)
			ブルーフローリング	鋪装調査・試験法便覧 [4]-210	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コーン指数の測定	鋪装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。
			たわみ量	鋪装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンケルマンと A)	設計図書による。

工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値
道路土工	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53 mm: 鋪装試験法便覧 [4]-7-1	・路体: 最大乾燥密度の 85%以上。 ・路床: 最大乾燥密度の 90%以上。 その他、設計図書による。
				または、 「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	路体・路床とも 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 90%以上。又は、設計図書による。
	その他		ブルーフローリング	鋪装試験法便覧 [4]-210	
			平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コーン指数の測定	鋪装試験法便覧 [4]-7-1	設計図書による。
			たわみ量	鋪装試験法便覧 [4]-7-2	

改正後						現行					
工 種	種 別	区 分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値		試験方法		規格値		
道路床入替	材 料	必 須	CBR試験	JIS A 1211 (ただし、 路床用砕石 は 3 層 17 回)	砂	CBR	12 以上		CBR		12 以上
						CBR	(3 層 17 回) 30 以上		CBR		(3 層 17 回) 30 以上
						PI	10 以下		PI		10 以下
			塑性指数 (P I) の測定	JIS A 1205	路床用砕石	粒度	2.36 mmフルイ通過量 5～35%		粒度		2.36 mmフルイ通過量 5～35%
				JIS A 1206			37.5 mmフルイ通過量 85～100%				37.5 mmフルイ通過量 85～100%
							53.0 mmフルイ通過量 100%				
			骨材の粒度測定	JIS A 1102	スラグ	CBR	20 以上		CBR		20 以上
			異物の混入割合測定		コンクリート再生石 砕 (RB-40)	異物	含んではならない		異物		含んではならない
							30%未満 (含まれる場合)				30%未満 (含まれる場合)
							2.36 mmフルイ通過量 5～35% 37.5 mmフルイ通過量 85～100% 53.0 mmフルイ通過量 100%				2.36 mmフルイ通過量 5～35% 37.5 mmフルイ通過量 85～100%
	その他 必須	その 他 必須	締め固め試験	JIS A 1210							
			ブルーフローリングの測定	舗装調査・試験法							
											目視による変形等の測定

改正後		現行	
試験基準	適 用	試験基準	適 用
1 工事につき 1 回実施する。 (PIは、砂、スラグについて除く)	注 1. 入替材料を 300 m ³ 以上使用する工事に適用する。 工事着手前 ①使用届を提出し、承諾を得るものとする。 ②試験は自社管理工場の実施したデータでもよい。ただし施工時点からさかのぼり3ヶ月以内の試験データとする。 ③施工時に産地が変わった場合又は材料の質が変わった場合には、その都度実施する。	1 工事につき 1 回実施する。 (PIは、砂、スラグについて除く)	注 1. 入替材料を 300 m ³ 以上使用する工事に適用する。 工事着手前 ①使用届を提出し、承諾を得るものとする。 ②試験は製造会社の実施したデータでもよい。ただし施工時点からさかのぼり3ヶ月以内の試験データとする。 ③施工時に産地が変わった場合又は材料の質が変わった場合には、その都度実施する。
適宜確認する。 (路床用砕石のみ実施する)		適宜確認する。 (路床用砕石のみ実施する)	
1 工事につき 1 回実施する。		1 工事につき 1 回実施する。	
路床入替後全延長について車線ごとに実施する。 (ただし、路床入れ替え前にも測定が可能な場合には実施のこと)		路床入替後全延長について車線ごとに実施する。 (ただし、路床入れ替え前にも測定が可能な場合には実施のこと)	

改正後						現行					
工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値	工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値
下層路盤工	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験 法便覧準拠	粒状路盤：修正CBR20%以上 (クラッシュラン鉄鋼スラグ は修正CBR30%以上) アスフ ルトコンクリート再生骨材 を含む再生クラッシュランを 用いる場合で、上層路盤、基層、 表層の合計厚が以下に示す数 値より小さい場合は、30%以上 とする。 その他の地方・・・40 cm	下層路盤工	路 盤 材 料	必 須	修正CBR試験	舗装試験法便覧	共通仕様書による。
			骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表 2 参照				粒度の測定 (ふるい分け試験)	JIS A 1102	
			土の液性限界・塑 性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下				塑性指数PIの測定	塑性試験法便覧	
			鉄鋼スラグの水浸 膨張性試験	舗装調査・試験 法便覧[4]-16	1.5%以下				水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装試験法便覧	
			鉄鋼スラグの量色 判定試験	JIS A 5015	量色なし				量色判定試験 (スラグのみ)	舗装試験法便覧	
			締固め試験	JIS A 1210					築き固め試験	JIS A 1210	
			そ の 他	粗骨材のすりへり 減量試験	JIS A 1121				再生クラッシュランに用いる セメントコンクリート再生骨 材は、すり減り量が50%以下と する。	すりへり減量試験	JIS A 1121
				骨材の比重及び吸 水量試験	JIS A 1110					骨材の比重及び吸 水量試験	JIS A 1110

改正後						現行					
工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値	工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値
下層路盤工	路盤施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験 法便覧[4]-191	個々の測定値が最大乾燥密度 の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	4) 下層路盤工	路盤施工	必須	締め密度の測定	舗装試験法便 覧	合格判定値 X10 X6 X3 A 最大乾燥密度 の95%以上 B 二 二 C 二 二
			ブルーフローリン グ の測定	舗装調査・試験 法便覧	目視による変形等の測定				ブルーフローリン グ の測定	舗装試験法便 覧	目視による変形等の測定
			平板載荷試験	JIS A 1215	18 以上 (kg/cm ²)				平板載荷試験	JIS A 1216	A 18 以上 B 18 以上 C 12 以上
			呈色判定 (スラグのみ) 水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装調査・試験 法便覧	呈色しないこと (吸光度 0.05 以下) 1.5%以下				呈色判定 (スラグのみ) 水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装試験法便 覧	呈色しないこと (吸光度 0.06 以下) 1.5%以下
	その他	その他	骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102				その他	粒度測定	JIS A 1102	
			土の液性限界・塑性 限界試験	JIS A 1105	塑性指数 PI: 6 以下				(ふるい分け試験)		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による						

改正後		現行			
試験基準	概要	試験基準			概要
施工前、材料変更時	①産地が変わればその都度実施する。 ②スラグを使用する場合はPIを除く。 ③試験は自社管理工場の実施したデータでもよい。 ただし施工時点から遡り、3ヶ月以内の試験データとする。 突き固め試験は6か月以内の試験データで良い。	A工事 1工事に1回実施する。	B工事 1工事に1回実施する。	C工事 1工事に1回実施する。	工事着手前 ①産地が変わればその都度実施する。 ②スラグを使用する場合はPIを除く。 ③試験は製造会社の実施したデータでもよい。ただし施工時点から遡り、3か月以内の試験データとする。
・交通量区分N6以上の場合実施する					突き固め試験は6か月以内のデータで良い。
2,000 m ³ 未満は3回 2,000 m ³ 以上は6回実施する	①締固め度について、測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は2,000 m³未満はさらに3個(X6) 2,000 m³以上はさらに4個(X10) 追加しこれが合格判定値の範囲内であればよい。 ②300 m³以下の工事は除く。	2,000 m ³ 未満は3回、2,000 m ³ 以上は6回実施する。	2,000 m ³ 未満は3回、2,000 m ³ 以上は6回実施する。	1工事に3回以上実施する。	①締固め度について、測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は2,000 m³未満はさらに3個(X6) 2,000 m³以上はさらに4個(X10) 追加しこれが合格判定値の範囲内であればよい。 ②300 m³以下の工事は除く。
・全幅、全区間で実施する	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラジャク等を用いるものとする。	路盤施工後全延長について路盤ごとに実施する。	—	—	
2,000 m ³ 未満は3回、 2,000 m ³ 以上は6回実施する		出荷日の試験報告書で確認する。	出荷日の試験報告書で確認する。	出荷日の試験報告書で確認する。	
出荷日の試験報告書で確認する		A工事 出荷日の試験報告書で確認する。	B工事 出荷日の試験報告書で確認する。	C工事 出荷日の試験報告書で確認する。	
・異常が認められたとき					現場に搬入された材料の0.425mmふるい通過分のPI比、簡易法によりチェックすることが望ましい。

改正後						現行					
工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値	工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値
上層路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験 法便覧準拠	修正CBR80%以上	51 上層路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便 覧準拠	共通仕様書による
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102					粒度の測定 (ふるい分け試験)	JIS A 1102	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下				塑性指数(PI)の測定	舗装試験法便 覧	
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験 法便覧[4]-10	呈色なし				呈色判定試験 (スラグのみ)	舗装試験法便 覧	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験 法便覧[4]-16	1.5%以下				水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装試験法便 覧	
			鉄鋼スラグの二軸圧縮試験	舗装調査・試験 法便覧[4]-12	1.2Mpa以上(14日)						
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験 法便覧[2]-106	1.50kg/L以上				単位容積質量試験 (スラグのみ)	舗装試験法便 覧	
			締め固め試験	JIS A 1210					締め固め試験	JIS A 1210	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121					すりへり減量試験	JIS A 1211	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122					骨材の比重及び給水量試験	JIS A 1110 JIS A 1121	

改正後						現行							
工種	種別	区分	試験(測定)項目	試験方法	規格値	工種	種別	区分	試験(測定)項目	試験方法	規格値		
上層路盤工	施工	必須	締固め密度の測定	現場密度の測定(舗装調査・試験法便覧[4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は最大粒径が53 mm以下の場合はのみ適用できる)	個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上	5 上層路盤工 (粒調路盤)	路盤施工	必須	締固め密度の測定	舗装試験法便覧	合格判定値		
					X10 95%以上						X10 最大乾燥密度の95.5%以上	X6 最大乾燥密度の95.5%以上	X3 最大乾燥密度の96.5%以上
					X6 95.5%以上								
					X3 96.5%以上								
			粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36 mm 以下	JIS K 2208 の項目について			プライマーの品質(JIS K 2208 の項目)	舗装試験法便覧			
											X10 ±10% 以内	X6 ±9.5% 以内	X3 ±8.5% 以内
			呈色判定 (スラグのみ)	舗装調査・試験法便覧	呈色しないこと (吸光度 0.05 以下)	JIS A 1102			粒度の測定 (ふるい分け試験) A 工事のみ必須とする。	舗装試験法便覧	合格判定値		
											X10 ±10% 以内	X6 ±9.5% 以内	X3 ±8.5% 以内
			水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装調査・試験法便覧	1.5%以下				水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装試験法便覧	1.5%以下		
			プライマーの品質(JIS K 2208 の項目)		JIS K 2208 の項目について								

改正後						現行												
工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値	工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準							
上層路盤工	施工	その他	平板載荷試験	平板載荷試験 JIS A 1215		81 路盤工 (歩道・路肩部)	路盤材料	必須	粒度の測定	JIS A 1102	共通仕様書による。							
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 $PI : 4$ 以下				塑性指数 (PI) の測定	舗装試験法便覧								
含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	修正 CBR 試験	舗装試験法便覧	呈色判定試験 (スラグのみ)				舗装試験法便覧									
粒度の測定	JIS A 1102	共通仕様書による	水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装試験法便覧	締固め試験				JIS A 1210									
路盤工 (歩道・路肩部)	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧			その他		その他	骨材のすりへり試験	JIS A 1121							
			呈色判定試験 (スラグのみ)	舗装調査・試験法便覧	骨材の比重及び吸水率の試験					JIS A 1110								
			水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装調査・試験法便覧	締め固め密度の測定					舗装試験法便覧								
			締固め試験	JIS A 1210														
			骨材のすりへり試験	JIS A 1121														
			骨材の比重及び吸水率の試験	JIS A 1110														
施工	必須	必須	締め固め密度の測定	舗装調査・試験法便覧	最大乾燥密度の 90% 以上	路盤施工		必須	締め固め密度の測定	舗装試験法便覧	最大乾燥密度の 90.0% 以上							
			呈色判定試験 (スラグのみ)	舗装調査・試験法便覧	呈色しないこと (吸光度 0.05 以下)				呈色判定試験 (スラグのみ)	舗装試験法便覧	呈色しないこと (吸光度 0.05 以下)							
			水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装調査・試験法便覧	1.5% 以下				水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装試験法便覧	1.5% 以下							
			粒度の測定 (ふるい分け試験)	JIS A 1102					粒度の測定 (ふるい分け試験)	JIS A 1102								

改正後		現行	
試験基準	摘要	試験基準	摘要
1,000 mにつき2回の割で行う	セメントコンクリートの路盤に適用する。	1 工事に1回実施する。	工事着手前 ①変産地が変わればその都度実施する。 ②スラグを使用する場合はPIを除く。 ③試験は製造会社の実施したデータでも良い。但し、施工時点から遡り、3ヶ月以内のデータとする。
観察により以上が認められたとき。	突き固め試験は6ヵ月以内の試験データでよい。		
1 工事に1回実施する。	工事着手前 ①産地が変われば、その都度実施する。 ②スラグを使用する場合はPIを除く。 ③試験は製造会社の実施したデータでも良い。 ただし、施工時点から遡り、3ヶ月以内のデータとする。		
施工前、材料変更時	・MS：粒度調整スラグ及びHMS：水硬性 粒度調整スラグに適用する。		
	突き固め試験は6ヵ月以内の試験データでよい。		突き固め試験は6ヶ月以内の試験データとする。
1 工事に1回実施する。	締固め度について、測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合、さらに3個(X6)追加し、これが合格判定値の範囲内であれば良い。	1 工事に1回実施する。	締固め度について、測定値の平均が合格判定値に範囲外に出た場合は、さらに3個(X6)追加し、これが合格判定値の範囲内であれば良い。
出荷日の試験報告書で確認する。		出荷日の試験報告書で確認する。	

改正後						現行									
工種	種別	区分	試験項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	規格値				
加熱アスファルト安定処理路盤	骨材	必須	アスファルト舗装に準ずる			加熱アスファルト安定処理路盤	骨材	その他	骨材の比重及び吸水試験項目	JIS A 1110					
	アスファルト類	その他	アスファルト舗装に準ずる							骨材の粒度の測定	JIS A 1102				
	混和物	必須	混合物の実施配合の決定	舗装調査・試験法便覧									塑性指数(PI)の測定	舗装試験法便覧	
													オリーブ減量試験	JIS A 1121	
													骨材の単位容積質量の測定	舗装試験法便覧	
加熱アスファルト安定処理路盤	アスファルト類	その他	ホットピンの骨材粒度試験（合成粒度）	JIS A 1102		合格判定値							ファイバーの品質	アスファルト舗装要綱	
					X10	合成粒度 2.36 mm は ± 10 % 以内	X6	合成粒度 2.36 mm は ± 9.5 % 以内	X3	合成粒度 2.36 mm は ± 8.5 % 以内	アスファルトの品質	共通仕様書による			
					合格判定値						混合物の実施配合の決定	舗装試験便覧			
					合格判定値						ホットピンの骨材粒度試験（合成粒度）	JIS A 1102	合格判定値	【略】	
					合格判定値										
アスファルトの温度測定 混合物の温度測定				舗装調査・試験法便覧		アスファルトの温度測定 混合物の温度測定					①ABC工用材料に共通 ②実施配合の値と比較				

改正後							現行						
工種	種別	区分	試験項目	試験方法	試験 (測定) 基準			工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値
加熱アスファルト安定処理路盤	混和物	必須	混合物のアスファルト量抽出試験	舗装調査・試験法便覧	－0.8%以上	－0.8%以上	－0.7%以上	舗装工	置材料	必須	混合物のアスファルト量抽出試験	舗装試験法便覧別冊	【略】 ① A・B・C工用台材に共通 ② 実施配合の値との比較
			混合物の粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧							混合物の粒度分析試験	舗装試験法便覧	
			混合物の基準密度決定	舗装調査・試験法便覧							混合物の基準密度決定	舗装試験法便覧	
		路盤施工	必須	敷き均しの温度の測定						敷き均しの温度の測定			【略】
			コア採取による品質管理 (1) 密度試験 (2) アスファルト抽出試験	舗装調査・試験法便覧	合格判定値 X10 X6 X3 締固め密度A基準の95%以上 締固め密度A基準の95.5%以上 締固め密度A基準の96.5%以上 アスファルト量A基準の-0.8%以上 アスファルト量A基準の-0.8%以上 アスファルト量A基準の-0.7%以上					コア採取による品質管理 (1) 密度試験 (2) アスファルト抽出試験	舗装試験法便覧別冊	【略】 【略】<	

改正後		現行	
試験基準	概要	試験基準	概要
		1 工事に1回の割合で実施する。 1 工事に1回の割合で実施する。 1 工事に1回の割合で実施する。	工事着手前 ① 共通仕様書により使用届を提出し了承を得ること。 ② 配合は、同一材料により6ヶ月以内に配合されたものがあり、良好な結果であればそれを使用して良い。 ③ 骨材、アスファルト類の試験データは配合を検討する場合、必要に応じてアスファルトプラントのデータを提出させること。 ④ アスファルト、ファイラー（粒度をのぞく）は品質証明書によることである。 ⑤ 産地及び製造会社又は使用品名が変更あればその都度実施する。
1日につき3回以上行う。	① 1工事での使用量が50t未満の場合に、同日、同一プラントで他工事に使用する同一配合の管理データがあれば原則としてそのデータを使用して良い。	A工事 1月3回以上実施する。	① 1工事での使用量が50t未満の場合に、同日、同一プラントで他工事に使用する同一配合の管理データがあれば原則としてそのデータを使用して良い。
随時実施する	② アスファルトの温度は連続指示自記記録計とすること。	B工事 1月3回以上実施する。	② アスファルトの温度は連続指示自記記録計とすること。
1日につき1回行う。	③ 試験はプラントの試験データで良い。	C工事 1月3回以上実施する。	③ 試験はプラントの試験データで良い。
当初の2日間午前・午後各1回。舗設日は1日の場合は2回実施する。	④ 基準密度は監督員の承諾を得ること。	随時実施する	④ 基準密度は監督員の承諾を得ること。
		1日につき1回行う。	
		当初の2日間午前・午後各1回。舗設日が1日の場合は2回実施する。	

改正後		現行			
試験基準	摘要	試験基準			摘要
敷き均し時に運搬トラック1台ごとに測定する。		敷き均し時に運搬トラック1台ごとに測定する。	敷き均し時に運搬トラック1台ごとに測定する。		
2,000 m ² 未満は3個、2,000 m ² 以上は6個採取し試験する。	厚さ測定後のコアを利用する。 締固め度、アスファルト量の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、2,000 m ² 未満はさらに3個 (X6)、2,000 m ² 以上はさらに4個 (X10) 追加し、これが合格判定値の範囲内であれば良い。	2,000 m ² 未満は3個、2,000 m ² 以上は6個採取し試験する。	2,000 m ² 未満は3個、2,000 m ² 以上は6個採取し試験する。	1 工事に3個採取し試験する。	厚さ測定後のコアを利用する。 締固め度、アスファルト量について、測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、AB工事は2,000 m ² 未満はさらに3個 (X6)、2,000 m ² 以上はさらに4個 (X10) 追加し、これが合格判定値の範囲内であれば良い。 C工事はさらに3個 (X6) 追加し、これが合格判定値の範囲内であれば良い。
1 工事に1回品質証明書によりチェックする。		1 工事に1回品質証明書によりチェックする。	1 工事に1回品質証明書によりチェックする。	1 工事に1回品質証明書によりチェックする。	

改正後						現行					
工 種	種 別	区 分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準	工 種	種 別	区 分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
セメント安定処理路盤	材 料	必 須	配合試験	舗装調査・試験 法便覧[4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7 日 間〕 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7 日 間〕 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート 舗装)	7 上層 路盤 (水 硬性 粒調 スラ グ路 盤)	路 盤 材 料	必 須	粒 度 の 測 定 (ふるい分け試 験)	JISA 1102	共通仕様書による。
						単位容積質量			舗装試験法便覧		
			骨材の修正 C B R 試験	骨材の修正 C B R 試験舗装 調査・試験法便 覧 [4] -5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	一軸圧縮強さ			舗装試験法便覧		
			土の液性限界・塑 性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験 法便覧 [4] -103	下層路盤 塑性指数 PI：9 以下 上層路盤 塑性指数 PI：9 以下	修正 CBR			舗装試験法便覧 準拠		
			土の液性限界・塑 性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験 法便覧 [4] -103	下層路盤 塑性指数 PI：9 以下 上層路盤 塑性指数 PI：9 以下	締め固め試験			締め固め試験	JISA 1210	
			粒度 (2.36mm以下)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内				墨色判定試験	舗装試験法便覧	
			粒度 (75μm以下)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内				水浸膨張比	舗装試験法便覧	

改正後					現行						
工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
セメント上安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	個々の測定値が最大乾燥密度の95%以上 X_{10} 95%以上 X_0 95.5%以上 X_3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	7-上層路盤施工（水性粒調スラッグ路盤）	路盤施工	必須	黄色相定試験	舗装試験法 便覧	黄色しないこと（吸光度0.05以下）
									水浸膨張率	舗装試験法 便覧	1.5%以下
									ブライマーの品質 （JIS K 2208 の項目）		JIS K 2208 の項目について JIS K 2208 の規格値
									締め固め密度 の測定	舗装試験法 便覧	合格判定値 X_{10} A 最大乾燥密度の95.0%以上 B 最大乾燥密度の95.5%以上 C 最大乾燥密度の96.0%以上 X_0 A 2.36 mm 10%以内 0.075 mm 4%以内 B C A 12kg/cm ² (1.2N/mm ²)以上 B 12kg/cm ² (1.2N/mm ²)以上 C
その他	その他	その他	粒度の測定 （ふるい分け試験 A 工事のみとする 								

改正後						現行					
工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
土水路工（インバート下の盛土）	(1) 盛土	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。	20土水路工（インバート下の盛土）	(1) 盛土	材料	突固め試験	JIS A1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A1202					土粒子の密度試験	JIS A1202	
		施工	土の含水比試験	JIS A1203	【略】			施工	土の含水比試験	JIS A1203	【略】
			砂置換法による土の密度試験	JIS A1214					現場密度の測定	JIS A1214	
水路工（管水路）	(1) 基礎（砂基礎等）	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A1210	工事着手前1回及び材料が変わった場合。	30土水路工（管水路）	(1) 基礎（砂基礎等）管径600mm以上のもの性質に適用する600mm未満については特別仕様書による	材料	突固め試験	JIS A1210	工事着手前1回及び材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A1202					土粒子の密度試験	JIS A1202	
			土の粒度試験	JIS A1204					土の粒度試験	JIS A1204	
		施工	砂置換法による土の密度試験	JIS A1214	【略】			施工	編場密度の測定	JIS A1214	【略】
			土の含水比試験	JIS A1203							
(参考) 規格値						(参考) 規格値					
【略】						【略】					
管理方式						管理方式					
【略】						【略】					
処置						処置					
【略】						【略】					

改正後						現行					
工種	項目	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準	工種	項目	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
			(1)	堤防盛土	材料				突固めによる土の締固め試験	JIS A1210	工事着手前 1 回及び盛土材料が変わった場合。
									土粒子の密度試験	JIS A1202	
									土工	土の含水比試験	JIS A1203
			砂置換法による土の密度試験	JIS A1214				13 現場密度の測定	JIS A1214		
(参考) 規格値						(参考) 規格値					
【略】						【略】					
管理方式						管理方式					
【略】						【略】					
処置						処置					
【略】						【略】					

改正後					現行				
項目	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準	項目	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
捨石材	(1)	圧縮強度	JIS A 5006	1. 採取場所及び材質が変わる毎に1回。	1.0	材 料	1.0 圧縮強度	JIS A 5006	1. 採取場所及び材質が変わる毎に1回。
・	材	見掛比重	JIS A 5006	2. 重要な場合は特別仕様書による。	捨石材		1.1 見掛比重	JIS A 5006	2. 重要な場合は特別仕様書による。
基礎	料	吸水率	JIS A 5006		・		1.2 吸水率	JIS A 5006	
割栗					2.0				
石材					基礎				
					割栗				
					石材				
(参考) 規格値					(参考) 規格値				
【略】					【略】				
管理方式					管理方式				
【略】					【略】				
処置					処置				

改正後						現行					
4 アスファルト関係						4 アスファルト関係					
工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準	工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2 表3 表4	アスファルト舗装 (表層・基層)	材料	必須	比重及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	共通仕様書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下				すりへり減量	JIS A 1121	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.3%以下				単位容積重量の測定	JIS A 1121	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下				単位容積重量の測定	JIS A 1104	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による				骨材の粒度の測定	JIS A 1102	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下				骨材中に含まれる粘土塊長	JIS A 1137	
			フィラーの弾性模数試験	JIS A 1205	4以下				フィラーの品質	舗装試験法 便覧	
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	50%以下				骨材の安定性試験	JIS A 1122	
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-59	3%以下				骨材の軟石量試験	JIS A 1126	
			フィラーの割断抵抗力試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-61	1/4以下						
			製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-71	水浸膨張比:2.0%以下						
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下						
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石:30%以下 CSS:50%以下 SS:30%以下						
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下						
									その他		

改正後						現行						
工 種	種別	区分	試験 (測定) 項 目	試験方法	試験 (測定) 基準	工 種	種別	区分	試験 (測定) 項 目	試験方法	試験 (測定) 基準	
アスファルト舗装	材 料	必 須	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	101 アスファルト舗装 (表層・基層)	アスファルト	その他	針入度試験	JIS A 2207		
			針入度試験	JIS K 2207	・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.2 ・セメント・インジアンアスファルト:表 3.3.4				引火点試験	JIS K 2207		
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.2				軟火点試験	JIS K 2207		
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3				伸度試験	JIS K 2207		
				トルエン可溶分試験	JIS K 2207		IS K 2207					
				トルエン可溶分試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・セメント・インジアンアスファルト:表 3.3.4	密度試験	JIS K 2207	JIS K 2207		
				引火点試験	JIS K 2205-1 JIS K 2205-2 JIS K 2205-3 JIS K 2205-4		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.2 ・セメント・インジアンアスファルト:表 3.3.4	乳剤の品質試験	JIS K 2208	乳剤の品質試験 カリウム・ソーシウム系		
				落湯加熱試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.2 ・セメント・インジアンアスファルト:表 3.3.4	引火点試験	JIS A 2207	引火点試験 ス・デナシ試験	JIS A 2207	
				蒸発後の針入度比較試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1					

改正後					現行			
工 種 アスファルト舗装	種別 材 料	区分 必 須	試験 (測定) 項 目	試験方法	試験 (測定) 基準	(参考) 規格値	管理方式	処置
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3 ・セミゾーノンアスファルト:表 3.3.4			
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法 便 覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミゾーノンアスファルト:表 3.3.4			
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法 便 覧 [2]-192				
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法 便 覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3			
					(参考) 規格値	管理方式	処置	
施工前、材料変更時								

改正後					現行									
工種	種別	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準		工種	種別	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準		
アスファルト舗装	アスファルト舗装	必須	【略】	舗装調査・試験法便覧			10 アスファルト舗装(表層・基層)	混合物	必須	【略】	舗装試験法便覧			
			ホットビットンの骨材粒度試験(合成粒度)	JIS A 1102	台成粒度	ホットビットンの骨材粒度試験(合成粒度)				JIS A 1102	台成判定値			
					2.36mm						$\bar{X}_{10}$			
					$\pm 8.0\%$ 以内 $\pm 7.5\%$ 以内 $\pm 7.0\%$ 以内						$\pm 8.0\%$ 以内 $\pm 7.5\%$ 以内 $\pm 3.5\%$ 以内			
					$\pm 3.0\%$ 以内						$\pm 3.0\%$ 以内			
			アスファルトの温度測定							アスファルトの温度測定				
			アスファルト抽出試験	舗装調査・試験法便覧	混合物のアスファルト量 $\bar{X}_{10} \pm 0.55\%$ 以内 $\bar{X}_6 \pm 0.50\%$ 以内 $\bar{X}_3 \pm 0.50\%$ 以内 ①実施配合の値と比較					混合物の7.5mm抽出試験	舗装試験法便覧	混合物の7.5mm抽出試験	$\pm 0.55\%$ 以内 0.50% 以内	$\pm 0.50\%$ 以内
			混合物の粒度試験	舗装調査・試験法便覧	①実施配合の値と比較					混合物の粒度試験	舗装試験法便覧	①A・B・C工事用台材に共通 ②実施配合の値と比較		
			基準密度の決定	舗装調査・試験法便覧						混合物の基準密度の決定		共通仕様書による。		

改正後					現行							
工 種	種 別	試験 (測定) 項 目	試験方法	試験 (測定) 基準	工 種	種 別	区 分	試験 (測定) 項目	試験方 法	試験 (測定) 基準		
アスファルト舗装	舗装工程	コア採取による品質管理	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	X10 98%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 混合物のアスファルト量 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内	10 アスファルト舗装 (表層・基層)	施工	必須	敷き均し温度の測定		110℃以上		
		1. 密度試験							コア採取による品質管理	共通仕様書	締め 締め 度	基準密度の 96.0%以上 96.5%以上 基準密度の 96.0%以上 96.5%以上 基準密度の 96.0%以上 96.5%以上
		2. アスファルト量抽出試験						実施配合のアスファルト量と採取コアからの抽出アスファルト量の差により判断する。	(1) 密度試験 (2) アスファルト量抽出試験	舗装試験法便覧別冊	A B C A B C A B C	±0.55% 以内 ±0.55% 以内 ±0.50% 以内 ±0.50% 以内 ±0.50% 以内
					実施配合のアスファルト量と採取コアからの抽出アスファルト量の差により判定する。但し、着色混合物は除く。							
					タックコート材の品質 (JIS K 2208)					JIS K 2208 の項目について JIS K 2208 の規格値		
					すべり抵抗試験							
					ホイルトラッキング試験							
					DS1,500 回/mm 以上。改質アスファルト使用時。							

改正後

現行

試験基準	摘要
	① 使用量を算出し承認を得ること ② 1工事での使用量が50t未満の場合に、同一プラントで他工事に使用する同一配合の管理データがあれば、原則としてそのデータを使用して良い。 ③ アスファルトの温度は、連続指示自記記録計とすること。 ④ 試験はプラントの試験データで良い。 ⑤ 基準密度は監督員の承認を得ること
合材種別ごとに1月3回で実施する。 随時実施する。	
1日につき1回行う。	
当初の2日間午前・午後各1回。 舗設日が1日の場合は2回実施する。 2,000m²未満は3回。 2,000m²以上は6回実施する。	10個の測定値が得られない場合は3個の測定値の平均値N3が規格値を満たすものとするが、N3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値N6が規格値を満たしている。
随時	
1工事に1回、品質証明書によりチェックする	
設計図書による舗設車線毎200m 毎に1回	

試験基準			摘要
合材種別ごとに1月3回で実施する。	合材種別ごとに1月3回で実施する。	合材種別ごとに1月3回で実施する。	① 1工事での使用量が50t未満の場合に、同日・同一プラントで他工事に使用する同一配合の管理データがあれば原則としてそのデータを使用して良い。
随時実施する。	随時実施する。	随時実施する。	② アスファルトの温度は、連続指示自記記録計とすること。
1日につき1回行う。			③ 試験はプラントの試験データで良い。
			④ 基準密度は監督員の承認を得ること。(様式による)
当初の2日間午前・午後各1回。 舗設日が1日の場合は2回実施する。	敷き均し時に運搬トラック1台ごとに測定する。 2,000m²未満は3個、2,000m²以上は6個採取し試験する。 1工事に1回、品質証明書によりチェックする。	敷き均し時に運搬トラック1台ごとに測定する。 1工事に3個採取し試験する。 1工事に1回、品質証明書によりチェックする。	⑤ 混合物の温度測定記録は伝票に記入する。 【略】
舗設車線毎200mごとに1回実施する。			

改正後						現行					
工 種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準	工 種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
アスファルト舗装 (再生合材)	材 料 (再生骨材)	必 須	アスファルト量	舗装調査・試験法便覧「別冊」	3.8%以上	11 アス ファ ルト 舗 装・ 表 露・ 基層 (再 生合 材)	材 料	必 須	アスファルト量	舗装試験法便覧「別冊」	3.8%以上
			粒度	JIS A 1102					粒度	JISA 1102	
		そ の 他	微細分量	舗装再生便覧				そ の 他	洗い試験で決まる量	共通仕様書	5%以下
			針入度	ASTMD 1856 JIS K 2207	【略】				針入度	ASTMD1856 JISK 2207	【略】
			最大比重	ASTMD 2041					最大比重	ASTMD 2041	
	材 料 (再生アスファルト)	そ の 他	針入度 25℃1/10 mm	JIS 2207			再 生 ア ス フ ア ル ト	そ の 他	針入度 25℃1/10 mm	JIS 2207	
			軟 化 点 ℃						軟 化 点 ℃	アスファルト舗装要綱 (室内で調査調整したもの)	47～55 (40～60) 44～52 (60～80)
			伸 度 (15℃) cm						伸 度 (15℃) cm		
			トルエン 可溶分 %						トルエン 可溶分 %		
			引火点 ℃						引火点 ℃		
			薄膜加熱質量 変化率 %						薄膜加熱質量 変化率 %		
			薄膜加熱針入度 変化率 %						薄膜加熱針入度 変化率 %		
			蒸発後の針入度 比 %						蒸発後の針入度 比 %		
			比 重 (25/25℃)						比重 (25/25℃)		
			再生用添加剤						再生用添加剤		

改正後				現行			
試験基準				試験基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			
試験（測定）基準				試験（測定）基準			
【略】				【略】			
試験（測定）項目				試験（測定）項目			
試験方法				試験方法			

改正後		現行	
試験基準	摘要	試験基準	摘要
配合は同一材料により6ヵ月以内に配合されたものがあり良好な結果であればそれを使用して良い。	① 使用届を提出し承諾を得ること ② 1工事での使用料が50t未満の場合、同一プラントで他工事に使用する場合、同一配合の管理データがあれば、原則としてそのデータを使用して良い。 ③ アスファルトの温度は、連続指示自記記録計とすること。	配合は同一材料により6ヵ月以内に配合されたものがあり良好な結果であればそれを使用して良い。	① 使用届を提出し承諾を得ること ② 1工事での使用料が50t未満の場合、同一プラントで他工事に使用する同一配合の管理データがあれば、原則としてそのデータを使用すれば、良い。 ③ アスファルトの温度は、連続指示自記記録計とすること。
月に1回の割合で実施する。		月に1回の割合で実施する。	
1日につき1回行う。		1日につき1回行う。	
1日につき1回行う。		1日につき1回行う。	
当初の2日間午前・午後各1回。 舗設日が1日の場合は2回実施する。		当初の2日間午前・午後各1回。 舗設日が1日の場合は2回実施する。	④ 試験はプラントの試験データで良い。 ⑤ 基準密度は監督員の承諾を得ること。
	自記記録計による。		自記記録計による。
随時決定する。		随時決定する。	
1工事(出荷前)に1回実施する。	衝流動性の確認		

改正後						現行											
工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験（測定）基準						
アスファルト舗装（再生含む）	舗設現場	必須	敷き均し温度の設定		110℃以上	舗装・基層・基層（再生含む）	施工	必須	敷き均し温度の設定		110℃以上						
			コア採取による品質管理 1 密度試験 2 アスファルト量抽出試験	舗装調査・試験法規範「別冊」	実施配合のアスファルト量と、採取コアからの抽出アスファルト量の差により判定する。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 混合物のアスファルト量 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内				コア採取による品質管理 1 密度試験 2 アスファルト量抽出試験	舗装試験法規範「別冊」							
						合格判定値											
						国の密度						Δ_{10} Δ_6 Δ_3					
												A基準密度の96%以上 B基準密度の96%以上 C基準密度の96%以上					
												A±0.5% B±0.5% C±0.5%					
												実施配合のアスファルト量と、採取コアからの抽出アスファルト量の差により判定する。					

改正後		現行	
試験基準		試験基準	
同時		敷き均し時に選抜トラップ1台ごとに測定する。	
2,000㎡未満は3個、 2,000㎡以上は6個採取し試験する		A 工 事 2,000㎡未満は3個、 2,000㎡以上は6個 採取し試験する	
10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。		B 工 事 2,000㎡未満は3個、 2,000㎡以上は6個 採取し試験する	
		C 工 事 1工事に3個採取し 試験する。	
		厚さ判定後のコアーを利用する。 測定後の平均判定値の範囲外に出た場合 A、B 工事の場合は、2,000㎡未満はさらに3個 (X6) 2,000㎡以上はさらに4個 (X10) 追加しこれが合格判定値の範囲内にあれば良い。 C 工事の場合は、さらに3個 (X6) 追加し、これが合格判定値の範囲内にあれば良い。	

改正後				現行			
試験基準		摘要		試験基準		摘要	
工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	試験 (測定) 基準	1 工事に1回実施する。	
						工事着手前	
						車道舗装に準ずる。	
						ただし車道舗装と同一配合の合材を使用する場合は省略して良い。	
						路肩舗装の車道と同時に施工する場合は、車道の品質管理によって良い。	
工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	試験 (測定) 基準	随時実施する。	
						アスファルトの温度は連続指示自記記録計とする。	
						同上	
						路肩舗装の車道と同時に施工する場合は、車道の品質管理によって良い。	
						1 日につき1回行う。	
工種	種別	区分	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	試験 (測定) 基準	当初の2日間、午前午後各1回。舗設日が1日の場合は2回実施する。	
						同上	
						路肩舗装の車道と同時に施工する場合は、車道の品質管理によって良い。	
						1 日につき1回行う。	
						当初の2日間、午前午後各1回。舗設日が1日の場合は2回実施する。	

改正後

現行

改正後		現行	
試験基準	摘要	試験基準	摘要
同時	路肩舗装を車道と同時に施工する場合は、車道の品質管理によって良い。	敷き均し時に運搬トラック1台ごとに測定する。	路肩舗装を車道と同時に施工する場合は、車道の品質管理によって良い。
1工事につき3個採取し試験する。 ※橋面舗装は、現時点入会資料を、任意に3回採取し抽出試験を行う。	同上 厚さ測定後のコアーを利用する。 測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、さらに3個(X6)追加し、これらが合格判定値の範囲内にあれば良い。 橋面舗装は、コア採取しないで、As 合材裏(プラント)出荷数値)と舗設前縦及び厚さでの密度管理、または車道同敷による管理を行う。 ※締め固め度の管理基準は車道部については「アスファルト舗装費属・基層」の基準、歩道部については本基準を採用する。	1 工事につき 3 個採取し試験する。	同上 (ただし強度試験はのみなく) 厚さ測定後のコアーを利用する。 測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、さらに3個(X6)追加し、これが合格判定値の範囲内にあれば良い。
1 工事につき 3 個採取し試験する。			

改正後				現行			
5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係				5 コンクリート二次製品及び鋼材関係			
(1)プレキャストコンクリート製品関係				(1)コンクリート二次製品関係			
種 類	規格	試験方法	標準ロット数	種 類	規格	試験方法	標準ロット数
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
【割除】	【割除】	【割除】	【割除】	コア式プレストレストコンクリート管 (PC)	JIS A5373	JIS A5373	50本
遠心力鉄筋コンクリート杭	【略】	【略】	【略】	遠心力鉄筋コンクリートく	【略】	【略】	【略】
プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリート (PHC杭)	【略】	【略】	【略】	プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートく (PHCく)	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】		【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
(参考) 規 格 値				(参考) 規 格 値			
【略】		【略】	【略】	【略】		【略】	【略】
(2)鋼材関係				(2)鋼材関係			
種 類	規格	試験方法	試験項目	種 類	規格	試験方法	試験項目
鋼管杭	【略】	【略】	【略】	鋼管く	【略】	【略】	【略】
H形鋼杭	【略】	【略】	【略】	H形鋼く	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
(参考) 規 格 値				(参考) 規 格 値			
【略】		【略】	【略】	【略】		【略】	【略】

改正後				現行			
6 その他の二次製品				6 その他の二次製品			
種類	規格	試験方法	標準ロット数	種類	規格	試験方法	標準ロット数
ダクタイル 铸铁管	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
ダクタイル铸铁直管 ダクタイル铸铁異形 管 ダクタイル铸铁 管継ぎ手 (農業用水用)	JDPA G 1027	JDPA G 1027		ダクタイル铸铁 直管及びダクタ イル铸铁異形管 (農業用水用)	JDPA G 1027	JDPAG 1027	
硬質ポリ塩化ビニル 管	JIS K6741	JIS K6741	1,000本	ダクタイル铸铁 管継ぎ手 (農業用水用)	JDPA G 1028	JDPAG 1028	
水道用硬質ポリ塩化 ビニル管	JIS K6742	JIS K6742	1,000本	硬質塩化ビニル 管	JIS K6741	JIS K6741	1,000本
強化プラスチック複 合管	JIS A5350	JIS A5350	200本	水道用硬質塩化 ビニル管	JIS K6742	JIS K6742	1,000本
鋼管	JIS G3443-1 JIS G3452 JIS G3454	JIS G3443-1 JIS G3452 JIS G3454	200本	強化プラスチック 複合管	JIS A5350	JIS A5350	200本
水輸送用塗膜鉄鋼管	JIS G3443-1	JIS G3443-1					
配管用炭素鋼管	JIS G3452	JIS G3452					
圧力配管用炭素鋼 管	JIS G3454	JIS G3454					
配管用アーク溶接炭 素鋼管	JIS G3457	JIS G3457					
水輸送用塗膜鉄鋼管 の異形管	JIS G3443-2	JIS G3443-2					
農業用プラスチック 被覆鋼管	WSP A-101	WSP A-101					

改正後				現行			
(参考)規格値	管理方式	処	置	(参考)規格値	管理方式	処	置
【略】	【略】	【略】		【略】	【略】	【略】	
別表第4施工管理記録様式 【略】				別表第4施工管理記録様式 【略】			
参考資料				品質管理			
1 管水路の通水試験				7 管水路の通水試験			
				【略】			
2 プルーフローリング試験				8 プルーフローリング試験			
【略】				【略】			
【削除】				9 プルーフローリングの試験方法			
				【略】			
3 杭の打ち止め管理 (参考)				10 杭の打ち止め管理 (参考)			
【略】				【略】			
4 レディミキストコンクリート単位水量測定要領 (案)				【新設】			
1. 適用範囲							
本要領は、レディミキストコンクリートの単位水量測定について、測定方法および管理基準等を規定するものである。							
なお、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m ³ 以上施工するコンクリート工を対象とする。							

改正後	現行
2. 測定機器 レディミクスコンクリートの単位水量測定機器については、エアメータ法がこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用することとし、施工計画書に記載させるとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。 3. 品質の管理 受注者は、施工現場において、打ち込み直前のレディミクスコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。 4. 単位水量の管理記録 受注者は、測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある測定機器を使用した場合は、プリント出力）・保管するとともに測定状況写真を撮影・保管し、監督職員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。また、1日のコンクリート打設量は単位水量の管理シートに記載するものとする。 5. 測定頻度 単位水量の測定頻度は、(1)及び(2)による。 (1) 2回/日（午前1回、午後1回）、又は重要なコンクリート構造物では重要度に応じて100～150m³に1回 (2) 荷卸し時に品質の変化が認められたとき、 なお、重要なコンクリート構造物とは、高さが5m以上の鉄筋コンクリート構造物（プレキャスト製品は除く）、内空断面が25m以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（PCは除く）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・極門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。 6. 管理基準値・測定結果と対応 (1) 管理基準値 現場で測定した単位水量の管理基準値は、次のとおりとして扱うものとする。	

改正後

現行

区分	単位水量 (kg/m ³)
管理値	配合設計±15kg/m ³
指示値	配合設計±20kg/m ³

注) 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20～25mm の場合は 175kg/m³、40mm の場合は 165kg/m³ を基本とする。

(2) 測定結果と対応

a 管理値内の場合

測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設してよい。

b 管理値を超え、指示値内の場合

測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合は、そのまま施工してよいが、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。

その後、管理値内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。

なお、「管理値内に安定するまで」とは、2回連続して管理値内の値を観測することという。

c 指示値を超える場合

測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車には入らずに持ち帰らせるとともに、受注者は水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。

その後、単位水量が管理値内になるまで全運搬車の測定を行う。

なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。

【略】

レディーミクスコンクリートの単位水量測定の実施手順図

改正後	現行
	【削余】 土地改良（土木）工事施工管理基準実施要領 1 総則 この要領は、茨城県が行う県営土地改良事業の施工管理を実施する場合に適用する。 2 管理の方法 (1) 工程管理 工程管理は、工事内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により作成した工事工程表によって管理するものとする。 (2) 直接測定による出来形管理 原則としてすべての工程に適用し、管理の方法は、結果一覧表等によるか又は、構造図への朱記、併記によるものとする。 (3) 撮影記録による出来形管理 全ての工程に適用し、特に完成後明視できない部分の重要な箇所については、撮影箇所を増加することができるものとする。 (4) 品質管理 原則として全ての工程に適用し、管理の方法は管理図表、結果一覧表によるものとする。但し、下記の工程の管理基準は、構造物の規模、構造物の品質確保の重要度等から判断して特別に定めることができるものとする。 ア ダム、頭首工、幹線排水路及びこれらと関連のある施設 イ 揚水機場等のコンクリート構造物 ウ 橋台、橋脚等のコンクリート構造物 エ コンクリート擁壁、石積（張）、ブロック積（張）等で高さ又は延長の大きな構造物 オ 道路、堤防等 カ 土工及び材料 3 施工管理の細目 (1) 監督員は、請負者の管理記録をチェック確認し、必要に応じ現場で検測を行うものとする。検測の結果が記録と一致しない場合又は記録に不備が認められる場合等には、更に別途の方法（ドリル又はコア等）でチェックを行う。 (2) 出来形管理規格値（出来形の合否を判定する基準値）は、規格値を超えてはならない。 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を原則とする。ただし、上限を超えても構造上及び機能上に支障ない場合はこの限りでない。 4 その他 道路工の管理様式については、土木部様式を使用するものとする。

